

對なりしなり、殊にショリッパハンに此事を譲りたる時、彼も強固なる反對意見を抱持するを見たりしが、幾分かゴルドン將軍を貶して此事業を處理するに不適當なるべしと云へるが如き反對を表するは、余の好む所にあらざりしを以て、余は唯埃及政府が正當の理由より將軍の來任に反對なる理由を記し、且つ倫敦の政治社會にも注意を惹かしめんと希望を有し、十二月二日、グランビル卿に返電して、埃及政府は甚しくゴルドン將軍の來任に反對なり、其理由とする所は、ミーメン事件は宗教運動なるを以て、基督教徒を總指揮官に任命せば、始終埃及政府に忠實なる會長等を離反せしむるの虞ありと云ふにあり、故に余は此問題に關し、敢て埃及政府を壓迫せざらん事を希望するなりと報告せしに依り、此問題は一時廢棄せられしが、當時倫敦の新聞雜誌は一齊に、ゴルドン將軍がミーメン事件に關して有用の材なる事を論じ、殊に埃及問題を論議するに最も力を用ひたるバルマールガゼット紙の如きは極めて熱心にゴルドン將軍をミーメンに送るべきを主張せり、其後十二月二十二日に至り、余はグランビル卿に打電して、英國政府がミーメンより埃及軍撤退の事を主張すべき事を勧告し、又ショリッパハンが十

中八九附任するに至るべき事を報じ、且つハーッリームに高位の一將を送り、各守備隊撤去の全權を附與し、又彼をして地方の將來に對して最良の計畫を按排せしむべしと建議したりしが、一月七日に至りショリッパハンの内閣は辭任して、ハーッリーの内閣成立を見るに至れり、然るに一月十日、グランビル卿は余に打電して、埃及内閣更迭して事情も變動すべきを以て、此際ゴルドン將軍若くはチャーリス・スウ・ルンを用ふるの道なきや否やを照會し來りしが、余は十二月廿二日、グランビル卿に電報を發せし以來、十分此問題を考案すべき時日を有せしも、深く考ふるに従つて、ゴルドン將軍にもあれ、或は他の英國人にもあれ、之をハーッリームに派遣するの不得策なるを感せり、而してミーハーッリーとも此問題を相談せしが、兩人の意見は一致して、アブズル・ケイマーをハーッリームに送るは最良の業なるべしと云へる結論に到着したり、而してそは彼が以前に於てミーメン都督の任に居り、且つヌアワット大佐が非常に賞讃せる程の人物として勇氣及び技術を備へし軍人なりとの聲譽を博せしが故なり、事情斯くの如くなるを以て、一月十一日、余はグランビル卿に返電し、ミーハーッリーとも熟議したれども、當時

ゴールドン將軍を用ふるも、或はサーチャールズスウールソンを用ふるも、有益ならざるが如しと報告し、余は已に二度までもゴールドン將軍をハーシュームに送らんとするの職を排斥したりしが、今に至りて過去を回顧すれば、三度目も同様の行動を取らざるべからざりしなり。

然るに一月十四日、グランビル卿の電報は到着して、ハーシュームより軍隊及び埃及居留民を退去せしむる事に關し、前途の模様及び之に對する處置に關し、更に尙報告するを得べきや否やを照會し來りしが、翌日即ち十六日、卿は再び余に私電を發し、余は間接にゴールドン將軍がカイロを経ずして、真直にスアキーンに赴かんとするの手續を終りたるを聞けり、而して其使命は幾分か漠然たるが如く、唯シューメンに於ける軍事上の状態を政府に報告すと云ふにありて、其他には別に關係する所なくして歸國するのみなるが如し、然れ共將軍は貴下の下に在りて訓示を受け、又貴下の手を通じて報告を送らんとするなり、貴下及びシューメンは電報其他の事情に關し、彼に補助を與へらるべく、埃及政府も亦イブツヒムベローラーグラーをして、一人の記者を率ゐるスエズに派遺せしめ、同所に於てゴ

ドン將軍に會せしむるなり、シューメンの状態に關する將軍の報告は、本國政府及び貴下に取りて或は有益ならん見に角、將軍の派遺は本國に於ては非常に好評なるも、一方より顧れば相應に反對すべき理由もあるべきを以て、貴下の單獨なる意見或はシューバーレンの意見をも副へて、遠慮なく余に報告せられたしと照會し來りしに依り、一月十六日、余は公私二通の電報をグランビル卿に發し、前者に於ては、ハーシューム退去の問題は目下討論中なるを以て、不日電報にて詳細を閣下に申告し得べきことを期す、然れどもこの事件には、必ずその大なる困難の伴ふべきは論を俟たずして、埃及政府は新任陸軍大臣アブツルケイマーを派遺せんとし、彼も初めはその任を諾したれども、後終に之を辭せり、故に若し英國政府にして適當なる英國將校を選抜し、埃及の陸軍大臣に代りて其人をハーシュームに派遺するに至らば、埃及政府は深く感謝すべく、又はその將校が退却を監督せんが爲めに文武兩面に於て十分の権力を附與せらるゝに至るべしと報告し、私電に於ては、余は本日公電を發し、又昨日は閣下の私電を受領したり、若しゴールドン將軍にして成るべく迅速にシューメン退却の方針を行ひ、同時に人々の生命

を救助せんとの方針を實行せん事を保證せらるゝに至らば、或は將軍は最も此任に適したるの人ならんか、將軍は豫め十分に彼が埃及に於ける英國の代表者より訓示を受け、又其代表者に報告をなすべき事を了解すべき要あり、將軍は本月初旬はブラスセルヌに居りたれども、今は已に英國に歸りたりと思はるゝを以て、若し果して然らば、余は閣下が將軍を引見せられんことを望むなり、若し將軍にして十分明瞭に己れの位置及び又取るべきの方針とを會得せられんか、余は如何なる他の人よりも寧ろ將軍を欲するなり、然れ共將軍にして是等の事を會得せざらんか、余は敢て將軍の來らん事を欲せざるなり、若し愈、將軍にして來らざるに決定せば、余はヌアット大佐を推薦せん、然れども何人が任に當るも、其人は非常に困難にして又危険なる役に當らざるべからざるを明白に警告せらるゝの要あるなり」と報知したり、而して一月十八日、グランビル卿は余に電報を送りて、ゴルドン將軍及びヌアット大佐は同夜埃及に出發せし山の通知ありしが、同日卿は復た私信を發して、余は貴下がゴルドン將軍の任命を承諾せられたるを喜ぶ、將軍は大に賞讃する所あるべし、兎に角彼の任命は本國の各階

級を通じて一般に好評あるに至らん、加之將軍は深く貴下を賞讃し喜んで貴下の下に來るべきの希望を表白したり……………と記載せしが、ゴルドン將軍も亦自れのスピーマンに來れる始末を記し、其一節中に於て、丁度正午頃、ウォールスレー卿は余を訪問し、余を伴うて各大臣等の許に往きたり、卿は先づ各大臣と談議したる後、余に語るに、英國政府はスピーマン將來の政治に關係せざるべきを以て、開所を引揚げんと計畫をなし、是下をして此任に當らしめんとす、是下は此任に應ずるの意ありやと問ひたるに依り、余は之に應ずべきを答へしに、卿は然らば入りて大臣等を見よと云ひしに依り、余は初めて内に入りしに、大臣等は余に對してウォールスレー卿が余に任命を傳へしや否やを問ひたり、故に余は彼等に對して政府は將來スピーマン政府を保護せざるべきに依り、余を派遣して開所引揚の任に當らしめんと欲するなりと答へしに、大臣等は其意なりと云ひて會見を終り、余は同日午後八時、カレリスに向け出立するに至れりとの記事を見たり、バルマルガゼット紙の記載に據れば、將軍の任命は黨派の異同を問はず、國內一般に非常の賞讃を以て迎へられ、同時に亦英國政府及び余は早く將軍の如き有爲の材

を鑑識して其任に當てざりしを痛く攻撃せられしなり。

クラフトストーンの内閣はムーメンの事件の初期に當り、其處理に就て二個の大失計を演せしなり。其一はなすべき事をなさざるの罪にして、其二はなすべき事なしたるの罪なり。換言すれば前者はヒックス將軍の遠征を止めずして徒に袖手傍觀したりと云へる事にして、後者はゴルドン將軍をハーツームに派遣したりと云ふ事なり。而してムーメン事件に關し數年の展期を經たる後、往事も回顧すれば、二個の點は明瞭に余の心目に映じ、第一には如何なる英國人も決してハーツームに送るべからず、第二には若し人を送るの要あるに至るもゴルドン將軍はその人にあらざりしなりと云へる事なり。而して何が故に如何なる英國人もも送るべからざるやと問はば、其理由は現時極めて明白にして、其人がハーツームに到る時、敵に包圍せらるべきは殆ど明白なるを以て、此場合に於ては英國政府は彼を救はんが爲めに、必ず出兵するに至るべし。然るに英國政府の政略はムーメンの軍事行動に引入らるゝを避けんとするにあるを以て、ハ

ーツームに於て一人の英國將校を使用せば最早此政略に固着する能はざるの重大なる危険を有するに、殊に又ゴルドン將軍の如く近代に於ける如何なる英國人よりも一層多く人氣を集めたる人を送りたるの理由に依り、此危険は更に増大にせらるゝなり。今一例を舉げてゴルドン將軍の人氣を證せん。二月十四日、ケーアンス卿は上院に於て演説の時、ゴルドン將軍を評して大英國寶物中の一なりと論じて大喝采を博したり。而して黨派政治家等はゴルドン將軍に對する一般の人氣を利用して政治上の道具に使ひたるの跡ありと雖、兎に角ケーアンス卿の一語は眞に當時に於ける輿論の潮流を代表したるものと云ふべきなり。

英國政府は此決定したる方針が重大なる性質を帯び、若し一步を誤らば非常なる危険に陥るべきを悟らざりしが如く、又此問題も内閣會議を開きて討論せしめざりしは余の保證せんと欲する所なり。こは後年に當り、其當時政府の一人なりしサーチャールズ、ネルク氏が己れの日誌を余に示せし時、其内には、一八八四年一月十八日、陸軍省内に會議あり、出席せる者グラントン、ノーム

ブルクの諸卿及び余にして、會議の結果スーダン事件に關し報告なさしめんが爲め、ゴールドン大佐をスアマンに送るに決したりと記せらるゝを見ればなり。而して余は本國政府の大臣等よりも一層能くゴールドン將軍派遣の危険なるを察知したりと云ふを得べく、且つ之が爲めにハーツームへは英國將校を送らずして、埃及將校を送らん事を希望せしも、余と雖亦十分にそれ程の危険なるを認めざりしを以て、遂に飽くまでも埃及將校を送らん事を主張せずして止みたりしなり。然れどもハーツームに英國將校を送る事にして非なりとすれば、其人としてゴールドン將軍を送りしは更に非なりと云はざるべからざるなり。想ふに公生涯に従事したる人に取りては、其人の行動に對し世上の評論一定せずして、是非眞假容易に決定せざるは普通の例なるも、ゴールドン將軍の行動は例外にして世評の標準を離れ、ゴールドン將軍熱は一八八四年に於て英國全體を風靡せしなり。幾多の點に於て高傑なる其人格、スーダンに使命を帯びし時、其間に纏綿せる各種の事情、ハーツームに於て將軍の陥りたる危険なる位置、死戦して其都城を防禦し終に慘憺たる死を遂げし事等、總て是等の事情は深く人々の想像力を刺

撃して從つて非常に冷靜にして實地的なりとの風評を蒙るも、其實に於ては歐洲中如何なる他の國民よりも感動し易き英國人士の情緒に訴へしなり。故に英國國民の心情斯くの如く昂騰せる最中に於て、普通の場合に人の行動を判定するが如き批評の論法を、ゴールドン將軍の行動に加へんとするも、敢て耳を傾くるものなく、殊に將軍の慘憺たる最後は批評の聲を沈静せしめたり。將軍の戦死せる數年の後に於て、陸軍に敬意を有するの傾向ある一評論家、チーレ、ロング大佐は、クラドストン氏に一書を送り、ゴールドン將軍の行動に對する批評を抽出せん事を欲せしが、クラドストン氏は其個の大政治家たる度量と、一紳士たる優美の感情より此問題に對して議論を闘はず事を避けしなり。而してゴールドン將軍の名聲が英國人の心中に熱情を沸かしたる結果は、却つて不幸を招くに至れりと雖、余は之を非難する能はずして、其事は却つて實際に英國公衆の名譽を發揚するに足るべき者と信ず。是は英國人がゴールドン將軍を賞揚したるは、蓋も卑劣なる我愆の精神より出でしにあらざして、道徳上の價值に對する純粋高尚なる嘆羨なりしを以て、今日の如く滔々として物質主義の隆盛なる時代に於て、道徳

上の價值が一大文明國の人心を收攬したるの事實を證せるなり。或はゴルドン將軍の實際の生涯は公衆の信じたるが如く十分なる理想的英雄の標準には未だ到達せざりしやの憾なきにあらざと雖、ゴルドン將軍も亦人なれば絶對的に無疵無瑕なるを得ず、假令多少の缺點を有せしにもせよ、大體の性質に於ては眞に尊敬するに足る、又何ぞ細瑣を尤むべけんや、余は斯くの如くゴルドン將軍を賞美すと雖、これ唯將軍の高尙なる勇氣及び軍事上の智能を稱するにのみならず、勿論將軍は是等の點に於ても卓越したりと雖、余は寧ろ多く將軍の道德的實質を賞揚せんと欲するなり、殊に將軍の動すべからざる宗教上の信念は、假令幾分の癖を存したりと雖、全く純粹無垢なるものなり、且つ其私行の潔白なる或は普通人生の最大刺戟物たる金錢及び爵位等に關し、將軍が超然的に清廉なりしは何人と雖、之を疑ふ能はざる所にして、其懐抱したる處世の目的の如きも絶對的に高尙の極に達せしなり、加之ゴルドン將軍は、最も能く英國公衆の同情を惹くべき點をも具備せしなり、蓋し將軍は絶對的に區々たる體節に顧着せず、從つて規律等に堪ふる能はず、彼は官吏に對して憤怒の結果、始終怒罵を放らしなり、然れ

ども政府官吏を憎せざるの風習は、深く英國人の心中に浸潤せるは事實なるを以て、余の希望としても、他より深く干渉せらるゝを厭ふの習慣性は長く英國に存在せん事を欲するなり。

想ふに一個人にせよ、一國人にせよ、想像力の理性の上に出づるは蓋だ危險なる事にして、英國人がゴルドン將軍の名聲に魅せられし時は、恰も此危險に陥りたりと云ふべきなり、然れども他の一方より顧れば、國民一般の想像力が善事を渴仰するの結果として、時に常軌を逸するに墮るも、常に平凡なる實用主義に拘泥し或は全然想像的性質を無視するに優れり、極端なる熱心家は政治家或は外交家に取りては蓋だ厄介なる者なれども、彼等にして世に存在せざらんか、世は却つて寂寞を感ずべし、然るに當時英國の熱心家及び感動黨は、ゴルドン將軍に於て其理想的人物を発見せしに依り、將軍に對して極端なる或は時として法外なる噴英の聲を放つに墮りしなり、然るにゴルドン將軍は特殊なる官吏(余も其内の一人なり)の一階級を好まずして、記述する所に於ては、余は公然我英國の外交官等を憎惡すと云はんと欲す、余の意見に依れば、極めて少數の例を除くの外彼

等は殆ど明白なる欺瞞者なり、而して彼等自身も亦此事を知るべきなりと論じたる事あり、斯くゴルドン將軍は此主義を大體の方針となせしに依り、後年世に公にせられ、初版以來苟くも英國人にして教育ある者が一人として讀まざる者なき程までに賞讃を博したる此日誌中に於て、エガートン氏(後のサー・エドウィン・エガートン)余及び其他の人々に對しては、怒罵嘲弄の言を盡せしが、余は是等の惡評に對しては、グラドストーン氏の主義に従ひ、決して之に答ふるをなさず、殊に又若しゴルドン將軍にして今日尙生存せんか、其記事に對して後悔痛恨の念を生ずるに至るべきは疑を容れざるを以てなり、然れども本書の引照を博くせんが爲めに、余が何の故に、ハーシュームに將軍を送るの非なるを主張せしやを記載せんと欲するなり。

一八八四年、余はグランビル卿に私信を發し、其内に於て、ゴルドン將軍が性質の正直單純なるは、全く人を魅する力ありて、其魔力に抵抗せんは不可能なり、然れども余が唯一事將軍に關して配慮する點は、その思想が全然堅實ならずして始終意見を變更する事なり、故に余は余に好感を與へたるメアツワート大佐の如き

人物が將軍に附隨せるを喜べども、將軍は之を好まざるが如く、併つて余に對して政府の人にはメアツワート大佐を乳母として余に附隨せしめたりと語りし事ありと記述したりしが、實にゴルドン將軍の性質が感情に動かされて變更し易きは顯者なる缺點にして、此缺點は將軍をして極めて冷靜著實なる腦力を要する事業には全く不適當の人となせしなり、將軍のハーシュームに在るや日々余に數十通の電報を送るを例とせしが、其意見は朝三暮四に變更し、毫も要領を得る能はざりしなり、而してグランビン卿も最初に於ては、ゴルドン將軍の性質を了解せざるが如くなりしが、將軍が此使命を帯びて出發するや否や、始めて其性質の取動不常なるに一驚を吃したるが如く、二月八日に於て余に宛てたる書信には、余はゴルドン將軍に關する貴下の書信幾通を受け、寧ろ驚駭したり、アビー・マレンに對して彼が意見を變更したるの點は了解に苦む所なり、然れどもノー・スプルック卿は余に告ぐるに、ゴルドン將軍は如何に愚呆に類する事と雖、其風流に浮びたる者は悉く之を言ひ盡すと云へ、其判断力は卓越せる者なりと云ひて余を慰むるなりとの一節を記載したり、而して余は敢て將軍の判断力は卓越せ

る者なりと云ふ程には之を許容する能はざるも、尙ノリスブルク卿の一言の如く、ゴルドン將軍の提案中には錯雜せる賛言、揆考せる意見の多きに拘らず、其内には往々確實なる常識及び政治的天才の一貫せるを見る事あり、余は深く此事を感せしに依り、英國政府は將軍の時に使用する幾層なる首辭の爲めに、其意見の確實なる部分をも排斥するに至らざるやを恐れ、二月十一日、グランビル卿に發したる電報に於ては、ゴルドン將軍の提議を考察するに當り、唯其大體の見解の良好なるを認むるのみにて、其首辭には重を置かざるべき事を常に記憶せられん事を希望す、これ吾人は其精神に重きを置くの要ありて、敢て首辭を顧るの要を見ざればなりと報告するに至りしなり。

ゴルドン將軍が高尙なる幾多の資質を備へしは、敢て疑を容れざるも、尙ヌーゲン撤去の事件を處理するが如き大難事に對しては、決して將軍の如く偏狹なる性質を有する人を其任に當つべからざりしなり、而して此事業の困難なる何人と雖、其任を全うする能はざるが如くなれど、若しゴルドン將軍に代ふるにヌーワート大佐を以てせば、幾分か良好なる成績を擧ぐるを得たりしやも知れざる

なり、然れ共當時ゴルドン將軍の名聲は隆々として人々の耳目を掩ひ、ヌーワート大佐の名は之が爲めに蔽はれて、毫も人の注意を惹くに至らざりしは、尙に奇と稱すべきなり、然れども余の見所には、於ては大佐は冷静、敏慧且つ勇氣に富みたる軍人にして、實に大佐の如く余に好感を興へたる人は少き程なりしに、未だ十分に驍足を伸ぶるに至らずして夭死せしは、英國及び埃及の爲めに深く痛悼すべき事なりとす、而して更に歩を進めて考察せざるべからざる問題は、ゴルドン將軍をヌーゲンに送りたる責任を負ふべき者は何人なりやと云へる一點に存すれども、之に對しては英國の新聞雜誌殊にハル・マルガゼットの如きは或る意味に於て主として其責任を負はざるべからずと答ふるも、敢て不可なきが如し、其理由は英國の新聞雜誌は人民を代表して、ゴルドン將軍をヌーゲンに送るべきを主張せしに依り、遂に將軍はヌーゲンに派遣せらるゝに至りたればなり、然るに其結果は近代屈指の賢明なる政治學者が、匿名にして事を論ずる事は公衆をして個人的責任の觀念を有せざる業内者の指導に従はしむるが如しと道破したる格言を連中せしめたり、勿論新聞紙の効用を論ずるの議論は明々白々に

して其内に相應の理由を備ふる事も亦敢て茲に贊言を要せずと雖、新聞紙をして社界を支配せしむる事は、種々の不利益を有する事も亦等しく明白なり、殊に其不利益の顯著なりしは、今回のムーメン事件に於けるが如く甚しきはあらず、而して此當時に於ける新聞雜誌の態度は、幾分か政府失策の罪を軽減し得べしとするも、之が爲めに政府は決して其責任を免れ得べきものにあらざるは勿論、實際の事情を述べれば、グラドストーン氏の内閣は、其處置の重大なるを十分了解せざりしなり、然るに余は全然ムーメン撤去の政略に賛成を洩したるも、其政略を實行するに非常なる困難の存すべきは等しく之を認めて十分に政府を警戒し、グランビル卿に宛てたる報告に於ても、如何なる人がムーメンに赴くにせよ、其人は至大なる困難及び危険を併有するの任務に當らざるべからずと記したるに、此言は政府の人々を動かすに至らず、亦動かすに至らざりしも當然にして、當時八方より政府に推薦してムーメン事件に對しては最高の知識を有すと囑へられたる、ゴルドン將軍其人と雖、敢て余と配慮を等しせず、スナワート大佐も亦敢て其事の危険なるを報告せざりしなり、而してゴルドン將軍の尙倫敦に

在るや、其意見は甚しく樂觀的に傾き、當時に於けるムーメンの真相をも、己れの當らんとする事業の困難をも、正當に認識せざりしは明白なるを以て、將軍は斯くの如く己れを欺きたるの結果、不知不識政府をも欺くに至り、各國政府が自然に傾き易き樂觀主義を鼓吹して政府を勸奨するに及びたるは、亦自然なりと云ふべきなり、而して余は始めて、ゴルドン將軍に會見したる後、一月二十八日、グランビル卿に發信して、ゴルドン將軍は非常に樂觀的の意見を懷き、三四ヶ月を以て其事を處理し終るを得べしと語りたりと報告せしが、已に二月二十日の頃、即ち將軍がハーシュームに到着せる後、二日を経たる後に於ても、彼はコートロゴン大佐に書簡を送りて、余が貴下にカイローに歸還すべきを提言したるの理由は、當時ハーシュームに於ては毫も危険なるの徵候存せざるが故なり、余の信する所に於てはハーシュームの安全なるはカイローに異ならず……故に貴下は恰もカインントン・パークを去るが如く、安心して此地を去りて可なりと通信するに及びしなり。

英國政府がムーメン事件の失敗を辯護するに足るべき主たる理由は、恰も佛國

革命の當時に於て革命黨の首領がマコーン派の意思に服従するとの非難を受けし時自ら辯護して、彼等は首領なるが故に、余は彼等の説に従はざるべからずと云ひたる語を以て之を盡し得べく、英國政府は敢て輿論を指導せんとは欲せずして、唯輿論に服従したりしなり、然れ共ゴルドン將軍の懐抱したる意見は、幾分か英國政府の方針を辯護する事を得べくして、若し政府の大臣等が樂觀主義を懷きたるが故に、其誤謬を來せしなりと云はば、ゴルドン將軍も亦等しく樂觀主義を抱持して彼が尙倫敦に居るの日、或はハーツームに赴ける途上に於て、頗る樂觀を唱へ、以て政府の大臣等の意見を動かすに至れりと云ふて可なり、此故に英國政府は幾分か其失策を辯護すべき口實を有すれども、之に反して余は個人的責任の關係せる範圍に於て、斯くの如き辯解の口實を有せず、亦假令幾分ありとしても、余は爾く十分なる辯解の道を有せざるなり、余は初めよりゴルドン將軍の前途に横はれる事業の困難及び將軍竝にスタewart大佐が自ら進んで冒さざるべからざる危険は十分之を了知したるのみならず、又ゴルドン將軍の判断力を疑ひ、實際に於ては將軍をして此任に當らしむる事に對しては、反對の

意見を有せしなり、而して余は今更前に立たざるの後悔を繰返し、既往の事を論せんと欲するにはあらざるも、往年を回顧すれば、其當時に於ける余の心的状態は今日尙判然と余の記憶に反射し來り、余は已に二度とも引續きてゴルドン將軍の來任を拒絶しながら、三度目に至りて何の故にグランビル卿の意見に譲歩するに至りしやを記述し得べきなり、其當時余は私に附へらく、ゴルドン將軍を用ひんとするの議に躊躇するは余一人なり、英國の輿論は聲を高くして將軍を推薦し、政府も亦首辭上に於ては余の意見を用ふべしと云へるが如き態度を執ふも、變遷に及べるグランビル卿の電報の旨意を洞察すれば、政府はゴルドン將軍を用ひんとするの希望を有せしは明白にして、モーパーバッシュも亦此意見を懷きたれども、余は特殊の論點に關しては、バッシュの意見に重きを置かずして、却つて一層の重きをチャーニハワートン・ワードの言に託せしが、彼も亦ゴルドン將軍を用ひんとするの意見に賛成せしのみならず、當時に於ては埃及軍參謀の地位に居りしも、以前はスーメンに於てゴルドン將軍の部下に在りて最も能く將軍を知ると評せらるゝワッソン大佐に至るまで、ゴルドン將軍を用ひんとするの議に賛成

したりしを以て、四面已に斯くの如くなる以上は、余も自然自身の判断の正否を疑ふに至り、遂に讓歩するに及びたれ共、余は敢て輿論の聲に反對して自説を主張するを恐れたるにわらず、唯衆人皆余と意見異なるを以て、實際は已むを得ず、自分の意見に反して甚だ不快なる同意を與へ、且つ亦自ら考へて將軍と余とは公務を處理する上に於て思考の慣習も行動の方法も非常に相違せるを以て、余は不知不諳、將軍に對して僻見を有するにわらざるやを恐れしなり、而して余は終に斯くの如く讓歩したる結果は、一生忘れざる失策を演ずるに至りしなり、但し一方より顧れば當時の輿論はゴルドン將軍を遣らんとする事に熱中し、殆ど之を停止する能はざるの勢力なりしを以て、縱令余が讓歩せざりしとするも其結果は或は同一なるべきやも計られざりしが、余自身に取りては敢て斯くの如く考へて自ら激論する能はざるの理由あり、これ余が讓歩せし爲めに、余は幾分の程度までムーゲン事件の犠牲となれる貴重なる生命及び其費用に對して自ら責任を負はざるべからざるに至りしが故なり、故に今此事件全體の経過を觀察すれば、余の心裡に多大の感想を留めずんばわらずして、世には往々政府にし

て明白なる輿論の聲に従はず或は之に従ふも時已に後れたる爲り多大の害を蒙らす事あり、且つ實際に於ては官吏にして妄に專制政治の聲に傲ひ輿論の聲を杜絶せんと企つるが如き事あらば、斯くの如き愚にして有害なる事實は天下恐らく之なかるべきも、今日の如き自由なる時世に於ては、一人の官吏が身を挺んで輿論に反抗し、以て國家に對する最良の任務を全うするに至る事は却つて従前よりも一層多く其例を見るに至りたり、故に一人の官吏にして深く事の正當なるを信する以上、一歩も狂げずして輿論に反抗し、以て國家に對するの任務を果さざるべからず、況や英國の輿論が全く事實の真相を知らずして、唯徒に驚愕たるに於てをや、而して斯くの如きの任務はゴルドン將軍をムーゲンに派遣すべきの問題起りし時、恰も余の上に落ち來りしなり、勿論此時に當り政府及び國民を救済して此大失策を行はざらしめんとせば、甚しき不評判と誤解とは必ずや之を覺悟せざるべからず、且つ又、確固たる意見を抱きて國人に進ぶ能はず、唯不評判を以て最大の不幸なりとし、之に辟易するの徒は、假令一時或は時好を惹くが如き事をなし得べしとするも、到底健全なる一國民の國風を鑄造するの

一分子たる能はざるなり」と云へる名言をも、十分之を詠味して、以て余の行動を決せざるべからざりしなり。故に余は飽くまでも自己の信ずる所を固執し、全力を盡してゴルドン將軍の任命に反對し、一步も狂ぐる事をなすべからざりしに余は終に之をなさずして、以て終生の恨事を残すに至りたり。然れども或は余にしてゴルドン將軍の性情を一層精確に知悉したらんには、決して將軍の任命に同意を表すべきにはあらずりしなり。

第二十三章 カイローに於けるゴルドン將軍

(一八八四年一月二十四日より二十六日に至る)

ゴルドン將軍は直ちにスファンに赴かん事を欲す——ゴルドン將軍はカイローに立寄る——ゴルドン將軍の其進路を變じたるに依りて生じたる結果——倫敦及びカイローに於てゴルドン將軍の受けたる訓令——スーダンに對するゴルドン將軍の意見——ゴルドン將軍はスーダン總督に懸けらる——ゴルトン將軍は二三の宣旨書を附與せらる——如何なる理由に依りてゴルドン將軍に與ふべき訓令は變更せられたし——サーフリアに於ける小ヤルメン——ゴルドン將軍はソビエト・アムレヤをスーダンに作はんことを提議す——ゴルドン將軍及びソビエト・アムレヤの意見——ソビエト・アムレヤを用ふべからざることに決す——ゴルドン將軍はカイローを出る。

一月十八日グランビル卿は余に通知して曰く、ゴルドン將軍及びスタット大佐は將に埃及に向はんとす。然れどもゴルドン將軍はカイローに立寄ることを欲せず。スエズ運河を経て真直にスファンに向はんと欲するを以て、イスメーリッ

アに於て彼に會見すべしとの意を余に傳へ來れり、而してゴルドン將軍がカイ
 ローに來ることを欲せざりし理由を推究するに、他なし、即ち彼は嘗つて公然無
 遠慮にケアンブの行動を批評非難したることありしを以て、今やカイローに於
 てケアンブに逢はんことを欲せざりしなり、然れども此當時スアキャン、パーバー
 間の道路は已に封鎖せられ、沿道の各種族は公然叛逆の狀態を示し、且つ二三の
 小戦に於て埃及兵を破りたるを以て、ゴルドン將軍がスアキャン道路に依りてハ
 ーシュームに到着することは到底能はざる所なりしなり、故に余は一月十九日、グ
 ランビル卿に打電して、ゴルドン將軍をしてカイローに立寄らしむべきを熱心
 に主張したりしが、グランビル卿は余の意見を賛助したるに依り、ゴルドン將軍
 は終にカイローに來ることに決し、一月二十四日の夕刻を以て彼はカイロー府
 に到着せり。

若し余にしてゴルドン將軍の運路に干渉するなかりせば、或はスアキャンに於け
 る歴史の遺跡を一變し、ゴルドン將軍を始めとし其他幾多の貴重なる生命を救
 済し得たりしやも知るべからず、且つ又ゴルドン將軍は決してハーシュームに至

る能はざるべきを以て、スアキャンに英國の遠征隊をも送るの必要なく、ゴルドン
 將軍は其使命に就き何等重要なる結果を成就する能はずして、數週間を經たる
 後、匪然として英國に歸り來るべきは殆ど疑ふべからざるが如し、余は今尚その
 當時に於ける余の心的狀態を回想するを得、余は當時毫も此問題に干渉せず、唯
 ゴルドン將軍をして思ふ通りに其計畫を工夫せしむるを以て得策なりしと考
 ふれども、又一方より顧れば、若しゴルドン將軍にしてスアキャンに赴かんか、其使
 命を果す能はずして徒に失敗に終るべき事は、果し明白なるのみならず、彼若し
 東スアキャンに於ける事實の真相を熟知せば、決して斯くの如き提議をなすに至
 らざりしことも亦等しく明白なりしを以て、余は十分干渉すべき理由あり、遂に
 此問題に干渉したりしが、其後引續きて起りたる各事件の經過を顧みて、余は實
 に此問題に干渉せしことを悔恨して已む能はざるなり。

一月二十五日の朝、余はゴルドン將軍を伴ひてイヌメーリア宮に赴き、ケアンブ
 に謁見せしめたるが、スアワート大佐が其日誌中に記載せし如く、ゴルドン將軍
 はケアンブに對して以前に於ける粗暴の罪を謝したるを以て、此日の謁見は甚

だ上首尾を以て終りしが、尋で直ちにゴルドン將軍に與ふべき訓示に關して討
 議をなさざるべからず、而して余が此問題を幾分詳述せんとするは、此問題は一
 時頗る訛傳を招きしが故なり、而してゴルドン將軍は一月二十三日、その埃及に
 來らんとせるの途上に於て、一の覺書を作り近き將來ヌーメンに於て、遂行すべ
 き方針の概要を略記せしが其内には左の數節を包含したり、

ヌーメン地方にはメヘメドアリイの當時より今日に至るまで、尙數多なる地
 方小國主遺族あるを以て、同地方は悉く彼等に返附すべし、但し之を行ふに當
 りマーア、イをば絶對的に計算に入れざるべく、彼等地方小國主の徒がマーア、
 一の權威に服従すると否とは、固より彼等の自由に委すべきなり、されど地方
 小國主等はマーア、イを其君主として戴くが爲りに、益を得る事なく寧ろ損を
 蒙るべきを以て、彼等は自ら獨立の位置を保持するを希望すべきは疑ふべか
 らざるが如し、……最大困難の問題は如何にして又は何人にハーツィム、ド
 ンゴア、及びカ、カタの武庫を渡すべきかに在り、ハーツィム、カ、カタの二市はメ
 ヘメドアリイの征服後に於て發達せし都市なるを以て、以上の三市には舊家門

別なしと云ふて可なれども、或は此一事は其土地の人民が意見を發表するに
 至るまでは敢て斷然たる處置をなさざるを以て得策なりとすべきが如し、
 然るにヌアワ、ト大佐も熱心にゴルドン將軍の意見に賛成を表し、且つ自己の
 意見を附して左の如く記述したり、

メヘメドアリイの征服以來其所領を失ふに至りたる地方小國主等の關係に、
 スーメン地方の土地を返附するは、國主併に其人民に對して全く公明の處置
 なりと云ふを得べし、土地の人民等は最早外國傭兵等の意思に屈服する事あ
 らざるべく、萬一彼等にして壓制を蒙ることあらば、これ多少彼等自身の罪な
 りと云はざるべからず、且つ又他の方面より見るも、地方を舊家門等に返還
 せば、マーア、イに抵抗すべき一勢力を漸に發生せしめたるに等しきを以て、實
 に巧妙なる處置なりと稱するを得べし、但し全くヌーメン撤去の實行を終る
 までには、夥多なる事件の偶發するを見るべきも、此等の事件は英國政府と雖
 未だ之を先見する能はざるが故に、徒に其事件に腐心せんよりは、寧ろ萬事を
 ゴルドン將軍に托して、彼が任意の判斷及び地方に對する彼の知識に依頼す

るの一層正常たるに若かずと思惟せらるゝなり。
 地方小國主等を立て、ムーメン地方を支配せしむるの方針は、其當時甚だ賢明にして機敏なる政略なるが如き觀ありしも、後日に起りたる事件に因つて得たる知識を以て當時の事情を観察すれば、ゴルドン將軍が十分マーゴアの勢力を認識せず、地方小國主の勢力を見る事高きに過ぎたりしは明白となれり。ムーメン中最も有力にして亦好戰的なる種族は悉くマーゴアの配下に屬し、往昔ムーメンを支配したる地方小國主等は、今や全く地方の輿論を支配するの力を有せざるなり。加之ゴルドン將軍自身と雖、此政略を實行し得べき方法に關しては大困難の存するを認めしが、右はハーツーム、ドンゴラ、及びカ、ウの諸市に舊國族の存在せざる事にして、殊にハーツームはムーメンの大部分を構成するを以て、誰にても同所を保持するものはムーメンの大部分を支配するを得るが故に、若しゴルドン將軍の企圖したる政略をハーツームに施す能はずんば、その政略は全然失敗するに至るべきなり。然るにゴルドン將軍の埃及に到着するや、ジンゼル卿が倫敦に於て彼に與へたる一月十八日の日附を有する訓示の寫本は

余の手に入りしが、其訓示中重要なる部分は左の數節なりしなり。

英國政府の希望する所は、貴下が直ちに埃及に赴き、ムーメンに於ける軍事上の状態、及び當時尙同地方に屯營せる埃及守備兵並にハーツームに在る歐洲居留民等の安全に關し探るべきの方策を按じ、之を政府に報告する事なり。而して其次に貴下の遂行すべき任務は、ムーメン内地の撤去を實行すべき最良策及び沿岸各地に於ける埃及政府の安全と善政とを保證するに足るべき方法等を考察し、之を報告する事なり。而して埃及政府が更に貴下に委託する所あり、或はハー、エ、ベ、リングが貴下に通知すべき諸任務を遂行すべき權威を有し、又其訓示をも受けたるものと思惟して可なるなり。
 一月二十五日の朝會議を開き、余がグランゼル卿より受けたる權威に従ひ、更にゴルドン將軍に與ふべき訓示を發すべきや否やを討議したるが、この會議に列席せし人々は、ムー、バ、パ、ン、テ、ゴルドン將軍、ス、ア、ワ、ト、大佐、カ、エ、バ、リ、ン、ウ、ドの諸氏、及び余にして、席上種々の熱議を凝らしたる後、會議を翌日の午後まで延長すべきに決し、又この間に於て決議の要領をゴルドン將軍に與ふべき公文中

に抑むべきことをも決定するに至りたるが、第二回目の會議の席上に於ては、余はゴルドン將軍に與ふべき訓示の原稿を一通り朗讀し、更に此訓示に就きて將軍及び其他の人々と討論を重ねたり、然るに其結果二三の變更を見るに至りしが、左に掲ぐる所は該訓示中重要な部分を示すに足るものなり。

ハーツームに在る歐洲人の數は非常に少數なりとは一般に信せらるゝ所なれども、同地方官憲の概算に依れば、埃及守備兵の撤去せらるゝ時に至らばハーツームより北方に移動せん事を欲する人々の數は、一千人より一千五百人までに及ぶべしと云ふ、而して此等の人々は、大抵土著の基督教徒、埃及人、被雇者及び彼等の妻子等なるを以て、埃及政府は此等の人々並に守備隊の人々が生命を全うして退却をなし得るが爲めには、如何なる盡力をも吝む所にあらざるなり、然れども此等の人々を退却せしむるに最も都合なる時節と方法とを採用する事に関しては、貴下は大體の方針に違はざる限り、敢て細目の訓示を受くるに及ばず、自由に事を處理して可なるなり。

貴下は其任務の主眼がムーメン撤去に在る事を十分心に留めらるべし、此方

針は埃及政府が英國政府の助言に基き、十分熟議を凝らしたる後採取したる所にして、ケプティフ殿下並に埃及の現内閣は十分に此政略を嘉納したりしなり、貴下が全然此政略を是認し、決して變更すべからざる者なることを信せらるゝに至りては、余の了解する所なり、貴下は此政略を安全に遂ぐるには數ヶ月を要すべきを信じ、又ムーメンドアンリーがムーメンを征服せし當時より今日に至るまで尙存在せる地方小國主等にムーメン地方を返還し、彼等の間に聯合同盟を構成せしめんが爲めに盡力すべしとの意見を抱持せらるゝが、此點に關しては埃及政府の意見は全然貴下の意見に一致せるなり、唯地方に於ける新支配者等の勢力を鞏固ならしむるの目的を以て、埃及兵をムーメン地方内に掩留することは之を許可し難きも、貴下の判断、地方に關する貴下の知識及び貴下が其遂行すべき目的を能く了解せらるゝこと等に對しては、埃及政府が十二分の信用を置ける所なるが故に、成るべく生命財産を犠牲に供せずして、ムーメン引揚の計畫を實行し得んが爲めに、貴下の必要と認めらるゝ相當の期限の間は、貴下は其軍隊を保留し得べき十分の權威を附與せらるゝな

り而して大蔵省は足下の要する費途に充てんが爲め、十萬鎊を支出するに至りたれども、此費用の盡きたる後に於て貴下の要求あらば、更に幾何の費用をも貴下の用に供せらるべきなり。

此訓示の發せらるゝと同時に、グアイプも亦公文を發して、ゴルドン將軍をミーメン總督に任命するに至りしが、將軍は此外にグアイプより二個の宣言書を附與せられ、其一にはゴルドン將軍が總督に任せられたるを以て、ミーメンの人民は彼の命に従ふべしと云へる、グアイプよりミーメンの人民等に對するの布告にして、第二の宣言書は一層明瞭にミーメン撤去に關する政府の意思を引續せるものにして、其内にはミーメン地方の小國主等に以前に於けるが如き獨立の位置を附與すべしとの旨意を言明せり、故に余は二月一日、グランビル卿に發信し、ゴルドン將軍は臨機應變自己の適當と信するの時に於て、此等宣言書の執れをもミーメン地方に於て發表する事を得るなり、彼はミーメン引揚の政略を實行せんが爲めに、ハーシュームに赴くことを自ら能く了解し、又此政略の賢明なることに對しては十分賛成の意を表したり、而して將軍に與へたる余の訓示に於

ても此點を明白にし、一點疑惑の跡を止めざるは閣下の了解せらるゝ所なるべく、殊に余の訓示はゴルドン將軍の依頼に因りて起草せられ、且つ十分に將軍の同意を得たる所なり、然れども此政略を實行すべき形式、及びハーシュームに於て之を發表すべき最良の時機及び方法に關しては、最も廣き自由行動の權力を將軍に附與せざるべからずと、當地に於て十分討論を重ねるたる後決定したる所なりと報告するに至りたり。

世人は風評して曰く、ゴルドン將軍の埃及に到着したる以來、その使命も變更せられ、將軍がカイロに於て受けたるの訓示は、倫敦に於て受けたる訓示とは甚しく相違ありて、爲めにその使命の性質も全然變更せられたりと、又曰く、斯くの如き訓示の變更は余が本國政府に照會せずして自ら決行せしものなりと、新聞雜誌は自由にこの事を論評したるのみならず、サニエグメント、ヘーク、サーウリ、アムハトラー、及びその他ゴルドン將軍の使命と題して著述或は投書をなしたる人々は皆この説に傾きたるなり、加之英國政府も余に發したる公文中に於て、余がゴルドン將軍に與へたる訓示を認可せしと雖、又ゴルドン將軍が倫敦に於

て受けたる訓示は、將軍が埃及に來着せし以後に於て、外務省に交渉する事なくして、余自身の意見に依りて全く訓示の精神を變更したりと云へる世評を確證するが如き事をなし、其公文中に於て、英國政府は時局の切迫せるを顧み、余然ゴルドン將軍の使命を變じたる此等の訓示に同意を與ふる者なり、故にゴルドン將軍の使命は今や軍に助言を與ふべき性質の者にあらざして、ハーツームのみならず、ミーメン全體の撤去を實行するか、或は少くとも監督するの性質を帯ぶるに至りしなり、而して英國政府はケアパーンが此困難なる大任を全うせしめんが爲めにゴルドン將軍に重大なる權力を附與せるを見て満足を表するなりと記載せり、されど實際に於てはゴルドン將軍がカイローにて受けたる訓示は、其使命の性質を全く變更せしとの説は眞實なれど、余が本國政府の許可を得ずして其訓示を變更したりとの説は全く根柢なき虚説なり、當時余は劇務に執筆して寸暇を有せず、且つ上に述べたる議論の起りたる頃、於ては、此問題の如きは軍に歴史的興味の問題と化するに至りしを以て、余は其當時敢て此問題を論せんと欲せざりしが、今や余は實際に起りたる事實を列記し、以て人々の參考に供すべし。

第一に余の辨明せんと欲するは、此問題は其性質を過大に言ひ觸らされたりと云へる事を認めざるべからざる事なり、實際の點より論ずれば、ゴルドン將軍の人と爲りは如何なる訓示を受くるも之に拘束せらるべき性質の人にあらざるが故に、將軍が如何なる種類の訓示を受けしや否やは敢て深く論ずるに當らざるなり、第二にはゴルドン將軍が倫敦にて受けたる訓示は、敢て正當に時局の必要を認識して書かれしにあらざるは明白なり、埃及政府はミーメン退却を監督せしめんが爲めに、文武兩面に於て十分なる權力を有して、ハーツームに赴かしむべき立派なる資格を備へたる英國武官を送らんことを請願したりしに依り、若し實際に事を處断し得べき權力を有する將校を送らずして、徒に報告をなすを本務とせる人を送りしならんには、非常なる控着矛盾の事となるのみならず、當時已にミーメンに關する報告類は堆積したるを以て、今は報告を書く事を止めて實際に事を處理するの必要なる時なり、況や一の困難なる時局に對して、人もあるべきに唯の報告者として、ゴルドン將軍を送らんとするが如きは實に非

積の極なりと云はざるべからず、殊にゴルドン將軍は天性行動的の人物なるを以て苟も將軍の性質を知れる人は將軍が軍に身を報告の業に委ねて安んずべしとは想像し難き所なり。されど此種類の觀念の出處を尋ねれば、ゴルドン將軍自身の胸中より出でたるが如し。それは一月十五日に於てクランヒル卿は余に打電して、ゴルドン將軍はムーメンに於ける軍事状態を英國政府に報告せんが爲めに同地に向けて出發せんとすと報告せし事ありしのみならず、二月十四日、チャーリス・スチュルクが下院に於て、ゴルドン將軍は己れの受くべき訓示を自ら起草して之を政府に提出したり。……將軍はムーメン地方の事情に遑ずる最大知識者を以て目せられ、如何なる人よりも一層能く彼地の状態を知り、又一層適當なる判断を與へ得べきは明白なるを以て、吾人は彼に依頼して彼自身の受くべき訓示を彼に起草せしむる事をなせりと説明したる事例に依るも之を履するを得なければなり、而して此事は確に事實なるに拘らず、ゴルドン將軍が決して己れの使命を目して、一の單純なる報告者の任務なりと信せざりしは、極めて明白なる事實にして、一月十八日、即ちゴルドン將軍が倫敦に於て訓示を受けた

るの日に於て、クランヒル卿は余に打電して、ゴルドン將軍は自ら建言して、彼はムーメンの人民に最良の便宜を與へ得べき將來の處置を施さんが爲めに、已に出發してハーツームに向ひたりと云ふ事を埃及内に告示せらるゝも可なりとの意見を漏らしたりと通知し來れり。故にゴルドン將軍にしてムーメンに於ける將來の處置を按排せんと欲せば、少しも行政權を使用する事なくして、其任務を果し得べき理由はあるべからざるなり。第三にはゴルドン將軍をムーメン總督に任すべしとはゴルドン將軍自身の希望より出でたる事にして、決してカイロに在る人々の意見より出でたるにあらざる事を記憶せざるべからず。將軍は倫敦より埃及に來れる途上に於て此建議をなせしに依り、一月二十二日、クランヒル卿が余に打電して、ムーメンに對する方針としてゴルドン將軍の建言に對する所を通知せし時に於ても、其建言中の第一として、ケンペーアはムーメンの人民に對し左の宣言を發すべき事を通知し來りしなり。

ムーメン地方の人民に告ぐ

埃及とムーメンとは其距離遠きに過ぐるを以て統治の功を奏するに難く、爲

めに始終紛亂を生じ、其結果として終に寡人の權威に對して叛逆を起す者あるに至れり。然るに此叛逆を平定せんには多大の生命と金錢とを犠牲に供せざるべからずして、收支相償はざる事甚しく、終に下部埃及の人民に對して到底堪ふべからざるの負擔をなさしむるに至れり。故に寡人は遂に意を決して、ムーメンの地方小國主等をして従前の如く獨立の位置を復歸せしめ、以て其地方を統御せしめんとし、此目的を遂行せしめんが爲めに、寡人は寡人の代運として前のムーメン地方總督ゴールドン將軍を其地に派し、卿等と交渉して地方の放棄及び軍隊の引揚をなさしめんとす。殊に英國政府も亦深く卿等の安寧幸福を慮し、ゴールドン將軍を以て其委員に任じ、埃及政府と同一の目的を遂行せしめんと欲す。茲に於てゴールドン將軍は前記放棄の任務を果すに必要なる年月の間、ムーメン總督に任命せられたるものなり。

ゴールドン將軍のなしたる第二の建言とは、將軍自身の名義を以てムーメン總督の任を受けたりと云へる宣言を發すべしと云へる事にして、將軍がグランビル卿に宛てたる電報に於ても、此等の命令及び宣言等は成るべく早くムーメンに

て發表せらるべきを希望せる由を記したり。然るにグランビル卿は將軍の意見を余に運達せし時之に附記して、ゴールドン將軍の建言せし所は果して能く實行し得べきや否や、本國政府は十分其地方の事情に通せざるを以て、一定の意見を構成する能はざるなり。然れども時は貴重なるを以て、徒に之を消費するを恐れ余は貴下に權威を與へ、直ちに將軍の建言通り事を處置するとも、或は將軍の到着を待ち彼と熟議を重ねて探るべきの方針を決定するとも、貴下の欲するが如くなさしめんと欲するなりと通知し來りしが、此時は已にゴールドン將軍がブランダントを去りたる後なるを以て、余は彼の到着を待つに決したり。而してゴールドン將軍の到着せし時、余はケブ、ブに勸めて彼をムーメン總督に任命せしめしが、これゴールドン將軍自身の建言に基き、グランビル卿が余に許せし所なるを以て斯くなせしなり。又已に記載せしが如く、二三の宣言も準備せられてゴールドン將軍に附與せられ、必要に應じて此宣言を用ふべき權威を將軍に授けしが、此等の宣言は一月二十二日、グランビル卿が電報中に於て余に通知せし宣言と實に於て異なる所あざりしなり。

事情斯くの如くなるにより、二月四日、グラントン卿が余に照會して、ゴルドン將軍はクワイブより何等かの任命を受けるに至りしや否を問ひ來りし時は、余は實に怪訝の念に堪へざりしが、其後余は一般の公衆のみか、幾分か本國政府よりも、妄にゴルドン將軍の使命を變じたることを非難せられし時に於て、更に一層の驚愕を吃せしなり、既に上に引照せし證據書類に照らすも、此非難は理由なきこと明白にして、カイローに於てゴルドン將軍に與へたる訓示を變更せしが如きは、余の重きを置かざる所なるを以て、一月二十八日、余はグラントン卿に私信を發して、ゴルドン將軍自身の依頼に因り、余は別に彼に訓示を與へたれども、此訓示は閣下の是認せらるべきを信するなり、而して余の與へたる訓示は、實際彼が已に受け來りたる訓示と異なる所あらずして、唯軍隊を引揚ぐべき時に關して幾分の猶豫を與へたるに過ぎざるなりと報告せし程なりしなり、加之實際の事情に照らし、唯一介の報告者としてゴルドン將軍を送るの非なる事、並にゴルドン將軍が埃及に到着せし時に於て、英國政府の旨意が將軍をして軍に報告の任に當らしむるにありとの意を一言も漏らざりし事、及びグラントン卿自身余に

權威を與へて、將軍をムーゲン總督に指名せしめし事等の事實を一々顧れば、余は寸毫も本國政府の希望及び訓示に反したる事あらずしなり、果して然らば何故に此紛雜を生ずるに至りしやと問はば、甚だ簡單に之を説明し得べし、即ち英國政府本来の目的は、ゴルドン將軍の任務を報告の事に限るにありき、又グラントン卿は自らゴルドン將軍がムーゲン總督の任命を受くる事を許容せしに依り、一月十八日、卿がゴルドン將軍に與へたる訓示の精神にも變更を生ぜしを悟る能はざりしに依り、卿は事の豫期に反せしが如く自ら驚く事をなせしなり、然れどもゴルドン將軍をムーゲン總督に指名したる責任者は何人なりやと云へるが如き、個人的にして不必要なる問題は、敢て深く之を詮議するに及ばざるを以て、姑らく之を問はざるも、余の意見としては、兎に角斯くの如く決定するに至りしは賢明なる所爲なりと云はんと欲するなり、ゴルドン將軍は將に非常に困難にして且つ危険なる任務に當らんとす、將軍は嘗つて暫時ムーゲンは居住せし事もありて同地方の事情に精通すと評せらるゝが故に、將軍の首を容れ、其最も得策となす所の方法を採用せば、これ成功に至るべき唯一の機會なりと云

ふべきなり。ゴルドン將軍自身も亦總督に任命せられん事を欲したるが、これ甚だ正常なる事にして、若し總督の任命を受けざらんか、彼は決して一の權威をも實行せざりしなるべしと思はるゝなり。

今や余は再び以前の記事に立歸るべし。ヌーメン地方を擧げて之を地方小國主等に返還せんとするには種々困難なる事情あり、同地方の最も重要なる部分中、舊國族等の存せざる處あるは其一なれども、メーソニア地方のみは此種類の困難なかりしなり。同地方の埃及に併合せられたるは僅に十年以前に屬し、その前に於ては地方小國主等は殆ど四百年以上に亘りて地方統治の任に當り來りたるなり、而して此地方が埃及に併合せられたる時に當りては、殘存せる此等小國主の國族はカイローに呼寄せられ、年々埃及政府より手當を給せられしに依り、ゴルドン將軍の計畫はメーソニア地方には實行せられ易きが如く見えしなり。されど其國族中何人を撰定して任に當らしむべきやは容易に決定する能はざるに、大抵の事情の下に於ては、所謂王者の血統にして配流の境遇に居れるものは、其品性を毀損するに至るは常の事なるに、殊に其人が意味なる野蠻人にして

カイローの如き半開なる東洋の一都市に遊情の生活を爲し、政府の救助に係りて安全に其日を過すが如き場合に於ては、其墮落腐敗は倍甚しきに至るべく、決して難難の爲めに克己忍耐の性を養ふ能はざるなり。故に當時カイローに居住せるメーソニアの舊國族より新しき同地方支配者を撰出せん事は、甚だ有難ならざるが如き觀を呈せしが、兎に角前地方小國主の子たるエーリアアアアナルシヤクアなる者其撰に當りしも、彼はヌアツト大佐の日誌中に記載せられしが如く、容貌風采の揚らざる人物にして、埃及政府よりは年々二千磅の金員、華英なる衣裳一領及び非常に大なる飾章を受けて喜び居りしなり。然るに彼は出發の準備を爲さんが爲めに、尙數日カイローに滞留せん事を希望せしも、ゴルドン將軍は頻りに彼を促して一日も早く出發すべきを迫りしに依り、彼は漸やく之に従ひしも、其善ふる妻妾二十三人并に荷物雜具其他從者等も、之に加はるを以て其出發も亦容易ならず。殊に出發に際して彼の秘藏せる華英なる禮服の置場所を忘れたるが爲めに、混雜を惹起したる事もありしが、結局斯くの如き人物をして新たに地方支配者の位置に立たしむるも其効能の渺々しからざるは、初め

より明白なる所なりしなり。然るにゴールドン將軍が尙はカイロに滞在せる間に於て、偶然他の重要なる一事發生せしを以て、今此事を左に記述すべし。

アビーア・パンヤに關しては既に記述する所ありしが、以前に於けるパンヤとゴールドン將軍との關係に就ては、深くこれを論ずるの要を見ざるを以て、唯單に彼の壯會に於ける身分、奴隸賣買に依りて蓄積したる彼の富力、勇氣、才能、並に其氣力は、彼をして一時ムーメンに於て非常なる勢力を有せしめたりと云ふを以て足れりとすべし。然るに一八七八年六月中アビーア・パンヤの子サレマンは、バール・ガルザル地方に於て謀反を起し、埃及の常備兵二百人を殺せしに依り、ゴールドン將軍の副官マ・レは、彼を征服せんが爲めに同地方に赴き、一八七九年早々叛徒を鎮定し、サレマンを捕獲して銃刑に處したるが、此時サレマンは其父アビーアと書信を往復し、其叛逆に關して、アビーアの獎勵を受けたるが如き事蹟を證明すべき書簡發見せられしに依り、アビーアは其嫌疑の爲めに、全財産を政府に沒收せられたり。已にして一八八四年、彼はカイロに居住し、當時監禁の境遇に在りしと雖、個人的の自由を許可せられ、其上政府より手當を支給せられしが、

斯くの如き事情により、ゴールドン將軍とアビーア・パンヤとが怨恨を結びしも、亦當然のことなりとす。然るに一月二十二日、ゴールドン將軍が尙埃及に來るの途上に在りたる時、シランホル卿は余に打電して、ゴールドン將軍の意見に於ては、一歐羅巴人をして始終アビーア・パンヤを監視せしめ、彼をして密使或は書簡をムーメンに送らしめざるやう注意すべしと云へり。且つ將軍はアビーア・パンヤをカイアツス島に送らんことを建議し來りたれども、縱令彼を送るとしても、彼を同所に監禁すべき法律上の権利を有せざるなりと通知し來りしに依り、余は此電報に接するや否や、直ちにアビーア・パンヤを監視すべき手順をなせり。而して一月二十五日、ゴールドン將軍はレリッパンヤを訪問せる際、偶然アビーア・パンヤに出會し、多少の會話を交へしが、其結果として將軍は余の面前に於て、パンヤと會見を遂げ、彼の不平を聞かん事を希望せしが、翌二十六日の朝、ゴールドン將軍は一の覺書を余に送り來り、アビーア・パンヤがムーメンより放逐せられたる顛末を記し、更に進んで左の事項を加へたり。

アビーアは實に空前の大奴隸賣買者にして、ムーメン第一の人物なるのみな

らず、軍人としても好個の將軍として、戰場に於て屢、負傷せしこともあり、且つ彼の政治上に於ける技倆は、他のスーメン人等の遠く及ばざる所なり。當時マリアーに從へる會長等は、從前皆アビーアの配下なりしを以て、若しアビーアにして、一度スーメンに赴かんか、マリアーに從へる者は、風を望んで悉くアビーアに降服すべきなり。彼は其後スーメン總督に任せられたる庸劣の徒とは、比較する能はざる程に卓越せる人物なるを以て、個人としては余は大に彼の才徳に尊敬を表するなり。然れども彼は常に余が彼の子を誅戮せしことを忘る能はざるべし、且つ余は常に此觀念を有するが故に、彼に對する余の行動も常に之に準ずるなり。余は始終彼が余に對して、非常に惡意を有することを聞けども、子を殺されたる父としては、當然のことなるべし。然れどもアビーアにして一度スーメンに赴かんか、以てマリアーの勢力を破壊し、ロシア及びバルスアインに至るまでも其影響を衰らすべきを以て、余は敢て彼を伴ひてスーメンに赴くの危険を冒し、又此事に對し自ら好んで責任を負ふべきなり。スーメン地方を引揚ぐるに當り、同地に内亂を生せしむるは、英國及び埃及兩

政府の等しく好まざる所なるべけれども、内亂の生ずべきは初より明白なるが如く、又之を防止すべき唯一の方法は、スーメン地方の各種族間に深く重疊を有せる、アビーアを以前の位置に復せしめ、之をして二三月間にマリアーの勢力を破壊せしむるに在り。余の任務は英國政府の命に從ひて事を果し、成るべく迅速にスーメンを引揚げ、且つ埃及人被擄者等の安全を計るにあり。之を遂ぐるには敢てアビーアの力を藉るの要を見ざれども、此外に十分満足に事件を解決すと云へる條件の加へらるゝならば、是非アビーアの力に依頼せざる能はず。故に畢竟此問題は英國政府或は埃及政府はスーメン引揚の後、同地方の靜定を希望し、亦マリアーの如き擬僭者の暴を免れんことを希望せるや否やと云ふにあり。若し兩政府が此等の事を希望せば、アビーアを同地に送らざるべからず。然れ共兩政府にして此事に冷淡ならば、彼を同地に送らずとも可なり。余は二三月の内に埃及人被擄者等を選去せしめ、其跡を闘争の場所と化せしめて同地を立去るべし。然れども此事を指介するは余の任務にあらざるを以て、余は唯左の如く云はんと欲す。

(一) 余がアヒーアを排斥せしは正當なり。

(二) アヒーアにして余に如何なる惡意をも抱持する事なくんば余は直ちに彼を伴ふてスーメンに赴くべし。そは彼はマーブ、ア及び此一派を鎮定すべき最良の資格を有する人なればなり。

余は此覺書を作すと同時に、アヒーアの陳述をも聞くを得べし。彼を尋問したる後、彼の陳述と余の陳述との間に相違せる處あらば、余も亦尋問に應ずべし。而して余は此審問の正式に執行せらるゝを望み、且つ如何なる判定の結果に到着するも、其判定は余の不在なる時に於て爲されん事を望むなり。

余は奴隸賣買に關して何等の意見なし、而して其理は土耳其人及び埃及人が奴隸を買ふ事を止めざる限り、奴隸賣買は決して已まざるべく、且つアヒーア自身も或は奴隸賣買を止むるの得策なるを悟るの日來らずとも限らざればなり。

故に余の意見を一括すれば、若しアヒーアがカー、ムー、ペー、リ、ン、シ、及びムー、バ、ー、バ、ン、等と會見したる後、彼等にして恰も余が今夜、ムー、バ、ー、バ、ン、方にてア

ヒーアと會見したる時の如く、彼を信任し得べしとの一種神秘的の感得を有せば、余は責任を負ひアヒーアを伴ふてスーメンに赴くべしと云ふ事なり。アヒーアは余を害するとも、彼に何等の利益を生ぜざるべきを以て、余は毫も恐怖の念を有せざるなり。而して余がアヒーアをスーメンに伴はんとするの希望を有する事は事實なれども、其理由に亘りては精細に之を説明する能はず。唯彼を伴は、英國及び埃及兩政府の利益なるが如く、スーメン事件を平定する事を得、又余は此事に關して責任を有すべしと云へる事を切に感ずるのみなりと言はんと欲するなり。

ゴールドン將軍とアヒーア、バ、ン、との會見は、一月二十六日の午後、ムー、バ、ー、バ、ン、に於て行はれ、速記者、並に通譯者も之に加はり、其場の光景頗る感興を惹くに足れり。附者此其胸中に於ては深く激昂する所あるが如く、言路も亦甚だ劇烈に涉り、アヒーア、バ、ン、は其子が埃及政府に反逆を企てし事は、敢て之を否定せざりしと雖、己れが此同類なる事に亘りては、固より之を否定したり。然るにゴールドン將軍は、ケ、ン、副官の發

見したる書簡、即ちアビーア・パレンが其子に宛てたる書簡を證據として自説を主張せしが、勿論此時に於ては此書簡の眞物を證據に提供する能はずして、余の見たるは其寫なりき、然れども若し其寫にして尠も眞物の文意と異なる所あらずんば、アビーア・パレンが其子の反逆に與したる十分の證據を擧げたるものなりと云ふべきなり、而して此會見終りてアビーア・パレンの退くや、吾人は直ちにゴルドン將軍の建議に對するアビーア・パレン同行の件を討議せしが、列席者全體殊にメナワート大佐の如きは熱心に反對を表したり、然れども余は元來スーゲン事件の爲めにアビーア・パレンを利用するの意見を懐き、殊にゴルドン將軍の計畫を實行せんとするも、スーゲン地方就中ハーツームに於ては將來の政治を委任するに足る程十分有力なる人を發見する能はざるを知りしかば、余は若しアビーア・パレンに金錢及び有力なる位置を與へなば、彼をしてゴルドン將軍に好意を有せしむべき事を信じ、又若し彼にして愈、ゴルドンに好意を有するに至らば、將軍の計畫を實行せんが爲めには、彼は無上の便宜を供すべき事をも信せしなり、然れども之に反對の議論も亦頗る有力にして、第一に先づ若しアビーア・パレンを任用せ

ば本國に於ける輿論を沸騰せしむるに至るべき事を顧みるの要あり、但し余にして断然アビーア・パレンを任用すべき事の利益なるを確信せば、敢て輿論の反對を介意するに當らざれども、余と雖亦此利那に當りて断然利益なりと確信する程の責任を負はん事は、流石に躊躇せざるを得ず、且つ有力なる意見は、彼をスーゲンに送る事には、全然反對なるが如く傾きしを以て、余はゴルドン將軍をして意見を主張せしめ、之に従はん事を欲したるも、將軍も亦躊躇して方針を定めざりしのみならず、彼がアビーア・パレンを推薦せしは、政治上の事件に重きを置きたりと云はんよりは、一種の義侠的精神より往年アビーア・パレンに對して多少寛狂を蒙らしめたる事を恐れ、彼の位置を恢復すべき機會を彼に與へて以て、己の罪を償はんとせしが如くなれども、ゴルドン將軍の如く事に感動し易き人物は如何なる程度まで此動機に依りて其心を支配せられしや、固より之を測知する能はざりしなり、然れども余をして兎に角當分の間アビーア・パレンを任用することの願はしからざるを信せしめたる理由は、ゴルドン將軍が彼をスーゲンに伴はんことを建議して、余に其覺書を出したる現に四十八時間以前に於て、余は

グランビル卿を遣じ等しくゴールドン將軍の意見より出でたるアビーアパシヤ
 イアラス島配流の建言に接せしが故なり、ゴールドン將軍はアビーアパシヤと會談
 數分時の後、忽ち一の神秘的感得を胸中に起し、極端より極端に心を轉じ、今日ま
 で敵と思はれたるアビーアも、一朝にして信實なる同盟者の如く待遇せられ、使
 命の成功如何をも彼の行動に委託せんとするに至りしが、余は勿論ゴールドン將
 軍の如く、神秘的感得を基礎とせる議論には、毫も使用を拵く能はざりしなり、而
 して、其後三月十一日、ヌアワット大佐が余に送りたる書信中にも、余は今日に至
 るまでゴールドン將軍の如く思考も想像も、間断なく活動する人を見たる事あら
 ず、彼人に取りては一の事を思附かば、其事は直ちに之を實行すと云ふに當るな
 り」と云ひたりしが、余は親しくゴールドン將軍を知るの日は、極めて淺かりしにも
 拘らず、彼が平生偶然口にする所は、決して彼の深慮より出でたるにあらざる事
 を明白に看取する事を得たり、アビーアパシヤを任用するは結局願はしき事なる
 べし、然れどもそれが實行に先だちて、ゴールドン將軍に更に多くの時間を與へて熟
 察せしむるは全く必要なりしなり、故に此等の事情の下に余は直ちにアビーア

パシヤを任用するの件に對して反對の意見を表し、且つグランビル卿に對しては、
 「ゴールドン將軍の提言に従ひ、余はアビーアパシヤに對して、彼はカイローに留まる
 事を得べき事、及び將來に於て埃及政府より彼の受くべき待遇如何は、十中の八
 九までゴールドン將軍が無事にスイダンより送り得るや否や、又アビーアパシヤが
 カイローに滞在するの間に於て、其勢力を善用して埃及政府の決定したる方針
 を實行するに際して便宜を與ふる事を爲せしや否やに依りて決定せらるるなり
 と通知したり」と報告し、以て此問題にも一先づ段落を告げしむる事を爲せしな
 り。
 已にして一月二十六日の夜、ゴールドン將軍及びヌアワット大佐は決して再び生
 還する能はざる運命を有したる、不幸なる遠征の爲めにカイローを出發せし其
 際、ゴールドン將軍は必成を期し、非常に元氣の勝れたるが如く見受けられたり、然
 れども余の胸中には深く心配を潜えて種かならず、將軍の事業の極めて難論な
 るを思へたり、余の將軍を見るや彼の舉動の機密なるは殆ど他に例を見る能は
 ざるが如く、又大體より彼の方針を観察すれば、極めて適當にして且つ實行し易

きが如く思はるゝも、余は其當時に於ても尙將軍をして此任に當らしむるの得失如何を疑ひ以前に懷れたる觀念を捨つる能はざりき、勿論將軍は幾多優秀なる資質を備へたるも、其奇癖は余が以前に想像せしよりも遂に過ぎたり、然れども事既に決定したる以上は、成敗は擧げて自然に任せざるべからざるを以て、余が盡すべきの任命は全力を傾けて、ゴルドン將軍を補助し又彼の關係なるメアワート大佐の機敏なる常識力を信認して、ゴルドン將軍が徒に感情を驅られて事を誤らんとする事あらば、大佐をして之を救助せしめんと欲せしなり。

第二十四章 ゴルドン將軍のハーツーム行

(一八八四年一月二十六日より二月十八日に至る)

ゴルドン將軍の赴任には尙軍機秘の點多し、フリーアサレン、ゴルドン將軍は自らマリアーアを訪問するが、或は亦軍機地方に通知すべきを慮り、ゴルドン將軍はスーデン獨立の宣言を發す一紙、機密使用に關する宣言、ゴルドン將軍ハーツームに對する、ゴルドン將軍は成功の希望に勝へり、メアワート大佐の警告。

二月一日、メアワート大佐はマロスコより余に書信を發して、ハーツームに到着して、實際に時局に對する時は頗る愉快なるべしと思はるゝなり、當時ゴルドン將軍は陣内の嘆に堪へず、日々夥多の書信及び電信を發して無聊を避けつゝ、ありと報知し來れり。

余がゴルドン將軍より昏迷控着殆ど解釋し難き無數の通知に接せしは此時より始まる、即ち將軍がカーローを去りたる後直ちに始まりたりと云ふべきなり、カーレンツリー、ゴルドンは後日に於て、事實を十分に丁知せざるに安りに一定の説を立て、之に固着し、或は事情の變易し且つ新分子の入り來りたる形迹明か

なるにも拘らず、唯前説を主張して其事に執拗なるが如きは、決してゴルドン將軍の性質中に存せざる所なりと記載したりしが、兄弟の情としては幾多の缺點をも許容すべきも、實際に於てゴルドン將軍の主なる缺點は十分了知せざるの事實を基礎として、始終斷乎たる意見を構成するに在り、勿論政治上極端なる一致不統一は主要なる徳義なりとは云ふ能はず、エマーソンも會つて之を冷罵せし事あり、然れどもゴルドン將軍の思想は實に一種奇妙にして事の大いに論なく其説變轉不定にて殆ど真意を捕捉する能はざるなり、故に三月十一日メアツト大佐がハーツームより余に宛て、發したる書簡中にも、電報通信に故障を生ぜしは最も喜ばしき事なるべし、近來當方より貴官に宛て安りに無数の電報を送りたる事は、随分貴官に困惑を興へたるべしと信ず、昨日余はゴルドン將軍に對し餘り多くの電報を發するは、實に貴官を困惑せしむるのみにて、却つて不利益なるべきを忠告したりしに、將軍の意見としては、彼は唯多方面より同一問題を觀察したる結果を貴官に通知せんが爲めにのみ斯くの如く無数の電報を發したるなりと答へたりと通知し來りたるが、實にゴルドン將軍の通信は甚しく

余を困惑せしめたり、余は當時時局の困難多大なるに加へて、所謂ゴルドン語を研鑽してその意を解釋するの困難をも併有するに至り、將軍の建議中その熱慮より出でたるものと、一時の幻想より出で、雲霧消散せるの故を以て眞面目に注意を拂ふに足らざるものとを精細に差別するの必要ありて、余は常に玉石を混同することなからんが爲めに至大の注意を拂ひながら、この事業の困難なる余は敢て此に成功したりとは云ふ能はざるも、唯全力を盡して此事に當りたるのみ。

然るに地主統治の君主地方カルマンを立てんとするの政策は、當初より好望なくゴルドン將軍に伴ひたるメーリア小國主の如きは、腹背背ふに足らざる徒にして、已に一月二十九日、ゴルドン將軍が余に發したる電報中には、エマーリアアアメル・シャクアは飲酒耽溺すと云ひ、同三十日に於けるメアツト大佐の日記には、メーリア地方小國主たるエマーリアアメル・シャクアはアムスリアンに於て吾人の手を離れ一歩も前に進まざるべしと決心せるなりと記載せらるゝあり、又此二日前即ち一月二十八日にゴルドン將軍が余に發したる書信中には、メ

トフォア・ヤルマンの一族より如何なる電報を發するも、決して之に介意する勿れ、余は彼に説明してドンゴフよりメーフォアに至るべき道は、平靜安全なるを以て吾人はドンゴフに於て彼と分るべき事を告げたり。これ沿道の各種族を服せしむるは彼の任務なるが故なり、而して吾人は最早彼を補助する能はざるが故に、今後は彼と無關係にして、亦彼に補助を與へざるなりと記載せられしが、このメーフォア小國主が、ゴルドン將軍の計畫せる方針を實行するが如き難事業に堪ふるの資質を備へざるは、明白なる事にして、彼は漸やくドンゴフまで赴きたるも、數ヶ月間同所に滞在したる後、終にカイローに歸還せり。

ゴルドン將軍がプリンズレーよりポート・サイドに赴ける途中に於て同船の一人なる英國將校に對し、クリフ・ワード・ロイド氏に與ふべき傳言を托し、余が爲めにロイド氏に告げよ、何も驚く事はあらず、余は或はメーフォアを訪問せずとも限らざれば、二ヶ月間は余の消息不明なる事もあるべし、何となれば彼はアヒーアに對する人質として、余を保留するに至るべきを以て、カイローに至らば此事をロイド氏に話すも可なり、然かすれば氏は必要に應じ適當と思ふ時に此事を發表

するに至るべしと云ひたりしが、恰も此頃はロイド氏病氣にして外に出でざりしを以て、余は將軍が已にハーシーアの半途に到着せる頃まで、此傳言の事を聞く能はざりしが、之を聞くや否や將軍の性質の一種特別なるを顧み、或は彼が實際メーフォアを訪問せざらんとも限らず、若しメーフォアを訪問せば一生運補房となり、英國軍が彼を救ひ出すにあらざる限りは、豊地に抑留せらるゝに至るべきを恐れ、直ちに將軍に打電して、余は貴下に對して、如何なる事あるも貴下は自由に其身をメーフォアの勢力に託するが如き事をなさざらん事を確保せられん事を希冀す、これ貴下一身に關する問題にあらずして、貴下が自らメーフォアを訪問するが如き冒險の事に對しては、政治上極力反對すべき理由あればなりと通知したりしが、將軍は直ちに之に返電して、決してメーフォアを訪問するの意思なき由を答へたり、余と雖も國よりゴルドンが敢て眞面目に此等の事を企てたるにあらざして、唯一時其腹裡に捕ら出したる幻想なるべしとは思はざりしにあらざるも、若し一朝將軍が果して彼を訪問せば、其結果は單に彼の一身のみならず、恐らくは國家に對しても亦重大なる影響を及ぼすに至るべきを以て、余は機先を

制して彼をして決して此舉に出でざるの保證を與へしめん事を欲せしなり。余は是より筆を當時別に起りたる一事件に轉すべし。二月一日、ゴルドン將軍はコロムコより余に書信を送り、白耳義皇帝に呈するの書簡をも同封せしが、余が此書信を受領せしは二月九日にして、其内には彼が白流ナイルを溯りてバルーエルカザル及び赤道地方の諸州を占領し、此等の地方を白耳義の版圖に歸せしむべしとの計畫を有せる事を記述したり。余は此計畫が行はれ得べしと思はず。殊に余は將軍が十分思慮を廻らさずして、軍に一時の威動に支配せられて事を行はんとするの危険を顧み、グワンピル卿に打電して、如何にしても當分の間はゴルドン將軍のハーツーム以南何れの處へも赴く事を許可すべしにあらざるが如く思はるゝなりと申告したりしが、同時に余は卿に私電を發して、若し余にして必要なりと信せば、ゴルドン將軍に或一定の地點を豫えて進ませざるべき事を指圖すべき十分なる權利を有するや否や、一應閣下の指令を仰がんと欲するなり。余の意見にては、ゴルドン將軍は命令ならば之に従ふべきも、軍に提言或は勸告の如きは殆ど重きを置かざるべし。若し彼にして事を仕用せば、これ今日

までに生じたる最大凶事なり。加之余が他の點よりも一層憂慮に堪へざるは、彼は自身の安全を顧慮せざるが故に、此後或は更に重大なる困難を醸すに在り。報告せしが、二月十日、卿は私電を發して余の間に答へ、貴下は十分の權利を所有するが故に、自今ハーツーム以南に進むべからずとゴルドン將軍に訓示せよと通知し、翌日公電に於て同一の旨意を繰返し、英國政府は當分の間ゴルドン將軍がハーツーム以南何れの處に向ふ事をも許可せざるに決したりと通告し來りしに依り、余は本國政府の此意見をゴルドン將軍に傳へしに、將軍は直ちに返電を送りて、彼は余の許可を受けずしては、ハーツーム以南如何なる處へも赴かざるべしと答へ來りたり。

以上述べ來りたる特殊の點に關し、此後に生じたる結果を茲に記載するは、當時の事情を明白にせしむるの便宜あるを以て、余は兼り此記事を記載すべきなり。三月九日にゴルドン將軍は種々の電報を余に送りしが、其内の一に於て彼は英國の陸軍に於ける委員の職を辭し、各汽船及び貯藏物一切を赤道及びハルムエルカザル地方に引上げ、此等の地方をして、白耳義皇帝の領地たらしむべき計畫

を講ずべしとの建議なり。而して其當時議論の問題となれる種々の建議に就き
 グランビル卿は悉く之に答へしが、其事に關しては尙此後に記述する所あるべ
 きを以て、茲には唯余は英國政府の意見をゴルドン將軍に傳へ、余が本國政府に
 照會を終るまでは斷じてハーツームに止り、如何なる事あるも決してパール・エ
 ル・ガザル地方に進むべからざることを彼に訓示したりと云ふを以て是れりと
 すべし。然るにゴルドン將軍は其日誌に記載して、彼が白流ナイルの地方に赴く
 事を許可せざりし事に就き甚しく不平の言を放ち、一八八四年十月五日の記事
 に於ては、英國政府は大膽なる處置を取り、三月中旬尙事をなすを得べき時に於て、
 奮闘して如何なる事をも試むべきを、余に命ぜざるべからざりしなり。然るに余
 も今は時機を失し、六ヶ月間も煩はしき闘争に拘束せられたる後、名義上人民等
 に對して義務を負へるを以て何事もなす能はざるに至れり。ペーリソング氏は余
 を獎勵して事をなさしめざりしのみならず、余を禁止して赤道地方に行く能は
 ざらしめたり。ヌアワート大佐の日誌中に於て彼の電報を參照すべし」と記述せ
 るを見たり。ゴルドン將軍は斯くの如く不平を漏らしたれども、之に就きては附

種の觀察せざるべからざる點あり。第一に、將軍が實際如何なる場合に於て白
 流ナイルに沿うて溯らんと欲せしや否やは疑問なり。又實際將軍が此計畫を有
 したりとすれば、ハーツーム及び此他の場所に於ける守備兵を見棄てざるべか
 らざるに至らん。第二には、此計畫は必ず失敗に終りて、將軍始めその部下は皆悉
 くマーズーの捕虜となるべし。第三には、將軍は上に引照せしが如く日誌中に記
 載をなせしに拘らず、余の將軍に發したる訓示は必ずしも將軍の行動を拘束せ
 しにあらざりしなり。余は一八八四年四月十六日に於て日記に附せられざる電
 報を將軍より受領したるが、此内には、余は事情の如何に依りて行動を取るべき
 自由を有するものと信ず、余は成るべく長く當所に滞留すべし。余にして叛徒を
 鎮定するを得ば、余は當所に滞留すべきも、若し叛徒を鎮定する能はずんば、赤道
 地方に退却せざるべからざるなり」と記載せるあり。同時にヌアワート大佐の電
 報にも、パール・エに到着する事の成は不可能なるべきやを報知し、且つ、赤道地方
 に沿うて退却すべきは一層安全ならんかとも信せらるゝを以て、余はゴルドン
 將軍に従うて行動を決すべしと報告せるあり。殊にハーツームに於ける英國領

事代理ハッロ氏も同様の事を打電し来れり。ゴルドン將軍は二月十二日に於て余の電報を受けしに拘らず、若し自ら適當なりと思はば、白流ナイルに沿うて潮る事は決して他より束縛を受くべきにあらざると信せしは、此等の電報に因りて十分に證明せらる。

ゴルドン將軍がカイロに滞在せる間に於て二個の宣言をなすことを許容せられ、其一は埃及政府がスーメン地方より軍隊を引揚ぐべき事、其二はゴルドン將軍がスーメン總督に任せられたる事を發表し得べき事なりしは、讀者の已に記憶せらるゝ所なるべきも、二月一日、スックワート大佐はコロスコより余に書信を發し、其内に於て、當分の間最も適當の方法と稱すべきは、吾人が當所を去らんとする計畫ある事を決してスーメン全體に發表せざるにあり、又吾人は當所を去るの以前に於て、兎に角各地方に小國主等を配置するの要あるなり、然れども之を秘密にする事にゴルドン將軍が同意すべきや否やは頗る疑問にして、或は難きやも知れざるなりと記述したりしが、二月十一日に於てはゴルドン將軍及びスックワート大佐は終にバーバーに到着し、二月十二日に於けるスックワート大

佐の日訪中には左の記事を見るに至りしなり。

今朝午前五時、ゴルドン將軍の來訪を見たり、將軍は終夜沈思默考したる後、終に結果の善惡を問はず一切の秘密を公にし、スーメン放棄の政略を發表し、土に於ける民兵隊の組織及び各要區にスーメン人の官吏を任命配置する地の決心をなすに至りたり。午前八時に於ては、ハッサイン・パン・ケリー、フア及び法廷の判事にして確にマードラーの腹心たるモハメド・ターア等二人の來訪あり、而してゴルドン將軍はケアニアが同地方に對する其權力を放棄したることを語して彼等を驚喜せしむべき事の利益なるを思ひ、彼等に秘密の訓示をケアニアの發したるを示し、又彼等の助力を得て一の宣言書を起草し、其内に於て地方令尹中より最も勢力ある此六人を揆み、一の委員會を設る假政府の如き者を組織せしめ、以後埃及政府に對しては獨立の位置を有すれども、總督にして又英國政府の委員なるゴルドン將軍に對しては服従の義務ある事を規定したり、而して此宣言は正門に掲示せられ、深く人民の心情を刺戟するに至りたるが、余の判断せる限に於ては、人民は十分満足の意を有したるが如く思はるゝな

其翌十三日に於けるスタワート大佐の日記には左の記事あり。

本日午後二時、ハインリッヒ、ケリー、フア及び州の有力者等は密室に會同し、ゴルドン將軍は一場の演説の後、ケアーアより受けたる秘密の訓示を示したる時、彼等は深く驚愕の色を見せしが、彼等の言動より之を推量するに、彼等が非常に喜悅せしことは之を察するに難からざりしなり。然れども將軍が此秘密の訓示を披露したるは失策なるが如く、吾人の聞く所に依れば、此訓示を讀みたる人々は其胸中に於て、ゴルドン將軍が斯くの如く種々の讓與をなすに望むるは、主として安全に軍隊を此地方より引揚げ、其後は善かれ悪しかれ、人民等をして地方の政治を處理せしむべしとの意見を有せるが爲りなりと推斷せしむるに至りたりと傳へらる。故に此等の事を考察すれば、ゴルドン將軍が此秘密の訓示を示したるは或は失策ならんかとも思はるれども、將軍の言に依れば、彼の使命の目的はムーダン地方を放棄し、其跡は地方人等の自由に任すべきにあるを以て、彼等をして自ら進んで政府を組織せんとの希望を起さ

しめんとせば、將軍の取りし行動の如く十分なる刺戟を彼等に與ふるの方法は決して他に存せざるべしと云ふにあり、而して彼等地方人士等の信ずる所は、彼等は或る方法の下に埃及政府の裏許を脱し、ゴルドン將軍の下に獨立の位置に居り、且つ將軍は以前に於けるよりも一層の自由を許可し、彼等をして自ら地方の政治に當らしめ、且つ彼等の奴隸買賣にも干渉を加へざるべしと云ふにあり、而して此件に關する余の意見としては、余は秘密の訓示を示すべし或は示すべからずと云へる問題に答ふるは、甚だ困難なるを認め、寧ろムーダン、バーバンの忠告に従ひ、後日の結果如何を一層能く判断し得るに至るまで、若くは兎に角時局が一層明瞭なるに至るまで、以て敢て此事件に對して如何なる行動をも取る事を猶豫せん事を欲せしなり。

スタワート大佐は其日記に以上の記述をなしたる日に於て、余に書信を發し、ゴルドン將軍が暗中の飛躍に類する冒險をなし、ケアーアよりの訓示をバーバール地方の人々に示したる事は余の日記中に詳なるが如し、而して其結果の如何なるべきは敢て之を言ふの要なしと雖、將軍が已に之をなしたる以上は、唯其結果

の至るを俟つのみにして、又成るべく災禍の小ならん事を希望するのみなりと報告し來りしが、ゴルドン將軍は亦之に反し、其日誌二百八十五頁に於てケグアイアの訓令はスーメン地方にて發表せられしにあらざる事を記し、同日誌の編輯者エグモント・ヘーク氏も三百九頁の註に於て同様の事を記述したりしが、以上述べ來りたる事實を綜合すれば、兎に角ゴルドン將軍がバーバーに於て地方の代表者と會見したる後、ケグアイアより此種類の訓令を受けし事實が、スーメン全體に知れ渡るに至りしは明白なるが如きなり、而してゴルドン將軍がバーバーに於てケグアイアの訓令を入々に披露せし事は、明かに其判断を誤りたるが如くなりしも、埃及政府がスーメン放棄の意思を有する事は、已に此以前よりハーツーム地方に傳はり、同市の人々は半信半疑の内におりしが、二月十二日及び十三日、バーバーに於てゴルドン將軍が地方の有力者と會見せし以來、埃及政府の眞意の存する所は廣く一般に了解せらるゝに至りたり。サー・レザナルド・ウィンゲートはスーメン放棄の計畫を公にしたることを非難し、且つ余に告ぐるに、彼の探案したる結果に依れば、ゴルドン將軍のバーバーに於ける行動は、後日に於て甚

しく其事業の困難を増大ならしめたりとの事を以てしたり。若しゴルドン將軍にして自ら其事實を表明せず、又吾人にして幾分將軍が一種通常に異れる性質を有する事を知らざりせば、將軍自身十分に其内容を知らずして、此大切なケグアイアの訓令をバーバー地方の有力者等に示すが如き事をなすべしとは到底信ずる能はざる所なれども、此事は全く事實なりしなり。然れども將軍は後日に於ては己れの失策を悟りたるが如く、一八八四年十一月九日の日誌に於ては、若し「バーバー」にして此訓令を得たりしならば、當に審議して喜ぶべし。然れども余は訓令の内容を十分知ることなくして、ハッサン・ジャン・マケリーフに之を示せしに依り、バーバーは此事を知りしならん。ヌアワート大佐の日誌に於ては、余が自身のなしたる此行動を自ら批評非難せし事を見るべきなり」と記述するに至りたり。

余は今や歩を轉じて他の記事に移らんとす。一八七七年中、英國及び埃及兩政府は奴隸廢止及び奴隸賣買禁止の目的を以て假條約を設定せしが、スーメン地方に於ては一八八八年まで此條約の實行を延期したり。加之如何なる事情の下に

於ても此條約をスーメンに適用せん事は非常に困難なるべしと思はれしが、ゴールドン將軍は十分此事を下知せしを以て、已に一八八三年十月十一日の頃に於ても、グランビル卿は余に私信を發して、スーメン地方に於て奴隸廢止の困難なる事はゴールドン將軍も十分了知する所なりと報知し來りしが、ゴールドン將軍は固より奴隸賣賣の慘狀を目撃して熱心に其廢止に盡力したる一人なれども、スーメン地方の事情に精通せし人なるを以て、英國に在る將軍の同志等の如く、妄にスーメンに於て急速に奴隸禁止を實行せしめんとは欲せざりしなり。故に二月十二日、其當時バーバーに滯留せるマアワート大佐の日記に於ては、バーバー地方門閥家の代表者等はゴールドン將軍を訪問し、一八七七年十一月、ゴールドン將軍が同地方に發表して、總ての奴隸は一八八九年以後に於ては悉く自由たるべしと云へるの布告は、今回に於ける將軍の布告中にも存在せるや否やを問ふに至りしが、將軍は然りと答ふる事の全然無益なるを思ひて否と答へ、再び此通りに宣言を發せしが、此一事は他の如何なる事よりも一層人民の心を喜ばし、たと記述せられ、其後數日に於てバーバーに於ても左の宣言發布を見るに至りたり。

りたり。

公衆一般の平和と安寧とを生ずべき方針を採らん事は、余が最も熱心に希望せる所なり。然るに奴隸賣賣を禁止せんとして、埃及政府の採りたる方法は、頗る苛酷に涉りしのみならず、條約及び布告に従うて政府が沒收及び刑罰を加へし事は、卿等に不満を興へたりと信じ、余は卿等に權利を興へて卿等の財産は何人の干渉をも受けしめず、又奴隸所有者に對しては奴隸を使役し支配すべき十分の權力を興ふべし、而して余は此布告に於て卿等に對する余の寛格を表せんと欲するなり。

然るに上に掲げたるゴールドン將軍の宣言は英國に於て幾分の激昂を生ずべきは自然の理にして、已に今日に至るまで奴隸廢止の首唱たりし人が、一旦バーバーに到着するや否や、今日までの経歴に全然反對なる行動を取り、奴隸使用を許可せし事は世に驚愕すべきにあらざるや、是に於て奴隸廢止派の人々は直ちに反對の態度を取り、且つ黨派政治家等は斯くの如き政府攻撃の好機會を空しく逸せしむべきにあらざる。即ち二月十八日、チャームス、マクドナルド、スコットは下院に

於て其黨人拍手の間に立ち、ゴルドン將軍が斯くの如き布令を發するの權利を有するや否やを詰問して大喝采を博したり、而して英國政府も當時甚しく困難の位置に立ちたり、若しスーメンを放棄せんか、同地方に於ける奴隸の使用と賣買とは再び盛なるに至るべく、ゴルドン將軍の首動の如きは決して此種の弊害を除き得べきにわらず、將軍は實に此場合に臨みて正當なる判断をなし、自己の使命の主眼はスーメン放棄に存することを洞見したりしが故に、到底其力を以てしては禁歴する能はざる奴隸使用をば其儘に存在せしめ、却つて其内より自己の目的の爲めに便宜なる方法を講せんと欲せしなり、勿論普通の事情の下に於ては假し將軍にして奴隸使用の弊害を除去する能はざるにせよ、己れの名義を以て其繼續を裁可すべきにわらず、然れども當時ゴルドン將軍の境遇は普通の場合とは大に趣を異にし、其事業を實行するの困難は非常に甚しかりしを以て、其事業の決行に便宜を興ふる者は如何なる者にて、も決して之を逸去せしむべからざりしなり、加之ゴルドン將軍は英國人には普通なりと評せらるゝ一種異りたる缺點即ち偽善に類する性質をば毫も有する事なく、場合の如何を顧み

ず、自己の判断を表明するの人なるを以て、將軍は此當時に於ては或は余は奴隸使用を杜絶せしむる能はざるを以て、此事を判然に青明し、又其積りにて行動を取るも敢て不可なかるべきなりと推理したりしなり、然るに英國に於ける一派の輿論は之に異りて、吾人は足下の力にては到底奴隸使用を杜絶する能はざるを知れども、世界に對して面目を保たんが爲めに、足下が此不愉快なる事實を隠蔽する方法を用ふるなりとの意見を有せしが、余の見所は於ては此事件に關するゴルドン將軍の行動は十分之を諒とするを以て、余は全力を盡して將軍を補助せん事を期したりしが、二月二十一日、ゴルドン將軍は余に電報を送りて奴隸に關して余が宣言を發したるに對し、英國の新聞雜誌等は幾多の電報を發して、余が一八七七年の條約に於ける如く、一八八九年以後は奴隸を解放すべき事を主張せしや否やを質問し來りたれど、余は此質問に對し、スーメンに關する英國政府の決心を考察すれば、余は一八八九年に於て一八七七年の條約を履行するに至らざるべし、而して此事は自から明かなる事實なりと答へたり、當時の問題は奴隸買出しの問題にあらず、奴隸所有の問題にして、余の意見は一八七七

年の條約中奴隸所有に關する部分は、カイロに於ても之が實行を見るに至らざるべしと思惟せらるゝなりと通知し來りしより、余はゴルドンに對し、奴隸使用に關する貴下の宣言に就ては、余は十分貴下が其意の存する所を了解したりと信ずるを以て、本國に打電して貴下の行動の正常なるを通知したり、余の意見としては、余は貴下の方針に賛成を表するを以て、如何なる事に對しても十分貴下に助力を與へん事を期すべしと返電し、同時にグランビル卿にも打電して、ハーツームに於けるゴルドン將軍の宣言が英國内に於て多少の驚愕を與ふるに至りたるは當然なるべきも、實際に於ては奴隸賣買に關する將軍の宣言の如きは殆んど介意するに足らず、且つ又將軍が此宣言をなすに至りたるの理由も十分容易に了解する事を得るなり、スーメン放棄の政略を實行せば、同地に於ける奴隸使用の再び盛なるに至るべきは當初より明白なる事にして、ゴルドン將軍がハーツームに於て如何なる事をなすも、決して此奴隸使用の復興を止むる能はざるなり、ゴルドン將軍は十分此事を了知せるが故に、同地の人民等に對しては奴隸使用に關する件を讓與して、他の點に於て自己の位置を固うせんと欲す

るなり、今日までの形勢に於てはゴルドン將軍は十分立派に成功を遂げたるを以て、余は將軍が此大方針の實行を免からしめんが爲めには、十分なる行動の自由を許可せらるべきを信じ、且つ彼に對して余の個人的意見は全く彼の意見と符合せるを以て、余の権力内に於ては、あらん限りの助力を與ふべき事を通知したり、而して奴隸使用を禁遏するの最良方法に關しては、事情の變更したる時に至り注意して之を考察し、更に討論を盡さざるべからざるなりと報告するに至りしが、此後に於ては此問題も自然に消滅せしを以て、ハルマルゲット紙は此事に就き、政府が其配下に於て勇氣を以て事を主張するの屬僚を有し、又普遍に於けるが如く責任ある官憲が事實に對して十分の知識を有し、以て十分の知識を有せずして徒に驚々たる輿論に抵抗する時に於ては、其輿論の聲は直ちに沈靜するに至るなりとの評論を加ふるに至りたり。

ゴルドン將軍は二月十八日を以てハーツームに到着せしが、同地の英國領事代理バウー氏は余に打電して將軍の到着を報じ、ゴルドン將軍は本朝當地に到着し、人民より非常なる歓迎を受けたり、將軍が當地に來るべしとの報知傳はるや、

當地の狀態は一變して、ヌーメン中のこの部分に於ては萬事速に平和に歸すべきの徵候を呈し、將軍が人民に對しての演説は非常なる熱心を以て人々に受けられたりとの報知を送りしが、翌日パウー氏は更に余に打電して、昨日ゴルドン將軍の爲めに大歡迎會は開かれたり將軍は白人兵全體をカイロに送り、ヌーメン人の兵卒のみをハーツームに滞留せしむべしとの命を下し、地方門閥及び亞刺比亞人中より十二人を選び、會議を組織して彼の顧問に備へ、人民に對する貸金の記録及び政廳内に在る刑罰の道具を燒棄て、ヌアット大佐をして半獄に至らしめ、悉く鎖捆等を破壞し、捕虜、債務者及び長く刑に服したる囚徒等を一切放免し、イブツヒ・ハシヤをして白人兵の分隊を率ゐて埃及を指して下らしめたり、當地に於ては軍隊の爲めにも、歐洲人等の爲めにも、萬事安全なり、當地の人民等はマリーヌに對して彼等が豫期せし所よりも、ゴルドン將軍が遂に寛大なるを見て、深く將軍の所置に満足せるなりと通知し來たり。

此當時ゴルドン將軍はヌーメンの將來に關して甚だ有餘なる感想を懷きたり、將軍の觀察は疑もなく樂觀に過ぐるの傾を有したりと雖、事の初めに當りて將

軍のなせし所は非常を得たりしを以て、此當時に於ては將軍が其使命を上首尾に果し得べしとの希望は相當に道理に合へるが如く思はれしなり、故に將軍は二月十二日に於て余に電報を發し、ハーツームの守備兵に關しては憂慮する事勿れ若し必要あらば守備兵はハーバーを経て歸陣するを得べく、亦ペーカー軍及びヒックス軍を攻撃したる敵軍は決して懸線を離るべきにあらざるなり、以前に於ては余は他の人民が蜂起して敵に加はらん事を恐れたりしも、余は彼等に十分の讓與を與へしに依り、今は此恐れもなきに至りたりと通知し、二月十四日に復た余に打電して、ヌーメンの此部分に關しては最早毫も配慮する事なからん事を希望す、上下一般の人民は、今日まで唯彼等に苦痛を與へたる埃及の輿情を脱するを見て心中より喜悅せるなりと報告し來りしが、時局に對するゴルドン將軍の觀察は或程度までは全く正當にして、ハーツーム附近に存在せる各氏族は以前に於ては向背の態度未だ明白ならざりしに依り、若し彼等にして公然マリーヌに一致するに至らば、甚しく時局の困難を増大ならしむべきを以て、彼等を味方に引入るべき唯一の方策は、彼等に對して寛大なる讓與をなすの一事

に止りしが故に、ゴルドン將軍は斯くの如き讓與をなしたりたり、將軍の發したる奴隸使用裁可の宣言は、倫敦に於ては非常なる驚愕を興へしと雖、ハーシュームに於ては一般に歓迎せられ、其他租税を免じ、高利貸の證書を破毀し、不正監禁を解きて人民に満足を興へしのみならず、將軍がハーシュームに在住せる事のみにも、將來に於けるスーメン政府は從來の如く壓制ならざる事を保證するものと解釋せられしなり、此故にクワンピル卿も時局を樂觀して、二月十五日、余に宛てたる私信中には、ゴルドン將軍が未だハーシュームに到着せずして沙漠地に在る間は、深く憂慮すべき時なるも、追々にハーシュームに到着して六千人の軍隊を指揮するに至らば、時局も尋常の状態に復すべきなり」と記載したりしが、ゴルドン將軍に伴ひたる憲法なるスアワート大佐は人々に雷同して、安に樂觀に陥る事をなさず、二月十七日、余に發したる書信に於ては、スーメン撤退の問題は常に吾人の胸裡を離るゝ能はざれども、深く之を觀察すれば觀察する程此事業の困難を感ずるなり、然れども實際に此問題に當るに至らば、如何にかして自然に解決せらるゝに至るべきなり」と通知し來るに及びしなり。

ゴルドン將軍をスーメンに送るの非なりしは、余の已に論じたる所なれども、一度將軍を送りたる以上は成功を來すべき最良の機會は、バルメルガゼット紙の主張せるが如く、ゴルドン將軍にして大體の方針を誤らざる限りは、彼に十分の權力を附與して、あらん限りの力を盡さしむるの一事に存せしなり、而して余は當初より此事を看破して、此方針に協ふべきが如き行動を取り來りしも、余はゴルドン將軍の意見が始終控着せる事多く、孰れが眞に將軍の希望せる所なるやを判定するに苦みたり、然るに不幸にして英國公衆の一部は將軍をして自由に手腕を振はしむるの必要なる事を了解する能はずして、將軍が非常なる重負を負へるに拘らず、彼が一度先天的に固着せる英國の輿論に背馳するが如き建議をなすに至りしや、ゴルドン將軍の意見を非難せる聲は入方より起り、將軍の親友及び味方たりし人々も之に加はるに至りしが、英國政府は將軍の意見に従ふの主義を變せずして、クワドストーン氏は二月十二日、衆議院に演説せし際に於ても、ゴルドン將軍の計畫に干渉せざらん事を努むるは英國政府の義務なりと公言し、他の點に就ては兎も角も將軍の發したる奴隸使用の宣言に對しては毫も

干渉を加へざりしに依り、其結果として之に對する不平の言論も運動も終に消滅するに至りたり、而してムーゲン問題は恰もマナワート大佐の言の如く、如何にかして終に解決せらるべきに至るべけれど、其解決は英國政府に不信用を來して終に失敗を招かしむるに至らしめんとて、公金の浪費及び貴重なる幾多人命の犠牲、就中英埃兩政府のみならず、歐洲全體が常に其行動に對して注意を怠らざりし、ゴルドン將軍及びマナワート大佐兩人の生命をも犠牲にせざるべからざるに至らしめたるなり。

第二十五章 ズビーア・パシヤ

(一八八四年二月十八日より三月十六日に至る)

ゴルドン將軍の使命の一轉機——二月八日に於けるゴルドン將軍の覺悟——ゴルドン將軍の意見變更——ゴルドン將軍はズビーア・パシヤを廻へんとす——余はズビーア・パシヤを以て將軍の委任者たらしむべきを主張したり、英國政府は同上の建議を斥く——ゴルドン將軍はマナワートを破滅せん事を建議す——ゴルドン將軍は英國軍がコーツームに渡るべきの宣言を發す——ゴルドン將軍は英國政府の觀察を無視したり——余は再びズビーア・パシヤを任用せん事を主張す——ゴルドン將軍の電報を了解するに困難を極めたり——マナワート大佐も亦ズビーア・パシヤ任用の議に賛成するに出来り——余はマナワート大佐の意見に賛成し之に助力を與へたり——ゴルドン將軍はマナワート、スファン間の道路を開通せしむべき事を動じ——英國政府はズビーア・パシヤの任命に反對す——余は再びズビーア・パシヤの任命を主張す——ゴルドン將軍はマイムス通信員に事情を漏らしたり——ハーフォーム附近に於ける各種旗の由を決定せず——英國政府は再びズビーア・パシヤの任命を許容せず——余はゴルドン

將軍にハーツームに止るべきの訓示を與へたり—余は再びシベリアに任用の必要を説きて英國政府に促りたり—然るに英國政府は亦例の如くシベリアに任用の議を容れざるを以て余は政府に抗議したり—シベリアに任用の建議は断然却せられたり—英國政府の決断は其當を得たりや否や、

ゴールドン將軍の使命に關して政治上重要なる事柄は皆悉く將軍がハーツームに到着したる後數週間の内に起るに至りたれども數週間の歴史中緊要なる事實は僅に數語を以て之を一括し得べきなり。ゴールドン將軍はフビニアパシヤを埃及政府の代官に任じ、以てヌーメン地方を統治せしめん事を建議したれど、ヌアワート大佐及び余はフビニアパシヤをヌーメンに送るの可なるや否やを疑ひ、最初此建議に同意する事を躊躇せしが、間もなく吾人も終に將軍と意見を同うするに至りたり、然れども英國政府はフビニアパシヤの任用を許すを好まざりしに依り、ハーツーム附近の各種族は終に蜂起してゴールドン將軍及びヌアワート大佐等を合圍するに至りしが、此に至りて將軍の使命が最早失敗に歸したるは明白にして、爾後決定せざるべからざるは、ハーツームを救助せんが爲めに英國兵を出すべきや否と云へる軍事上の一問題に過ぎざりしなり、勿論此當時に於け

る大體の事實は、人々の已に能く知る所となり、其當時に於て議會の出版したる文書中にも詳なれども、其際當局者間に交換せられたる電報及び公文等全體を一纏めとなして世に出し、直接に此時局に關係したる人々が各、その分を盡せし事を十分世上に認識せしめんと欲したる人は、未だ一人もあらざるを以て、余は讀者の倦怠を顧みず、敢て此種の概要を記述して、以て人々に示す所あらんと欲するなり。

二月八日即ちゴールドン將軍が尙アブハマドに滞在せる時、重要なる覺書余に送附し、其内に於て、今日に至るまでの経過を外にして、埃及の兵士が戰場に於て其雄價を毀損したる點を除けば、其他に於ては埃及政府の威信は未だ甚しく失墜したるにあらず、當地の人民は尙埃及政府を以てケイリフたるサルマンの直接なる代表者なるを認め、余く之と分離するを以て非常に危険なる事として恐怖するを見て、余は深く満足を感じたりと記し、更に進んで埃及政府は今後尙ヌーメンの宗主權を繼續し、地方人民中より總督以下尹令等を任命し、政治上に於ては最後に事物を決定すべき、大審院たるが如きの形式を持續し、且つ地方を制

御するには唯嚴乎たる無形の威力のみを用ひて單に助言に止まるべきを建議し、且つ曰く、余は切に願ふ、吾人の守るべき方針はスーメンの放棄にあらざして、スーメンより撤退にある事を、又嘗つてケナイブより受領したる訓令も、無形の支配及び宗主權を承認すべき性質を帯ぶる者と變更せられん事を希望するなりと、但しゴールドン將軍の此覺書に對しては、ヌアワット大佐も二三の附言をなし、將軍の意見に賛成の意を表せしが、唯埃及政府の威信が未だ甚しく失墜するに至らずと云へる點に於てのみ、兩者の意見と一致せざりしも、此覺書並にヌアワット大佐の附言は、二月廿三日に至るまでは余の許に到着するに至らざりしなり。然るに此頃、於て余はヌアワット大佐が二月一日、コロムコより余に宛てて發したる私信を受領せしが、其内に於ては、ゴールドン將軍は當時尙ツヒーアパシヤに心を殘せるが如く、彼に對して同情を感ずることを口にせり、則ち將軍はツヒーアパシヤを送らん事を突然に請願せざるも、限らざるを以て、若し斯くの如き事あらんには、余は十分確實なる理由なき以上、貴下が妄にパシヤをカイローより放たざるべきを信するなり。パシヤのスーメンに来るは危険の本なり、或は然らず

とするも、以前彼の部下に在りたる奴隸兵士等が全く存在せる者なしと聞ける今日に於ては、彼は人々の思ふが如き勢力を有せざる事も亦明かなるが如しと記述せり。然れども二月八日、ゴールドン將軍がアブハマトより余に發したる書信中には、スーメン地方を平靜ならしめんと欲せば、ツヒーアパシヤこそ總督として唯一の適任者なれ、彼と余との關係に就ては、彼は余と事を共にするを願ふの理由は、あらざるべし、余は貴下が此非凡の人物に關し、更に多く觀察する所あらん事を望み、……ツヒーアパシヤに關しては、ゴールドン將軍とヌアワット大佐とは各、其意見を獨にせるなり。

想ふにゴールドン將軍が一度ハーツームに近づき、一層深くスーメンの此事情に逼するに至り、其抱持したる樂觀は漸く消失するのみならず、地方人民に對する同情の念は益々其度を進めて終に將軍をして自己が派遣せられたる所以の本務を忘却するに至りたるは明白なる事なれども、蓋には己れの受くべき訓令中にスーメン撤退の政略は如何なる事あるも決して變更せざるべしと記載せられ

ん事を主張せし其本人たる將軍が後に至り己れの日誌中に斯くの如く種々の困難を起したる後に於て英國政府がムーメンを棄てんと欲するは余の深く厭惡する所なり」と記述するに至るまでには勿論數ヶ月の日數を経過せざるべからざりしなり而して余が初めてゴルドン將軍の迅速に其意見を變更したる事を心附きしは二月十三日、ヌアワート大佐の余に送りたる書信に本づけり曰く「ゴルドン將軍はムーメンの人民に對して非常なる同情を有するに依り吾人が撤退の後に於ても成るべく此地方を無事安寧ならしめんとして努力するも余を以て之を觀れば假令將軍が如何に盡力するとも吾人が引揚を了したる後此地方をして無政府に陥ることなからしめんとするは不可能の事なるべし余も亦個人としては此地方が必ず無政府の状態に陥るべき事を恐れども余は引揚政略を以て正當のものなりと信じ又結局は此政略が英國埃及或は此地方に取りて最良の策なるべきを思ふものなり」と然るにゴルドン將軍は二月十八日に於てハーシュームに到着するや否や余に宛て、左の電報を送り來りたり。

先月八日、余が貴下に呈したる覺書に於ては、當地在留の埃及分子、即ち白人、埃及兵備官吏及び死亡せる軍人等の遺族等が當地を退去すべき時節の近づきたる事及び吾人が實際に於てムーメンの政務に當り、並に當地を引揚げざるべからざる時節の方に到着したる事に論及せり。余は又之に加へて云へり、余にして後任者を設定せずして當地を退去するに至らんか、此地方全體を逼して無政府の状態に陥らしむべきを以て、假令總ての埃及分子は無事に引揚を了したりとするも、此地方に取りては甚しき不幸にして、吾人は不仁を免れざるべし。且つ又余が後任の人を置くとするも、何れかの政府より助力を受くる事なくんば、等しく無政府の状態に陥るべし。余の意見に依れば、英國政府は金錢或は兵員等に關して毫も責任を有することなく、唯余が是より詳述すべき條件に依り、余の後任者に對して委任を與ふる方法あり、而して此方法を仔細に吟味すれば、英國がアフガニスタンに對する政略に類似せるものにして、英國政府はアフガニスタンの君主に對し、無形の助力及び金錢上の補助をも與ふれども、ムーメンに於ける余の後任者に對しては、敢て金錢上の補助を與ふるに及ばず、唯無形の指導を與ふれば則ち足れり。論者或は英國政府を以て奴

及兵備官吏及び死亡せる軍人等の遺族等が當地を退去すべき時節の近づきたる事及び吾人が實際に於てムーメンの政務に當り、並に當地を引揚げざるべからざる時節の方に到着したる事に論及せり。余は又之に加へて云へり、余にして後任者を設定せずして當地を退去するに至らんか、此地方全體を逼して無政府の状態に陥らしむべきを以て、假令總ての埃及分子は無事に引揚を了したりとするも、此地方に取りては甚しき不幸にして、吾人は不仁を免れざるべし。且つ又余が後任の人を置くとするも、何れかの政府より助力を受くる事なくんば、等しく無政府の状態に陥るべし。余の意見に依れば、英國政府は金錢或は兵員等に關して毫も責任を有することなく、唯余が是より詳述すべき條件に依り、余の後任者に對して委任を與ふる方法あり、而して此方法を仔細に吟味すれば、英國がアフガニスタンに對する政略に類似せるものにして、英國政府はアフガニスタンの君主に對し、無形の助力及び金錢上の補助をも與ふれども、ムーメンに於ける余の後任者に對しては、敢て金錢上の補助を與ふるに及ばず、唯無形の指導を與ふれば則ち足れり。論者或は英國政府を以て奴

謀使用の一國に對して名義上及び無形上の助力を興ふとなし、此政略を非難する事もあるべけれども、已にアッガムスアンに於ても、ソコトクに於ても、亦斯くの如くなる以上、何の不可あらん、蓋し余の後任者は直接に英國政府より其任命を受くべきものにして、何人を舉げて此任に當らしむべきやと問はゞ、勿論アビーアと答へざるを得ず、彼はスーメンを支配すべき能力ある唯一の人物にして、殊に彼の任命は同地方一般に歓迎せらるべきを以て、英國政府は彼を勳爵士に任じ、且つ之に物を賜へば可なるなり。

ゴルドン將軍は斯くの如くアビーア・パレンを推薦すべき條件を論じたる後、更に語を續けて、

アビーアはカイローに配流せられ、同所に留まる事十ヶ年に置れるを以て、其間に於て近年に起りたる出来事を目撃し、亦歐洲人士等と交遊したる結果として、其性質に大なる影響を受くるに至りしは當然の事なり、彼にして英國政府より無形の獎勵を受け、スーメン總督に任せらるゝに至らんか、歐洲人其他總ての商人等も皆に安んじ、暫時の内に悉くスーメンに歸來すべきなり、而し

て余は熱心に此議を主張すと、歐軍に余一人の意見として自然一方に傾くの嫌あるを以て、余はスアワート大佐に託し、彼をして自由に一己の意見を述べしむる事とせり、同大佐が一流の士なる事は固より人々の能く知る所なり、然るに同時にスアワート大佐よりも余に電報を發せしが、左の意見を寄せられたり。

本日ゴルドン將軍の發したる電報に關し余の意見を述べれば、將軍の主張する政略は吾人のスーメン撤退に大なる便宜を興ふべしと思惟せらるゝなり、アビーア・パレンの任命に關しては、吾人は宋だ一の意見を構成するに足るべき程十分地方の事情に精通せりと云ふ能はず、然れども何人が任命を受くるに至るも、當分の間は歓迎せらるべきが如く思はるゝなり。

ゴルドン將軍が尙カイローに在りし時に於て、將軍はアビーアを利用すべき建議をなせしが、余は此を以て十分熟慮を経ざる者と思へり、今や其時より三週間の時日を経過し、將軍は已にハーシュームに到着して地方の事情を判断するの機會あるに、尙アビーア・パレンを利用すべしとの意見を有するを見て、余は今固こそ

將軍が例の如く一時の思附より驟急無謀の建議をなせしにあらざして、幾分沈思熟慮の結果に出でたるべきを信するも敢て不可なきを悟るに至れり。故に此件に關しては將軍に助力を興ふべきを期せしも、將軍及びツピリアを共にハーツムに居住せしむるは一見危険なるのみならず、ゴルドン將軍に伴へる用心深きヌアワット大佐がツピリア・パン、任用の件に關しては尙深く躊躇する所あり。余は大佐の判断力に大なる信用を託するを以て、彼の欲する如く十分時日を與へて意見を構へしめんと欲し、二月十九日、ゴルドン將軍及びヌアワット大佐の意見をシランビル卿に通知し、之に余の意見を加へて左の如く陳言せり。

ゴルドン將軍の後任者を選定する事に關しては、ヌアワット大佐の言の如く直ちに決定するの必要なしと雖、其人物に關してはツピリア・パンが唯一の適當なる人物なるは疑なきが如く、彼が氣力及び技術を有し、地方に大勢力を有する事も亦全く事實なり。

奴隸賣買に關しては、ゴルドン將軍が尙カイローに在りし日に於て、余は將軍と此件を討議したる事ありしが、ツピリアの在不在が此問題に影響を及ぼさ

ざるべかることは、吾人兩人が全く意見を同らせり。又余の種々なる方面より觀察したる事實に徴するも、ゴルドン將軍がツピリア・パンは長く埃及に居りたる爲め、著しく其性質を變化せしと思へるは善く當れり。何となれば彼も今は歐洲の勢力如何を了解するに至りしを以て、此種の人物を選するはツピリアの如き人物を選するに優れるは萬々なり。然れども余はゴルドン將軍をしてツピリア・パンと共にハーツムに居らしむることに對しては全く反對を表するものにして、ゴルドン將軍が守備兵及び埃及分子の殘部引揚の計畫を按排するや否や、將軍は直ちにハーツムを去り、ツピリアは之に繼いで直ちにカイローを出發すべきなり。余が嘗てゴルドン、ツピリア兩人の會見を許容せしは、余自ら幾分かツピリアがゴルドン將軍に對する感情の如何を判知せん事を希冀したるが爲めにして、如何なる事あるも、ゴルドン將軍をツピリアの手中に置くが如き危道を行ふべきにあらざるなり。

ツピリア・パンにして、ヌーメン總督に任命せらるゝに至らんか、極めて明瞭なる言葉を以て彼が英國政府より如何なる程度の助力を受くるを得べきかを

記して彼に附與すべきは必要なる事なれども、彼に對して英國政府が無形の助力を與ふべき事を約束するは、余の賛成する能はざる所なり、第一に彼は殆ど無形の助力云々の意義を了解する能はざるべく、殊に又彼は實質的のものにあらざる限りは、如何なる助力に對しても十分力を盡くべしと思はれざればなり、而して彼をスーメン總督に任命したる結果、如何なる影響を英國の輿論の上に及ぼすべきやは、唯本國政府の判定に任すべきことなれども、此一事を除けば、余は別に英國政府の認諾を以てツヒーアパンをスーメン總督に任命する能はざるの理由なかるべしと信するなり、ツヒーアパンに對しては宜しく文書を以て明白に説明すべし、彼が自己の位置を維持せんと欲せば、専ら自己の力に依頼せざるべからずと、彼は又此事業に着手するに當り、埃及政府より小額の金錢を興へらるゝ事を得べく、且つツヒーアパンと埃及政府との間に於ける非信の交通等は、ゴルドン將軍の提言せるが如く、カイロに在る英國政府代表者の手を通じて之をなすを得べきなり。

在る他の當事者と更に協議すべき問題にして、余の意見に於ては、是等の條件は必要にあらず、假令議決せられたりとするも、長く効力を有せざるべし、而して最後に余は一言を附記せんとす、ツヒーアパンが其提供せらるべきスーメン總督の位置を受くべきや否に關して余は未だ其如何を知らざる者なりと、然るに此電報に對して、クランヒル卿は二月二十二日、左の返電を送り來りたり、英國政府の意見に於ては、英國政府が其權力を以てゴルドン將軍の後任者を指定する事に就て、重大なる反對理由あるを認む、目下の形勢に於ては、未だゴルドン將軍が先月二十三日の覺書中に記述したる建言を越えて事を處置し、スーメン地方政府の爲めに於て特殊の準備をなすの必要を認めず、且つ又如何なる事なりとしても、英國の輿論はツヒーアパンの任命を許容すべしと思はれざるなり。

然るに余が右の電報を受けたる時と前後して、ゴルドン將軍が二月八日、ツヒーアパンに於て記述したる覺書は余の許に到着せり、而して此覺書を十八日發の將軍の電報に對照すれば、或る點に於ては往々兩者間に不一致の點あるを發見す

と雖、余は此覺書に依りて將軍の主張せる大體の方針を一層明白に了解するを得たるに依り、余はゴルドン將軍に二十二日に於けるシランビル卿の電報の旨意を通知し、且つ余の意見を加へて、本月十八日の電報中に於ける貴下の意見は、本日余の手に到着したる本月八日發の貴輪中に記載せられたる貴下の意見とは符合せざるが如き點なきにあらずと雖、余は敢て其事に重きを措くにあらず、實際の困難はツア、ハルツア以南の地方に於ける政府、殊にハーツームの政府を引受くべき一人或は數人の適當なる人物を發見する能はざるに在り、然れども英國政府がツピア、パレンヤを任用する事に對しては反對の意見を抱持せるに依り、貴下はツピア、パレンヤ以外他の人々を推薦し得ざるや否や、これ余の知らんと欲する所なりと通知し、余はゴルドン將軍が之に對する返電を送り來るまで、シランビル卿に對して別に何等の申告をもなさざりしなり、然るに二月二十六日に至り、ゴルドン將軍の返電到着せしが、其内に記述する所は、

ツピア、パレンヤに關する貴下の電報を受領したり、然れどもパレンヤ以外に適當なる人物を思附く能はざるなり、ツピアの配下等は現在八方に出沒して騷亂

をなせども、ツピア、パレンヤ自身オベード地方より進入し來るの機會は尠も之ならず、然れども撤退にして一度實行せられんか、ツピアは當地に進入し來り、其配下等を放ちて始終埃及に煩累を興ふるに至るべきは、豫め常に覺悟せざるべからざる事なり、勿論余の義務は撤退の事を果すと、當地に不穩なる政府を發見せんが爲めに全力を盡すに在り、然るに前者は之を遂ぐべき見込われども、後者に至りては更に困難なる事業にして、余の一身に關係するよりも、埃及國に關係すること甚に大なるなり、埃及にして平靜ならんと欲せば、ツピアを撲滅するの要あり、且つ彼は最も不人眾なるを以て、徐に計を運らざれば撲滅するを得べし、然れどもハーツームにして一度ツピアの平中に歸せんか、事業は更に困難を加ふるに至るべきも、埃及政府の安全の爲めに、ツピア破壊の策を執行せざるべからず、苟くもツピアを撲滅せんと欲せば、更に十萬磅の軍費を支出し、二百人の印度兵をツア、ハルツアに送り、又軍隊屯營所を設くる口實の下に將校をドンゴツに派遣するの議を執行せよ、スファンヤン及びマツツは敢て顧みずして可なり、余は更に反覆して、ツピアの撤退は不可能なるに

あらざるも其結果は埃及に影響を及ぼし、埃及を守護せんが爲めに更に多大の困難を見るに至らん事を陳述し置かんと欲するなり、目今に於てはマーティンを撲滅すべきは比較的容易なるが如し、

今やゴルドン將軍の使命は其轉機に達したり而して又當時に於ける時局を概観して其順序を記載せんが爲めに、暫時筆を止めて今日に至るまでの経過を記述すべきなり、

ゴルドン將軍が其使命を帯びて倫敦を去りし時より、余が上に掲げたる將軍の電報を受領したる二月二十六日に至るまでには、其間三十九日を経過し、將軍がカイロを去りし日より計算すれば三十一日を経過し、將軍がハーシュームに到着したる日より計算すれば其間八日を経過せしなり、而して此時日の間に於て將軍の意見は幾度か變更し、細目の點に於て幾多の矛盾を生じたるは拵いて之を問はざるも、將軍は自ら計畫を立て、殆ど五種の異なる方針を案出するに至りしが、其内に於て一の方針は全然他の方針と背馳せるあり、或は全く背馳せざるも、最も重要なる點に於て齟齬せる者ありしなり、故に今や下に其例證を擧ぐべ

し。

ゴルドン將軍は一月十八日を以てロンドンを出發せしが、其時に受けたる訓示は將軍自身の希望に本づきたるものにして、此時彼はスーダン撤退を實行すべき最良法を觀察して之を報告すべき事を希望し、撤退の政略には全然同意を表明せしが、これ將軍の最初にして又源頭の見解にてありしなり、然るに將軍は一月二十四日、埃及に到着せしが、已に其以前に於て初志を變更し、自己の受けたる機能の性質を變じて一個單純なる報告者たることを甘んぜず、十分の執行権を有するスーダン總督たらん事を希望するに至り、同時に又メヘメド・アリイの當時以來地方に存在せる幾多の小國主等の權力を復讐せしめて地方統治の任に當らしめんとの方針を立て、以て自己の慘抱したる以前の意見を補足するに至りしが、これ即ち將軍がその意見を變更したる第二にして、其後十五日を経るや、アブ・ハメドに於て一の聲を起し、スーダン放棄にあらざして、唯スーダン撤退の政策なる事を主張し、又曰く埃及政府はスーダンに對しては宗主權を維持し、總督及び尹令等を擧げて地方の事務に當らしめ、埃及政府は政治上の大憲院た

る形式を保持せざるべからずとこれゴルドン將軍が其意見を變更したる第三なり其後十日を経て二月十八日ゴルドン將軍は其覺書に記したる方針に復歸せしが其間には明白なる差異を生じ今回は埃及政府にあらざして英國政府をしてスーメンの政治を監督せしめ英國政府の委任を受け英國の勳記を受領すべきスーメン總督を任命し其位置にはソビーア・パンヤを以て之に充てんことを主張したりこれ將軍がその意見を變更したる第四なり然るに又八日を経過し二月二十六日に至りゴルドン將軍は英國政府がソビーア・パンヤ任用の件を承認せざるべきを悟るや更にマープ、イを撲滅するの意見を主張し此目的を達せんが爲めに印度兵二百人をワブ、ハルマに送らん事を建議し第五の意見變更を示したり故にゴルドン將軍は三十九日間に於て始終その意見を變更し最初に於ては已れば唯スーメンの實情を報告するの任務を帯びん事を欲せしが漸々此歩を進めて終にマープ、イ撲滅の政略を主張し且つ其事業は比較的容易なるべしとの意見を申告するに及びしなり。

ゴルドン將軍は埃及政府の將軍に附與し得べき軍隊を以てマープ、イを撲滅し

得べしと信じたりとは到底想像する能はざる所なるを以て將軍は英國兵或は印度兵を使用せざるべからざるを知りたるは明白なり故に將軍はその後三日目にして豫め他の方法を取るに至り二月二十九日スアヤン、パーバー間の道路を閉塞せしめんが爲めに英國印度兵を使用せん事を建議し且つ此一舉は直ちに叛徒を潰敗せしむるに至るべしと云ひたりしが同時に更に宣言書を發表し此内に於てはスーメン地方の人民に勸告して叛徒に加入せざらん事を訓諭したりしが更に其効なかりしに因り將軍は劇烈なる處置を採らざるべからざるに至り終に其結果として英國兵は將にハーツームに來らんとして今や其途上にありと記せり。

エグモン・ト・ヘーク氏は其著書に於て此當時に於けるゴルドン將軍の行動を批評し將軍がその宣言書に於て英國兵は將にハーツームに來らんとして今やその途上にありと記載したることに對して不審を抱き或はこの事は英國兵がスアヤン、パーバー道路に沿うて進發したる事を指して爾か云ひしに過ぎざるべしと解釋したりしが、ヘーク氏の解釋は甚だ不十分なりと云はざるべからず當

時カイロー及びハーシューム間の電報交通は自由なりしを以て、若しハーシューム地方に於て英國兵進發の風説ありしとすれば將軍は直ちに余に打電して、事の眞否を確むるは極めて容易の事なり。然るに將軍が之をなさざりしに因れば、將軍は英國兵ハーシューム進發の風説の全く無根なるを了知すれども、宣言書中に此事を記載すれば、地方人民に對して大に無形の効力あるべきを信じ、遂に此事を宣言中に記載せしや明かなり。余は當時に於ける將軍の境遇に顧み、將軍が斯くの如き記載をなしたるは道徳上の觀察點より許容すべき事なるや否やを論せんとするにあらず、殊に幾多の軍隊指揮官がゴルドン將軍以前に於ても種々の詭計を弄するの必要を迫られしことは人の能く知れる所なれども、單に便宜の上より此事を考察するも、ゴルドン將軍が此點に於て失策をなせしは明白なるが如し、何となれば地方の人民は間もなく英國兵が決してハーシュームに來らざるを發見し、ゴルドン將軍の言を信せざるに至るべければ、而して最後にウールスレー卿の遠征軍が進發するに至りし時、英國兵がハーシュームに近づきたりとの報知は信用を得る事能はざるに至りしなり。

英國政府も亦ゴルドン將軍の意見が斯くの如く劇變せるを見て其處置に當減せしのみならず、又憂懼を加へたり。抑英國政府は其大體の方針としてムーゲンに軍事干渉を加ふる事を避けんとすの政略を維持し來りしに、ゴルドン將軍は此方針に背馳して、竟に軍事干渉に至らしむべき政略を遂行せんとするが如き行動に出でしなり。故にクラフトストーン氏は一八八五年二月二十三日、下院に演説したる際に於ては、ゴルドン將軍は其尙倫敦に在りし日に於ても、亦カイローに在りし時に於ても、自己の確乎たる方針を發表して、己の使命に就ては決して英國兵の助を要するが如き事をなさざるべしと明言せりと云ひたりしが、クラフトストーン氏の言は無論正常なり。二月二十九日、ノーメブルク卿が余に宛てたる書信中に於ては、其當時の困難を明白に記述し、ゴルドン將軍がソビーア・パンヤに關し、ハーシュームに關し、或は又ヌアヤン、バーバー間の通路に關し、始終其意見を變更して殆ど將軍の眞意を捕捉する能はざる事を報じたりしが、是等は皆全く事實にして、將軍が始終其説を二三にしたるが爲めに人々に困惑を感せしめたるは、實に尋常にあらざりしなり。然れども、諒つて之をゴルドン將軍自身の立脚點

より觀察すれば、先づ第一に將軍がハーツームに到着したる後間もなく、軍人には普通なる戰鬪的氣質に驅られし事を認むるを得べし、將軍は一個の軍人として、マーブリーを前に扣へながら退却するを忍ぶ能はず、亦歐洲文明國に生れたる一人として、已に文明の萌芽を發したる一地方をして再び蠻風に立歸らしむる事をも忍ぶ能はざりしなり、故に一八八四年四月十一日、余に發したる電報中に於ても、當地に於ける學校、工場、其他を觀察するに當り、是等發達の萌芽として、マーブリー、蠻族の蹂躪に委するは堪ふる能はざるが如き感ありと記載せし事ありしを以て、將軍がマーブリーを撲滅せんと欲するに至りしも、亦これ自然の結果なりと云はざるべからざるなり、然るに將軍にして、意、此態度を取らんか、必然的に軍事的干渉を施さざるべからざるに至れども、此事は勿論將軍が英國政府より受けたる訓示の精神に反するや明かなり、而して此訓示に従へば、將軍の使命はスーダン撤退に存し、若し能ふべくんば埃及政府の邪魔とならざるも、相應の善政府をスーダン地方に残して、以て同地を引揚ぐべしと云へる間接なる任務の之に附屬せるありと雖、將軍は如何にしてマーブリーに對する宣戰の建議をして

此訓示と剛立せしめんと欲したるや、全く人々の了解する能はざる所なり、ゴルドン將軍は二月十八日、ハーツームより余に電報を發して、マーブリーを撲滅し、利用せん事を建議し來りしが、余が此電報の意味を十分了解するに至りしは、二月八日に於て將軍がアブハマドに於て記載したる覺書を受領したる時にし、換言すれば余は其時即ち二月十三日に至るまでは十分ゴルドン將軍の電報の意味を了解せざりしなり、然れ共二月二十三日以後に於ては、余は前記の覺書及び電報を對照して、其建議中如何なる點が實際將軍の希望に繋がるやを考察し、同時に其建議中幾多矛盾の點あるも重要ならざる細目の部分は敢て之を看過し、唯重要なる大體の方針に關する點のみを抽出して考察せしなり、ゴルドン將軍はマーブリーを撲滅すべしとの提言をなしたれども、此事は英國政府の必ず排斥すべき所にして、英國兵使用の政略に依頼せざれば到底實行する能はざるに依り、余は敢て真面目に此件を考察するの要なしと信じてたりしが、結局ゴルドン將軍の建議中には、控着矛盾の點多きに拘らず、其内に一貫せる常識的の方針の伏在せるを認めたり、將軍は二月八日の覺書に於ては、スーダン放棄にあらず

して、ラッセル撤退の方針を主張せしが、將軍の意向を仔細に吟味すれば、將軍が以前カイロに於て建議したる地方小國主の權威を復興せしむる方針は理論上取て不可なしとするも、實際は其任に當るべき人物の乏しくして、到底方針を實行する能はざるを悟り、形式を變じて同一の方針を實行せんと欲し、ゾビエ、パレを擧げて埃及政府の代官に任じ、以てラッセル中最重要の部分を支配せしめんと欲せしなり、而して此方針たるや、將軍が以前倫敦に於て採用したる報告専門の方針とは勿論大に其趣を異にすと雖、其後將軍がカイロに於て受けたる訓示の精神には取て甚だ遠からざる者にして、寧ろ其訓示の精神を斟酌したるものと謂ふべきなり、後年に至り、ラッセル卿は余に書翰を送りて、此當時の形勢を論じ、ゴルドン將軍の失敗を以て、彼がハーツーム守備隊を引揚ぐるが如き以前の方針を棄て、ラッセル地方に安全なる一政府を設立せんとするが如き幻想を追ひたる事に歸して云ふ、斯くの如き方針は長時若くは永久の軍事占領を行ふにわらずんば到底實行する能はざる事なり、卿の意見は或は適當なるやも計られざるも、余は其當時に於てはラッセルの埃及に對するは恰もラッ

ゴルドンが英領印度に對するに等しき關係を構成せしむるを以て策の得たるものなりと思惟せしなり、而して此政策は兎に角實驗するの價值あるもの、如く思はれしのみならず、ゴルドン將軍の言に徴するも、此計畫を遂行せんには多大の困難を期すべきも、決して全然不可能にわらざるが如く思はるゝなり、而して余は此當時期に此觀念を懷ししに依り、二月二十八日、ジャンベル卿に對して二十八日に於けるゴルドン將軍の電報を報告し、且つ余の意見として左の如く陳べたり。

ゴルドン將軍の建議中には、明かに幾多矛盾の點あるが如く思はるれども、細目の條項に關しては餘り重きを措くに足らず、唯余は英國政府がゴルドン將軍の發したる質義の神髓に對し、嚴重なる注意を拂はれん事を勸告せんと欲するなり。

當時英國政府の採るべき方針は二ありて、其内の孰れをも採らざるを得べし、第一は全然ラッセルを撤退して、其跡には如何なる政府をも設くるが如き計畫をなさざる事にして、第二は以前に於ける埃及のラッセル政治に代はるべき

或る種の安固なる政體を設けんが爲めに、今日の事情の許す限り總ての盡力をなすべしと云ふ事なり、而してゴルドン將軍は明かに後者に賛成せし者にして、余も亦將軍と其意見を等しき者なり、此計畫は或は成功せざるやも計られざれども、兎に角余は之を試むるの要あるものと信するなり、今之を政治、軍事、或は財政等、何れの方面より觀察するも、フア、ハルツ、以南の地をして絶対的無政府の狀態に陥らしむるは頗る憂慮すべき事にして、若しゴルドン將軍が其出發前に於て豫め其方法を講ずるにあらずんば、此無政府の狀態は將軍の出發以後必ず直ちに發生するに至るべきなり。

英國政府の希望する所は、先月二十三日、ゴルドン將軍が其覺書中に記載したる計畫以外に出でざるにあれども、余の察する所に於ては、將軍は唯單に將來採るべき大體の方針を假に描きたるに過ぎず、殊に其内に於ても、將軍は特にハーツーム、ドンゴラ等、其他舊國族の存在せざる所に於ては、地方支配者を設置するの困難を暗示したりしなり、而して英國政府がゴルドン將軍の後任者たるべき人に對して、有形、無形、孰れの助力をも與ふる能はざるは明白なる事

なるも、其人が英國政府の權威に依りて名義上の任命を受くべきや否の問題は、實際上殆ど重きを置くに足らざる程の小事にして、如何に反對の議論あるにせよ、英國政府は當時スーマンの爲めに計畫せられたる凡ゆる措置に對し、實際上責任の位置に立てるものなり、故に余の意見に於ては、英國政府は決して此責任を逃れ得べきにわらず、然れども或は又英國政府にして此件に關し如何なる責任に當る事をも好まずと云ふにわらば、英國政府はゴルドン將軍及び埃及政府に十分行動の自由を與へ、彼等をして思ふ程の事をなさしめざるべからざるなり。

余は此間に處すべき最良の方法に關しては、十分明確なる意見を有せり、即ちフヒーア、ハン、がゴルドン將軍の後任者たる事を許容すべく、彼は此事業に着手するに際し、若干の費用を許可せられ、其良好なる行爲を條件として、年々五萬磅の補助金を支給せらるべきを云ふ、斯くの如くして彼は相應なる小軍隊を維持するを得べし、而して結局此方法に依れば、埃及政府に取りても、經濟的なるの利あり、唯第一の困難は人物の選擇に在り、地方に勢力なき人を送るが

如きは極めて無用の事なり。アピアに關しては明白なる反對の理由も存すべしと雖、ゴルドン將軍が彼を曰して唯一の適當なる人物なりと認めたるは全く其當を得たるものにして、余はソピア以外には何人をも推薦する能はず。且つアピアも甚しくアピア推薦の議に賛成せるなり。

終に臨み一言せんと欲するは、如何なる程度までに英國に於ける輿論の聲に重きを置くべきやを決するは、固より本國政府の任務なりと雖、唯人心の趨勢に依りて埃及問題を解決せんと欲するは、必ず害毒を生ずべきを以て、余は此問題に關しても、他の問題に於けるが如く、現に其土地に於て事を處理する責任ある人々の言に従ふに若かざるを信せんと欲するなり。

然るにグラウンビル卿は之に對して、三月一日、左の返事を送り來れり。

先月二十八日、貴下は電報を余に送りて、ゴルドン將軍がアピアを尋けてスーダン總督の後任者たらしむべしとの建議をなせし事及び之に附隨せる將軍の意見をも報告せられしが、余は正に該電報を受領したり、英國政府はゴルドン將軍が暫らくの間、アピアに滞留せらるべきを信じ、將軍の後

任者を直ちに任命せんとするの急務たることに關して更に詳細たる報告を聞かんことを希望するなり、而して結局この問題の處置をなすの必要なることを發見せば、英國政府は任命すべき人に就ては注意して貴下の意見を諮詢すべきなり、然れども同時に英國政府の意見としては、若しゴルドン將軍の後任者を任命するに至らば、アピアをして其認可を與へしむる事の便宜たるべきを信するなり。

余は此電報をゴルドン將軍に通知せしが、二月二十九日、グラウンビル卿は余に私信を送りて、當時英國政府の懐抱せる意見を示せしを以て、今此私信を下に掲げん。

吾人英國政府の内閣員等が貴下に對して十分の信任を置く事を疑ふ勿れ、然れども事物の状態變易せる場合に當りては、貴下も勢ひ其意見を變せざるべからざるに至るは自然の事たるを以て、吾人は最後の決定をなすに先づ、貴下の意見に接せん事を希望す、吾人は内閣會議を開きたり、若し吾人にしてアピアの件に關し、斷然絶對的の返答をなさざるべからざるに至らば、

其だ不本意ながらも貴下、ゴルドン及びバー等諸氏の一致せる意見に對し、或は讓步せざるべからざるに至るべし。貴下にして飽くまでも自己の意見を主張せば、貴下の意見は内閣に於て嚴重に考察せらるゝに至るべし。當時内閣はスーメン撤退の件に關し、スーメン方面に於て變化の生じたる如きを見て、深く驚愕する所あり。余の了解する所に於ては、貴下の返答は、埃及政府がスーメン地方に軍隊を散布せしめて、其地方を治むべき事を提議せしにあらざりて、高給を受くべき個人を擧げ、且つ埃及に好意の態度を以て成るべく、善く地方を支配せしめんとするに在るべしと思ふなり。然れども此事に就ても許多の考察せざるべからざる點あるなり。ゴルドン將軍の後任者たるべき人物に關しては、グビーアを除きては他にマリーアに拮抗し得べき程の力量を有せる者のあらざるは勿論の事なれども、貴下は果して彼に支給すべき俸給其他の収入が、十分彼をして以前に於けるか如き利益ある奴隷賣買より手を引かしめ、又マリーアに款を還することを防止し得べしとの保險を與へ得るや否や、これ英國政府の間はんと欲する所なり。

然るに余がグランビル卿の要求せしが如き保證を與ふる事能はざるは固より明白なる事なり。已に往々記載せしが如く、埃及事件に關する英國政府の態度は絶対に消極的にして、且つ無情なる性質を帯び、如何なる特殊の方針に就ても反對せしが、今回も亦此反對理由が勝を制したり。然れども他に之に代はるべき方針がなかりしを以て、英國政府は境遇の顛弄する所となれり。一八八四年四月十八日、グランビル卿は余に書信を寄せて、過去二年間に亘り、吾人は常に二者其一を擇ばざるべからざるが如き境遇にのみ陥りしが、其二者共に惡にして孰れを取らざるも惡結果を來すに至りしは、甚しき不幸にして、唯吾人の決定せる所に反對したる人々が毎に第一の勝利者たるに至れるなりと嘲つに亘りたり。

二月二十六日、余がゴルドン將軍の電報を受領せし以後、三月一日、グランビル卿の返答を受くるに至りしまでの間に於て、ゴルドン將軍は余に對して無敵の電報を發するに至りしが、此電報は相互紛雜矛盾し、余は將軍が實際如何なる事を希望せるやを了解するに苦み、且つ其方針の上より判斷するも、將軍は大體の方針に關して十分熱慮を運らさず、唯妄に許多の建議をなしたる事を發見せしに

依り、余は三月二日、將軍に打電して、余は如何なる點に於ても貴下に助力を與へん事を期すれども、貴下の欲する所を精確に判知する能はざるに苦むなり。余の意見として貴下の爲めに最良の方法と稱すべきは、貴下は再び全體の問題を注意して考察し、然る後に於て貴下の所見を唯一回の電報に於て簡單明瞭に通知するにありと信するなり。而してこれ亦余が必要なる場合に臨み英國政府の訓示を受くる事を得んが爲めなりと通知し、同時にヌアワート大佐にも私電を發して、余は切にゴルドン將軍に助力を與へん事を希冀すれども、將軍より來れる無數の電報は、其意味前後矛盾して了解する能はざるが故に、彼をして注意して全體の問題を考察せしめ、然る後に其欲する所を余に通知せしむべく、目今の所にては余が如何に將軍に助力を與へんと欲するも、彼の意見を精確に了解する能はざるが故に、其事をなす能はずとの意を通知するに及びたり。而して余は又斯くの如くヌアワート大佐に私電を發するに先ち、二月二十九日に於て、グランビル卿に對しても左の私電を發したり。

余は其後漸にゴルドン將軍より無數の電報を受けたれども、此建議は相互に

難題錯雜して到底其真意を判知する能はざるなり。而して余は斯くの如く閣下に申告するも、決して余のゴルドン將軍に對する信任の變じたるを表するものにわらずして、唯電報の上に於ては將軍の真意を判知する能はず、又特に注意して考察すべき點と然らざる點とを判別するは更に一層困難なりと云ふ事なり。閣下は余よりも更に了解に困難なるべきが故に、唯徒に將軍の電報を閣下に送達して訓示を受くるの無益なるを信するなり。而して又全體より考察せば、閣下にして十分の權力を余に附與し、余をしてあらん限りの力を盡さしむる事をなさば、其結果は一層良好なるべきが如し。余は十分我本國政府の方針を了解せるを以て、決して此方針に反する事をなさざるべきを期すれども、余は本國政府の信任を自覺するにわらずんば、決して斯くの如くなるを得ざるなり。且つアビーアマンに關する問題は、根本的要義の性質を帯ぶるを以て、兎も角余は此件に關して閣下の回答を得ん事を希冀するなり。

然るに三月二日、グランビル卿は余に返電を送り來り、余に對する信任を表白したる上、余の希冀したる十分なる任意行動の權力を許可し、且つ又余の意見をも

致せしが、余はゴルドン將軍よりも亦三月二日に發したる余の電報に對して、
 暹の返電を受けたり。余は茲に將軍の電報を詳細に記述するの要を認めずと雖、
 其大體を略記すれば、將軍は其意見として結局スーメン撤退の主義を維持する
 事、又撤退の腕に於ては其結果として同地方は無政府の狀態に陥るべき事、及び
 埃及人の被擄者全體を直ちに引揚げしむるの不可能なる事等を列舉し、更に步
 を進めて、アビーア・バレン、をして直ちにハーツームに來らしむべき必要を論じ、其
 内に於ては、アビーア及び余の兩人がハーツームにて協同して事に當るべき事
 は、成功の絶對的の必要條件なり。余は貴下及びグランビル卿が余等兩人間に於
 て内争を生ずべしとの杞憂を懐かざらん事を希望するなり。そはアビーアは己
 れの受くべき補助金は余一身の安全に費れる所以を詳知すべきを以て、吾人兩
 人間に於て内争を醸すが如き事は萬々生ずべくもあらざればなり。何等かの成
 功を奏せんと欲せば、我等兩人は共同せざるべからず、而も其事は寸時も猶豫す
 べきにあらざるなり。……願くばアビーアが余に害を加ふべしとの杞憂を放
 棄せよ。アビーアの利益は余の利益と関連するを以て、彼は決して余に害を加ふ

る能はざるを記憶せよ。亦此事に關する余の意見の正當なるを信じて購購する
 勿れ。……當地の狀態は危險ならざれども、アビーアを遠ることを遠慮せば、或
 は危險に至るべし。余の觀點と稱すべきは固と外國人にして基督教徒なると、又
 萬事に平和主義なるとにあるを以て、土地の人々が余に對する是等の解見を除
 去するには、唯アビーアをして當地に來らしむるの一法あるのみ。願くば如何な
 る事に就きても遠慮なく、ヌアワット大佐の意見を徹せらるべし。左すれば貴下
 は余の意見の外に彼の意見をも知るを得べきを以て、此事は余の大に希望する
 所なりと記載せられしが、ゴルドン將軍は尙之に加ふるに、バーバー、ヌアファン間
 の運路を開通せしむべき事、及び英國兵二百人をワヅ、ハルマに送らん事を冀ひ、
 其理由として兵數の多寡は、敢て論ずる所にあらざるも、唯體面上より必ず必要
 にして、英國兵の後援ありと云は、叛徒は其風評を聞きて潰離するに至るべし
 と附言し來りたり。然るに余は此電報を受けたる時と前後して、三月四日の日附
 を有するヌアワット大佐の電報をも受領せしが、今回大佐の電報の主意は、全然
 ゴルドン將軍の意見を敷衍したるものにして、其内に論ずる所は、殆ど上に引照

したるゴルドン將軍の電報中に記載せられしが如く、アビーアをして直ちにハ
 ーシュームに來らしむる事は種々の點より考察して目今燒眉の急務なる事及び
 ゴルドン將軍とアビーアの關係に就ては兩人の利害相等しきを以て、後者は
 力を盡して前者を補助すべきは勿論にして、決して前者に害を加ふるが如き事
 をなすべからざる事を論じ、其他バーバー、スアキャン間の道路開通、及び少數の英
 國兵派遣の議に關しても、ゴルドン將軍の意見の正當なるを保證し、最後に於て
 若しアビーア、パレンをハーシュームに送り來るにあらざるんば、彼等は殆ど其方針を
 實行する能はずして、徒に曠日彌久、ハーシュームに止らざるべからざるに至るべ
 しと報告し來りたり。

此當時に至るまで余は英國政府に、アビーア、パレンをゴルドン將軍の後任者たらし
 むべきを運りしが、之と同時に余は直ちに彼をハーシュームに送らんとする議
 論に對しては、反對の意見を有せしなり、余が斯くの如く躊躇をせしは主として
 二箇の理由に歸すべし、第一にはゴルドン將軍に對するアビーア、パレンの舊愆が
 將軍の身に危険を及ぼすべしかを恐れ、第二には余はゴルドン將軍の意見より

も、事ろヌアワット大佐の意見に重きを置きたりしも、三月四日に至るまでは大
 佐の意見はアビーア、パレン任用の件に對して判然たる賛成を表せざりしが、爲り
 なりしなり、然るに今回に於けるヌアワット大佐の電報は、余をして余が今日に
 至るまで本國政府に勸告せし所見を更に精察せざるべからざるに至らしめたり、
 當時ハーシュームに於ける形勢が日々危険なるは明白にして、バーバー、ハーッ
 ーム間に介在せる土着の各種族は以前より向背明かならざりしが、今や彼等は
 事情に驅られて、マーア、イの麾下に投せんとせしを以て、マーア、イの勢力を阻止
 せんが爲めに一政府を樹立せんとせば、今は一刻も猶豫すべからざる時節に到
 りしなり、ゴルドン將軍は直ちにアビーアを送らん事を熱心に運り來り、彼の利
 益の上より判断して、決して將軍に害を加へざるべきを主張し、ヌアワット大佐
 も今は殆どゴルドン將軍と其意見を等うし、毫も躊躇する事なく、其意見を明か
 にし、直ちにアビーアを任用すべきを勸告し來るに至りしが、大佐の電報の内容
 より論ずるも、彼の性質より論ずるも、大佐は常に己れの長上たるゴルドン將軍
 を満足せしめんが爲め、此言をなすにあらざりして、時局の真相を嚴密に考察した

る結果、既に其意見を變ずるに至りしは明白なるを以て、余は今日まで英國政府に對して上申したる意見を變更し、以てアビーア・パンヤを直ちにハーツームに送るべしとの建議を助成せんと決心せり。是に於て余は三月四日、ゴルドン將軍より來れる二日、三日兩日の電報及び四日に於けるヌツワート大佐の電報をシラシビル卿に報告し、之に余の意見を加へ、ゴルドン將軍は其電報に於て即時ハーツームにアビーア・パンヤを送られん事を熱心に主張し、余も注意して更に全體の問題を考察したる結果、余は敢て前説を變せず、アビーア・パンヤをしてゴルドン將軍に代らしむべしとの意見を維持するなり。此點に關して其決定を猶豫するも寸毫の利益を見る能はず、却つて害毒を來すに至るべし、而して何時アビーア・パンヤを送るべきやの問題に關しては、當時ゴルドン將軍が熱心に主張せる意見の上より鑑みて、余は以前に於けるが如く直ちにアビーア・パンヤをハーツームに送らん事に對して反對説を維持せんとはせざるなり。されど此點に關して最後の意見を提出するに先ち、余は今一度アビーアに會見を遂げん事を欲すれども、本國政府がアビーア出發の日に關する問題は既に角唯全く彼をヌーゲンに送ら

ん事を決定するにあらずんば、余は敢て此事をなすの要なきなり。故に余は更に行動を取らんとするに先ち、實際本國政府がアビーア・パンヤをヌーゲンに送るの意を有せるや否やを知らんと欲するなり」と申告し、別に私電を卿に送りて、本日余の發したる公電はゴルドン將軍より來りたる約二十通の電報を參照し、其大意を報告したるものなり、而して余は今回に於ては、將軍が夢想せる一時の感想にあらずして、彼が眞正の意見を記述したりと信ず。余は再度アビーア・パンヤに會見せんと欲するを以て、此時までは閣下が敢て直ちに彼をヌーゲンに送るの議を決せざらん事を希望す。余は目下に於ては、アビーア派遣に對する閣下の反對意見は断然變更せざるものなるや否やを知らん事を希望するなり」と照會するに至りたり。

此電報を發したる時に於ては、既に角今一度アビーア・パンヤに會見し、深く彼の言動に注視して然る後に彼を直ちにハーツームに送るの可否を決定せんと欲せしなり、而して愈、彼と會見をなすに至らば、余は彼に對して言はん、若しヌーゲン兼送の事業、首尾能く成功を遂げ、ゴルドン、ヌツワートの兩氏安全に歸來す

るに至らば、彼はムーメン總督に任命せらるべく、又彼の行動にして備足を興ふる間は、埃及政府より年々十萬磅の補助金を受くるを得べしと同時に一方に於ては、萬一ゴールドン將軍及びヌアワット大佐等に危害を加ふる事あるか、或は又後日に於て彼が埃及政府に對して敵意を狹めるが如き態度を採るに至らば、彼は英埃兩政府より敵視せられて終生其一身を禁錮せらるゝに至らん事をも告げんと欲せしが、勿論余は此以前に於て本國政府より自由行動を取るの許可を與へられしにあらずんば、決して此種の交渉をなすこと能はざりしなり、而してゴールドン將軍及びヌアワット大佐は、其三月三日及び四日の電報に於て、バーバースアキンの道路を開通せしめんが爲めに、英國騎兵或は印度騎兵を派遣せられん事の希望を表し來りしも、當時クレーム將軍はヌアキンに在りて將にオスマン・アグナを攻撃せんが爲めに進發せんとする時なるを以て、意オスマン・アグナにして敗北するに至らば、當時バーバーに滞留せるハ・ヤイン・バレン・ヤ・ク・ラ・フ・フは英國軍の援助を受けずとも、ヌアキンに至るの道路を開通せしめ得べき希望もあり、且つアビー・ア・バレンをハートツームに送り、外交的手段を以てムーメン問題

を決定せしむべしとの見込ある以上、余が自ら進んでムーメン内部に英國兵を派遣せしむべき事を建議するの責任を負ふ事は多少躊躇する所ありしに依り、余は三月四日、グランビル卿に打電して、英國騎兵或は印度騎兵をバーバー、ヌアキン地方に派遣せしめんとするヌアワット大佐の建議には同意を表する能はざる事を通知せしが、翌日に至り、グランビン卿は左の電報を余に送れり、
 アビー・ア・バレンをしてゴールドン將軍の後任者に宛てんとするの建議に關し、本月四日に發したる貴下の電報を受領せしに依り、余は茲に貴下に通告して、英國政府は未だアビー・ア・バレンに對する従前の意見を變ずる能はざる事を知らしめんと欲するなり、而してアビー・ア・バレンに對する英國政府の意見は種々の論據就中ゴールドン將軍及びヌアワット大佐の兩氏が埃及に向ひ航海中、ロン・ローア號の船室に於て記載したる一月二十三日附の覺書を基として構成せられたるものにして、此意見の變せられざる限りは、英國政府はアビー・ア・バレンをハートツームに送るの責任を負ふ事を欲せざるなり、英國政府は貴下が如何にしてアビー・ア・バレン任用の建議をして、奴隸賣買禁止、完全なるムーメン撤退

及び埃及の安全等の諸方針と兩立せしめ得べきやを詳にせざるを以て、此事に關する貴下の意見を聞かん事を望み、且つ當時守備兵引揚の計畫は如何なる點に進捗せしや、又守備兵の全撤或は大部分の引揚を了するまでには如何程の日數を要すべきやを知らん事をも希冀するなり。加之英國政府は各守備隊に關し、細目に涉れる状態をも詳にせん事を欲するが故に、貴下が郵便に於て十分なる報告を送らん事を望み、更に又貴下は今回の電報に於ては、地方會長等を召集して、ミーメン地方將來の政府に關し相談をなすべしと云へる建議に就ては、一言も之に及ばざりしを以て、其意見は已に放棄する所となりしや否やをも切に知らん事を欲するなり。

此電報を受領せし時余は殆ど絶望の苦痛を感じ、今日に至るも猶之を忘るゝ能はざるなり。本國政府がハーッテムに於ける状態の真相を了解せざるは、今や明白なるに至りたり。卿は余に向ひ、ゾビーア・パシヤを任用せんとするの建議をして、第一には奴隸買賣等の禁止或は阻止の方針と一致せしむべく、第二には完全なるミーメン撤退の方針と一致せしむべく、第三には埃及の安全と一致せしむべ

きを求めたるも、此事に對する返答は固より明白なり。若しミーメンを放棄せば、奴隸買賣の禁止せらるゝ能はざることは最初より瞭然たり、勿論不愉快なる事には相違なきも實際の事情は如何ともする能はずして、此事なかるべしと云ふも、全く無用なるに過ぎざるなり。ゾビーア・パシヤに補助金を與へ、ミーメンに於て殆ど半獨立の支配者たる位置に居らしめんか、ミーメン撤退の方針と兩立せざるべきは勿論なり。此利那に當りて、ゴルドン將軍及び余が主張したる方針は、ミーメン放棄にあらずして撤退の方針なり。換言すれば無政府の状態を來すべき完全なる放棄の方針にはあらずしなり。更に又埃及の安全に關しては、ゾビーア・パシヤ及びミーメンの兩者に就き、其孰れを擇ぶべきやと問は、現に此地方に居りし最も善く土地の事情に通ずる當局者等は、前之二者に比して是に危険の少かるべきを保證せしなり。加之余は守備隊引揚の進捗及び全部或は大部分の引揚を了すべき日數を報告すべきを求められしも、本國政府は已に此件に關しては未だ何等進捗するに至らざる事及び若しセンナー及び赤道地方の如き極めて遠隊の地に屯營せる守備隊をも悉く引揚げん事を欲せば、其事業を完了す

るまでには幾何の日数を要すべきかは、到底之を豫測する能はざる事なるは本國政府も確に知悉せるに相違なきに、今更事新しく此事を尋ねるは如何なる意ぞや、ツピリア・パレヤを推薦せし目的の一は、土着の種族等がマリアーの配下に投ずるを阻止し、以て守備引揚に使ならしめんと欲するに外ならざるなり、然れどもシランベル卿の電報中最も遺憾なりと思はるゝ點は、此大事の場合即ち一分時間にては惜まるゝ時に當り、英國政府が殊更に各守備隊の些細なる状態に關し、十分の報告を郵便にて送らん事を要求し來りたるの一事なり、此等の報告は已に三ヶ月以前に於て英國政府が確に受領したる筈なればなり、

此當時に於ける余の位置は實に困難の極にあり、ハーツーの狀態は已に甚だ危険なりしは明白にして、ゴルドン將軍及びムアツト大佐の電報は一回毎に切迫してツピリア・パレヤを送るの必要を報じ來れども、一方に於ける本國政府はパレヤの任命に關しては甚しく反對なるが如く思はるゝに、ゴルドン將軍は往々其意見を變更し、且つ安に多く電報を送れると其語調とは、本國政府をして自然に將軍が十分事物の性質を考察せずして建議をなせるなりとの觀念を懐かし

めたり、加之農度となく本國政府に事情を訴へしに拘らず、政府はゴルドン將軍及びムアツト大佐等が俄に危険に陥るが如き事なく、將來に於ける行動の方針を十分考察するの餘裕を有するものと信せしなり、故に余は注意して前後の事情を考察したる後、更に方法を換へてツピリア・パレヤを利用するの件に關し、盡力すべきを以て最上の策なりと信するに至りしが、恰も此時に當り、余はシランベル卿より二月二十九日發の私信を受取り、ツピリアに對する英國政府の意見は斷然反對に傾けるを推知するを得たりしに依り、余は殊に上に述べたる方法を取らん事を欲せしなり、而して余は本國政府を説得し得べき最良の方法は、ゴルドン將軍をして、シランベル卿の電報に擧げたる反對の點に對し、十分道理に合ひたる答辯をなさしむるにありと信せしを以て、三月五日、余は電報をゴルドン將軍に通知し、更に左の如く余の意見を加へたり、

本國政府の意見は斯くの如くなるを以て、秘密に左の二點を再考するは、貴下及び余の正當なる義務なりと信ず、

第一にツピリア以外如何なる他の人かを擧ぶ事を得べきを、第二に若し他の

人を撰ぶ事能はずとすれば、得失兩點を詮衡したる後、十分ツビリアを推薦すべき選山ありや。

第一の點に關しては、ハッサイン・パシャ、ケリッパをハリツームに置き、北部地方の幾分を統轄せしめ、他の部分は之を分ちて各酋長等をして支配の任に當らしむるは不可能なるや否やとの考察を生ずるに至れども、余は敢て此方針を勸奨するにあらずして、唯貴下の意見を問はん、と欲するのみなり。

更に亦第一の問題に關しては、貴下は今に於て再びハリツームに酋長等を召集し、ムーメン地方の將來に關し、彼等と協約を結ぶべしとの問題を考察せんとするや否や。

第二の點に關しては左の諸點を考察するの要あるなり。

ツビリアを任命して彼に補助金を與ふべしとの建議は、第一に撤退の方針第二に、奴隸買賣禁止の方針、第三に、埃及國安全の方針等と如何にして兩立せしむるを得べきや。

ツビリア任用の建議は埃及國安全の方針と兩立するを得べきや否やの問題

に就ては、ツビリアの埃及に對する信義は、如何なる程度まで信ずるを得べきやを考察するの要あるなり。若し彼にして十分勢力を得るに至らば、自己の利益の爲め埃及に助力を與へずして、マーアリーの味方となり、反つて埃及の崩壊たらざるなきか、幾多の人々はツビリアはマーアリーの謀反を煽動したりと信ずれども、貴下は此事を信すべきの理由を有するや。

余は貴下が以上の問題に回答を與へらるゝと同時に、グランビル卿の質問に答ふるマーアリアに至るまで、各地全體の守備隊を引揚ぐべき將來の見込に關しても、十分に回答せられん事を希望するなり。

余が上に參照せる電報をゴルドン將軍に送りしは、重要な諸種の問題に就て將軍の解答を求め、又其解答を本國政府に通知して、以て廟議を動さんと欲したるが故なれども、願つて思考を運らせば、將軍は是等の問題に對して已に屬解答を與へたる事なれば、今更繰返して是等の事を問はば、將軍の必ず激怒すべきことを恐れしかば、余は上記の電報を送るに至りたる理由を説明すべき要あり、別に私電を將軍に送りて、本日余が貴下に長電を發したるが、其内の問題中余自身

解答を與へ得るもの少からずと雖、余は一應貴下の意見を聞き、吾人兩人の意見が一致せるや否やを見んと欲せしが爲りなり。アビシニアに關する問題は當時猶考察中に在れども、本國政府は此建議を好まずして、之に許可を與ふるの前に於て確實なる理由を聞かん事を欲するなり。故に余は貴下が余の發したる種類の疑問に對して熟慮の上に出でたる十分なる解答を與へられん事を希望するなり。と報知せしに、三月八日に至り、ゴルドン將軍は左の解答を送り來りたり。アビシニアを送ると云ふことは、即ちハーツィムより埃及人の被擄者を引揚げ、モンナー及びカヤチヤより守備兵を引揚ぐる事を意味するものなり。彼は土著の人なるを以て、彼がハーツィムに居住すべしと聞かば、地方の人民は就うて彼の上に乗るべし。故に彼を用ふるにあらざんば、到底吾人の方針を成就せしむる能はざるなり。且つ余は二ヶ年間アビシニアに補助金を與ふるを以て、スイゲン全部撤退の方針と衝突すべしとなさず、唯余が以前に記述したる條件の下に二度拂の方法を以て、彼に一定の金額を支給すと云ふに過ぎざるなり。奴隷使用の問題に關しては、假令吾人がスイゲンを維持するとしても、亦之を禁

止する能はざるべきを以て、余は已に以前に於て一八七七年の條約は到底實行する能はざるものなる事を囑へたる程なれば、此點より論ずるも、アビシニアの任命は奴隷使用の問題には何等の影響をも及ぼさざるべきなり。然れども奴隷買出の件に關しては、パール・メル・ガザル及び赤道地方の撤退は全然此事を禁止し得べきなり。アビシニアにして二ヶ年間補助金を受けたる後、上記の二地方を占領せんと企つる事ありとしても、吾人はスアヤンを所有するを以て、同所よりアビシニアに抑壓を加ふるを得べし。アビシニアはスイゲン本部の事業及び其位置を固めんが爲りに忙殺せられて、到底パール・メル・ガザル或は赤道地方まで此手を伸ばすこと能はざるは勿論のことなり。又埃及の安全と云へる問題に對しては、アビシニアは長くカイロに居りて吾人の勢力を熟知するに依り、埃及に背くが如き事は一も夢想せざる所にして、彼は或る意味に於て一個の大商人なるが故に、寧ろ埃及と親密なる同盟を結ばん事を希望すべきなり。守備兵引揚の進捗に關しては、余は病者及びコードランの戦役に死亡せし人々の妻子等をハーツィムより送下せんとせしに過ぎず。今日の報に依れ

ば、モンナーは安全なり、グレーム將軍にして勝利を得ば、カサタも無難に持ち堪ふべけれども、兩所に逃すべき道路は封鎖せられたり、故にツピアの來るにあらざれば、兩所の道路開通も白人兵の送下をも送ぐる能はず、則ち彼の來ることは全局面を一變せしむべきものなり、亦道附近の地方は安全なれども、ナイル河増水に至るまでは、同地方の撤退を行ふ能はず、ドングラ及びバハ二兩地は安全なれども、ハーツム間に於ては、マリアアの配下等に出沒して活潑に運動するを以て、其道路は甚だ氣遣はしきなり、青ナイル地方に於ては、一千人の軍隊方に叛徒重圍の内に在れども、兵糧は十分なるを以て、余はナイル河増水の時來らば、直ちに同所を救ふべし、ゾーフアも安全なるが如く、已に以前の位置を恢復したる小サルマン各種族を順撫して自己の位置を堅むる事に盡力せるなるべし。

ツピア以外には、ハーツムを支配し得べきもの一人もあるなし、ハーツム、ハッシュ、ドングラの如きは、ドングラ及びバハに於て勢力を有するのみ、故にツピアを送り來る事なくんば、測度各地の守備兵を引揚ぐる能はざるが故。

に余は飽くまでもツピア任用の職に重きを委するなり、而して又ツピア及び他の酋長等の間に地方を分割せんとするが如きは、測度不可能の事にし、て、後者中一人もマリアアの配下等に拮抗して、一日も其位置を保持し得るものなく、又彼等一同を召集して、事を議する事も能はざるなり、而して其理由は、彼等の内叛徒に加はらざる者は、叛徒に對して自己の土地を助辨せんが爲めに、日も亦足らざるの形勢なるを以て、測度來りて會議に参列する能はざるなり、而してツピアがマリアアの味方とならざるべきやと云へる懸念の如きは、全く杞憂に過ぎず、ツピアにして、ムーメンに來らば、其勢力は遂にマリアアを凌ぐに至るべく、同地人物、技倆如何なる點より論ずるも、五十人のマリアアを合して、漸く一人のツピアに當るを得べきが如くなり、然れども余は敢て言はん、とす、ツピアは土地の某々種族等を憎み、彼等を煽動し、謀反を起さしめたり、而して其理由は、彼は叛徒を鎮定せんが爲めに、同地に送られん事を希望したるが故なりと。

然るに余は殆ど同時に、ゴルドン將軍より他の電報を受けしが、其電報に依れば

ハーツームのみは安全なるもバーバリー、ハーツーム間の通信及び交通の遮断は、日々運り来りたるが如き状態なりしを以て、余は三月九日を以て八日に於けるゴルドン將軍の電報をグレンビル卿に報告し、別に余の意見を加へて左の如く申告せり。

ソヒーアをハーツームに送り、且つ彼に補助金を與ふるの政略は撤退の方針に合する者にして、右は此主義に於て印度政府がアフガニスタン及び西北隅の各民族等に対して採りたる方針と此扱を一にする者なり、余は常に將來に於けるスーダン政府の爲めに相應の處置をなすべき事を考慮せるを以て、一八八三年十二月二十二日の公文に於ては、スーダンの各守備隊を引揚げんが爲めに十分の權力を有する英國將校をハーツームに派遣し、將來に於ける同地方の政府の爲めに能ふ限り最良の處置をなさしむるの必要なる事を上申せしなり、而して又奴隸使用等の件に關しては、スーダンの放棄は確に刺戟を與ふべきも、ソヒーア、バレンをハーツームに派遣する事は毫も影響を及ぼさざるべし、苟くもスーダンの關しては、同地方を併有するか、或は放棄の政略よ

り必然的に来るべき結果を甘受するか、是非此一を擇ばざるべからざる事なり、れども前者が到底問題となるべからざるは固より論を須たざるなり。

埃及の安全に關するゴルドン將軍の意見の如何は閣下の丁知せらるゝ所に、余も亦ソヒーアは十分マリアーの侵入を遮り得べき事を信するなり、勿論ソヒーアが埃及の禍源となるべき危険なきにあらざるも、此危険は微小なるのみならず、スーダン將來の政府を設置する事もなさずして、同地を引揚げ、尙に其跡をマリアーの權力に委するの不利益に比較すれば寧ろ利なるを見るなり。

故に余は英國政府が猶豫せずして此問題を決定すべきことを切言するものなり、最近に於けるゴルドン將軍の電報は幾分か苦心に堪へざらしむ、將軍は明かに自己がハーツームに於て叛徒の爲りに封鎖せらるゝ危険に懸せる事を認め、英國兵の來援を請はんとせるが如し、加之余の判断にして誤らざればゴルドン將軍はハーツーム以外に於ては毫も其勢力を有せず、且つ彼は當初に於ては一の救助者として歓迎せられたるに拘らず、彼の勢力も時と共に衰

類し行くが如く思はるゝなり。

然るに今や偶然一事の發生せるありて、實際フヒーア・パシヤを利用せんとするの希望をして全く水池に墮せしむるに至れり。此刹那に至るまで公衆は未だ確然とゴルドン將軍がフヒーア・パシヤをハーツームに送るべしとの建議を爲せしや否やを詳にせざりしが、パワー氏は當時ハーツームに在りて、イムス新聞の特別通信員たる任務を帯びしを以てゴルドン將軍を訪問せし時將軍は氏に對して時局に對する自己の意見を漏らせしなり而してパワー氏は又埃及に在るイムス社通信員モーバーレー・ベル氏に電報を送り其電報をイムス社に傳達せられん事を依頼せしが、ベル氏は更に其電報を余に通知するに至り、斯くしてゴルドン將軍は近來余に送りたる電報中に記載せし事情を悉くパワー氏に漏らしたるは殆ど明白となれり。加之三月八日、スタワート大佐が余に送りたる電報中にもゴルドン將軍は自己の意見の容易に行はれざるを憤慨して辭任を爲せし事及びイムス通信員に對し悉く意見を漏らしたる事を記し、更に英國政府は將軍の希望に應じてフヒーア・パシヤを送らざるべからざる事を述べ來りし

に依り、ゴルドン將軍がイムス通信員に對して其方針を打明けたる事及び時局の情困難に傾きし事は明白なるに至りしが、幸ひにしてスタワート大佐の遺力に依りゴルドン將軍の辭任は之を止むるを得たり。

ゴルドン將軍は其日誌中に記載して、ペーリソング氏は余が公然フヒーア・パシヤ任用の件を斷固したりとて甚しく余を攻撃して無分別の行動なりと非難したりしが、余は英國政府をして此くの如き失策を爲さざらしめんが爲め殊更に此事をなせしなりと云へり。此一事の無分別なるは固より論を俟たず、ゴルドン將軍の意見が世に發表せらるゝや、フヒーア・パシヤ任用の問題に關して反對の聲は八方に起りしのみならず、フヒーア・パシヤとの交渉もこれが爲めに非常に困難を増すに至れり。若しフヒーア任用の件を決定せば余は彼を呼び迎へ、彼に告ぐるに彼は今日までは群疑の内に其身を置きなれど、今は其名譽を恢復すべき機會に到着したるを以て、ハーツームに到着せば奮うて事に當るべきを訓諭せんと欲したりしに、事情俄に一變して今回は彼自ら己れの欲する條件を定め、以て余に臨む事を得べき位置に至り、且つ又英國政府に敢意を表せんとして熱心に其機

會を觀望せる人々は夥しくカイロに存在せしを以て、彼等はツビーア・パレンに
 助言して斯くの如き態度に出づべきを勸誘せしなり、埃及の形勢は已に斯くの
 如くなりしに、英國に於ける影響は如何と問はゞ、奴隸禁止會々長ス・ロー氏は
 禁止會の委員全體を代表し、三月十八日グランビル卿に申請して、若し英國政府
 がツビーア・パレンの如き人物を任用し、若しくは奨励するが如き事をなさば、單に
 英國の品格を損するのみならず、延て歐洲全體の恥辱となるべきを以て英國政
 府は決して斯くの如き處置を取るべからざる事を警告せり、奴隸禁止會の行動
 が若だ思慮を缺きたりしは明白なる事なれども、彼等の反對と此問題が黨派的
 問題と變せんとしし形勢とは、ゴルドン將軍、マクワート大佐、及び余の三人が熱
 心に主張したる意見を排斥するに與りて力ありしは疑ふべからざるが如し。
 三月九日余の應したる電報に對し、グランビル卿は返電を送りしが、其事を論ず
 るに先ち余は三月九日、十日、十一日の三日間に於てゴルドン將軍及び余の間に
 起りたる電報往復の始末を記述すべし、三月九日に於けるゴルドン將軍の電報
 には、ツビーア・パレン任用の件に關し、余は貴下の決定を待つべきなり、又若し電報

切斷せられ、余は貴下より何等の回答を聞かざる時に於ては、余は貴下が余の建
 議に對して同意したるものと認め、ハーツームに留り、バーバーに於てツビーア
 及び英國率領軍の來るを待つべきなり、と記載せられしが、余は此當時幾分かア
 ビ・ア・パレンが終に任用せらるゝに至るべしとの希望を有せしも、ハーツームと
 の電報通信は何時遮斷せられずとも限らざるを見るや、ゴルドン將軍をして徒
 に英國政府がバーバーに出兵すべしとの誤解を懐かしむるは蓋だ不可なりと
 思ひ、直ちに將軍に返電して、英國政府は寸毫もバーバーに英國兵を送るの意見
 を有せざる事を報知せしが、此後三月十日及び十一日の兩日に於て、余はゴルド
 ン將軍より多數の電報を受けたり、今一々詳細に其電報を引照するの要なしと
 雖、其大體を略記すれば、ゴルドン將軍は先づレ・ク・ムル・オ・メイビの如き有力な
 る會長は未だバーバーに對する向背を決せざる事、ハーツームは尙安全なるも
 同所及びバーバー間の交通及び通信は已に甚しく危険に瀕せる事、及びツビー
 ア・パレンの利用も其任命遲延せるが爲めに、此頃まで忠節を表したる人々も已に
 敵に投ずるに至りしを以て、大に此必要の度を減じたることを報じ、更に進んで

余の建議の如くハーバーに英國率制軍を送り、又ツピリアを任命して撤退の事業を補助せしむることに決定せば、余はハーシュームに留るの要あり、然れども余の建議にして容れられずんば、他の地に於ける守備兵を助くる能はざるのみならず、徒に當所の軍隊及び被備者等の全體を犠牲にするに過ぎざるを以て、余は敢てハーシュームに留るの要なくして、寧ろハーシュームを退去し、軍隊及び被備者全部を率ゐてハーバーに政府の位置を移すべしとの訓示を與へられん事を希望するなり、而して意、此くの如くなるに至らば、ハーバー、及びドンゴラ以外の地を犠牲となすべきは勿論の事なり、當時の形勢に於ては、ハーバーに退却することを得るも、数日の内に限られ、其後に及びては退却せんことを欲するも、其力に及ばざるべく、又今日直ちに此計畫を實行せんにも、退却は非常に困難なる程なれば、余は此點に關し、貴下が迅速なる回答を與へられん事を希望するなり、余は當地に於て多量の貯藏物及び九艘の汽船を所有するも、到底是等を携へて退却する能はず、結局ハーバー及びドンゴラに於ても、或る問題の發生を見るべく、或は全然被備者等をハーバーに安着せしむる能はざるやも計られず、而して余は

勿論これを企つべけれども、軍に全國のみに對し責任を負ふべきなり」と告知し來りしが、他の電報に於ては、ハーシューム附近の都市には構はずして、唯ハーシュームより直ちに撤退すべしとの議にして決定せられしならば、余はメナワット大佐をして軍隊及び被備者等を引率して、ハーバーに下らしむる事を建議せんと欲するなり、而して余は余の辭任を許可せられん事を英國政府に申請し、汽船及び貯藏物全體を携へて、ハーメル、ガヤル、及び赤道地方に赴き、同地方をして白耳機皇帝の所有たらしむるの計畫をなすべし、メナワット大佐は又貴下の命に従ひ、軍隊及び被備者等を率ゐてハーバーよりドンゴラに進み、其後又ツピリアに到るを得べし、これハーシューム退去に對する余の意見にして、此外には他に方法あるべしとは思はれざる事なれども、貴下若し此意見に反對ならば、余は其通知に接せんことを望むなり」と記載せり。

而してグランビル卿も亦十一日、を以て余が三月九日に發したる電報に對する返電を送り、英國政府はハーシューム及びブスリマン地方に於ける將來の政府に關し、本月九日に於て貴下の發せられたる電報を注意して考察せしが、アゼーニアバ

シヤの任用を非とするの議論に對して十分満足すべき説明を與へたりとは信ずる能はざるを以て、此點に關しては未だ同意を表する能はざるも、フヒーア・パレンヤを除き其他如何なる回々教徒より助力を受くる事にも、ゴルドン將軍が都合好く其使命を果さんが爲めに必要なる相應の費用を出す事にも、喜んで同意を表明せんと欲するなり、英國政府は未だバーバーに出兵すべきの議に同意を與へずと雖、貴下の電報に依り貴下及びゴルドン將軍は守備兵を引揚げんが爲めに其日月を要すべしとの意見を有せられし事、及びまたる困難はヌーメン地方將隊の政府に關し同地方の人民等が不安の思想を懐けるに存する事を了解せるに依り、英國政府は撤退の事業の早く實行せらるゝことを大に必要なりと認むるも、安にゴルドン將軍を促し時期の遅らざる内に其事業を終らしむることをなさずして、將軍が其使命を果すに必要なるべきの期限の満期を延長せしめんと欲す、故に貴下は此意を將軍に傳ふべきなりと通知し來り、其翌十二日に於ても亦シランセル卿は余に打電し、若しゴルドン將軍の後任者にして急、決定せられたる場合に彼はヌーメン全部を支配すべきや、又一部分とすれば何れ

の地方なるべきや、彼の管轄權は奴隸賣買の行はるゝ地方をも包括するに至るべきや否や等を照會し來りしに依り、余は卿の電報をゴルドン將軍に通知し且つ彼に訓示を與へて、余が更に本國政府と交渉を重ねるまで、決してパール・ムル・ガザル及び赤道地方に赴く事をなさず、パール・ムルに滞留すべき事を傳へしが、ゴルドン將軍は或は此電報を受領するに至らざりしなるべし、されど余は此電報を送りし事を悔ふるなり、余は已に幾分か此件に關して記述する所ありしを以てゴルドン將軍が南方に退却せんとする計畫に對し、嘗て余が制肘を加へし事は人々の知る所なりと雖、當時に於ては電報の交通は何時遮断せられずとも限らざるの狀態なりしを以て、敢てゴルドン將軍に對して、パール・ムルに留るべきを命ぜずして余自ら責任を負ひ將軍にして適當なりと信せば直ちにバーバーに退くべしとの訓示を與へ、余自身も英國政府が到底フヒーア・パレンヤを用ふるべきを覺悟せざるべからざりしなり、勿論バーバー、パール・ムル間の各種族が蜂起せざる以前に於て、フヒーア・パレンヤがヌーメン總督に任せられ、無人軍を指揮して同地方に於ける秩序を維持することを發表するに至らば、レ・ク・ムル・オ

ペード及び其配下等はマイアに投せざりしならん然れども斯くの如き好機會は漸次に逸し去れり然るに余は此當時に於て十一月十二日兩日に於けるフランシス卿の電報の語調より推察してアピアペン任用の件及び當時尙問題に關れりと信せしを以て余は最近に於けるゴルドン將軍の電報を一掃してフランシス卿に申告し、脚の質問に對しては十分に回答し同時に脚に私電を發して閣下にして結局アピアを送らんと決心するに至るも余が彼と交渉を遂げざる内はその事を秘せられん事を希望す余の聞く所に依ればアピアはゴルドン將軍が去れる後にあらざれば決してハーツームに來らざるべしと傳へらるゝなりこれアピアは萬一將軍の一身上に何等危害おらば己れ其張本人なりとの冤罪を蒙ることを恐るゝが故なり、ゴルドン將軍がアピア任用の建議を世に發表せし事は甚だ不幸なる結果を招き通信員等は日にアピアと會見し又或る人々は彼に對して吾人は彼の力を藉るにあらざれば到底事をなす能はざるの狀態に在るを以て彼自ら條件を出して吾人に臨むべしと警告せりと傳へらるゝを以て此等の事は皆彼に對する交渉を困難ならしむるなりと報告

したりしに、フランシス卿は之に對して三月十三日直ちに電報を送り、ゴルドン將軍の提言に關れるアピアペン任用及び同じくハーツームに英國兵を派遣すべしとの件に關せる本月十三日發の貴下の電報を受領せり然れども英國政府は此等の建議に同意を表する能はざるなり唯若しゴルドン將軍の説が早くハーツームを出發せば事業完了の機會を減すべしと云ふに在り又必要なる時日の間ハーツームに留らば同地に安定なる一政府を設置するを得べしと云ふに在らばハーツームに留るは將軍の自由に任すべく又若し將軍にして此方針をも實行する能はざる場合に於ては單にハーツームより引揚げ自ら同所の守備兵を率ひ直ちにパリに到るべきなり英國政府はゴルドン將軍が其任を辭せざるべきを信じ併せて將軍が熱汽船及び貯藏物等に關しては最良の方法を取るに至らん事を期するなりと通知し來りしにより余は此電報に答へんが爲め翌十四日左の長電をフランシス卿に發するに至れり。

昨十三日閣下の電報中に見えたる訓示に従はば其結果實に容易ならざる事件を生せしむるに至るべきを以て電報は未だ通達せられたるにあらざるも

余は閣下が此問題及び此問題より自然に生ずべきの結果を十分に考察せられしや否やを再び閣下に伺ひたる後にあらざれば、其訓示をゴルドン將軍に移す事を躊躇するなり、ゴルドン將軍が安固なる一政府を設置せんが爲に必要なりと思惟せる間、何時までもハーティムに滞留し得べしと云へる本國政府の訓示は、將軍が無限に何時までも滞留し得べしとの意なるや、或は將軍に代るべき他の總督來りて従前の如く埃及政府の命に従ひて事を處理すべしとの意なるや、兎に角此方針は孰れにしても敢て難さにはあらざるも、ムーメン放棄の方針に反せる者なり、而して其結果は埃及政府は獨力ムーメンを支配せん事を努めしむるか、或は又英國より始終總督或は他の官吏を送りて其任に當らしむるか、是非此一に歸着すべく、英國政府をして結局ムーメン政府に對し全然責任を負はしむるに至るべきを以て、英國政府が斯くの如き方針を取るべしとは余の敢て信ずる能はざる所なり、然らばゴルドン將軍の任期を數ヶ月間延長するに止るやと云は、此方針にも亦反對すべき理由ありて時日の猶豫は事業の完了に便宜を興へずして、政府設立の困難は却つて時と

共に増加すべし、然らば他の一法即ち直ちにハーティムを引揚げてバーバーに退く政略は如何と問は、或はゴルドン將軍は此方針を探るに至るべきも、是にも亦大に反對すべき理由あり、且つ最も實行し難き者にして其結果は、モントナール、パール、エルガザル及びゴンドヨコ等の守備兵を犠牲に供せざるべからず、カキヤ及び其附近の守備兵は或はマソリックに退却せしむるを得べきやも計られざれど、此點に關しても必ず然りと斷言する能はざるなり、加之余の意見に於ては斯くの如くして以て退却の事業を了せんとするも其結果或はゴルドン將軍及びスマット大佐兩人の生命をも犠牲に供すべき程の危険を冒さざるべからずして、結局はハーティムはマソリックの手に陥り、彼の勢威は非常に増加して、余の最も得策なりと信ずる埃及及びマソリック間に一大城廓を設くるの方針も終に放棄せざるべからざるに至るべし、故に余は閣下がゴルドン將軍の送りたる電報中に存在せる幾多小矛盾の點に關しては餘り重きを置かざらん事を希望するなり、余の意見に於てはゴルドン將軍の意見は大體の上より論ずれば全く明瞭合理的の議論にして、第一には守備兵の

引揚及び將來の政府を設置するの二問題は兩々相違關して分離する能はざる事、及び第二には後任者を殘さずしてムーメンを退去するには假令能はざるにわらずとしても、將軍に取りては甚だ願はしからざる事なりと云ふにありを以て、余はゴルドン將軍の後任者としてツヒーア・ペン以外他に如何なる人をも發見する能はざるを遺憾なりとし、且つ彼を任用したる曉に生ずべき影響を論ずる本國の輿論は、全く事實の真相を誤認するの結果なるを信ずると雖、若し愈、ツヒーアの任用を見るに至らんか、其時に生ずべき大困難に關しては十分之を豫知せるなり、然れども實際の問題はツヒーアの任用は反對すべきものなりやと云ふにわらずして、此問題以外別に實行し易くして、又比較的反對すべき理由の少き方法は、業出せらるべきや否やと云へる問題なれど、不幸にして余は此方法を業出するを得ざるなり、余は閣下が余が英國も閣下の電報を受けしにも拘らず、妄に繰返してツヒーア・ペン、の任用を延れりとは思惟せられざるべきを信ず余にして此難局に對して他に一層良好なる方法を發見するを得ば決して再び此意見を主張するに至らざるべきなり、然れど

も一方より論ずれば、余にして閣下の選電の中に記載せられたる方針より生ずべき危険と是に反對すべきの理由とを明白に本國政府の前に開陳する事をなさずんば、余は余の義務を怠りたるものと云はざるべからざるなり、而して余が前記の電報をグランビル卿に發せし時に當り、パーバー方面よりの通知は、シーク・エル・オールドが已に、マリアーに歸向するの意を發表したる事、及びパーバー、レンジャー間の種族等は、叛徒に加はりし事を報じ來りしが、三月十六日に於ては、グランビル卿は余に對して左の電報を送り來りしなり、
將來に於けるムーメン政府の問題を評論せる本月十四日發の貴下の電報を受領し、其内に包含せられたる半論に對しては十分なる審議考察を加へたれども、英國政府は尙本月十三日發の余の電報中に記載したる訓示の旨意を固執し、ツヒーアの任用に關しては、確固不動なる反對意見を表すると同時に、其任用より生ずべき好結果の希望も當時は大に減少するに至れるを信するなり、而して英國政府がゴルドン將軍にムーメンに掃蕩すべしとの訓示を與へたるは、同地方に屯營せる守備兵全體を引揚げ、並に安固なる一政府を同地方

に設置すべき見込十分なるに至るまでの間は、將軍が同地に滞留すべしとの意なれども、若し將軍にして貴下と同じく政府設置の困難は時と共に増加すべしとの意見ならんには、將軍が同地に留ることは何等の利益なきを以て、本月十三日に發したる余の電報中の訓示に違ひ、一日も早くハーシーを撤退するの策を講せざるべからず、且つ又愈、斯くの如きに至らば將軍は汽船及び貯藏物等の處分に関して注意して始末を附くべきなり。

事已に斯くの如くツビーアパレヤの任用に關し本國政府と交渉するも全く無益なり、英國政府は断然ツビーアパレヤを用ひざるに決したるのみならず、當時パリ、スウェーデンの各種族は明にマーグラーに一致したるを以て、ツビーアパレヤを越るべき好機會も空しく逸し去りしなり、故に余は三月十七日に於てゴルドン將軍に長電を發し、クランヒル卿との交渉の始末を通知し、ツビーアパレヤ任用の議は終に全く排斥せられたるを以て、萬事はクランヒル卿の訓示に違うて處置をなさざるべからざることを告げしが、ゴルドン將軍は遂に此電報を受領せざりし事と思はるゝなり、余は又三月十七日に於て急信をクランヒル卿に送り、最早ツ

ビーアパレヤ任用の件に關しては再び申請をなさざるべきを通告し、且つ之に附加して、余は英國政府が遂に斯くの如き決定をなすに至りしことを悲み、且つ甚しく此結果を危ぶめども、閣下は余が全力を盡して閣下の訓示を實行するに努むべきを信せられん事を希冀すと述べたるが、三月二十八日に至りクランヒル卿は余に發信して、本國政府がツビーアパレヤ任用の建議を斥くるに至りたる所以を詳論し、且つゴルドン將軍が時々ツビーアパレヤに關して悪言を放ちたる事に言及し、及びヌタワート大佐も余も此件に關して交渉往復をなすの間に於て甚しく原説を變じたる事を精細に指摘し、交渉往復の大要を一括したる後更に左の言を加へたり。

英國政府にして、ツビーアパレヤがゴルドン將軍と忠實に協同し埃及に對しては好意ある態度を維持し、又奴隸賣買の獎勵をなさざるべき事を十分信頼せしむる事を得しならば、ゴルドン將軍の建議せし方針は今日の事情に於て最良のものなりしは、毫も疑ふべきにあらざるなり、然るに此緊要第一の點に依り、ゴルドン將軍の保證は十分なる安心を英國政府に與ふる能はざりしに依

り米國政府は深く將軍の希望に應せんことを欲せしに拘らず、亦斯くの如き重大なる結果を生ずべきの建議を採用せんとするに當りては十分熟慮したる後に於て判断を下すべき議論を成せしなり。英國政府はツビーア・パンヤに權力を與ふる事を以て埃及の安全を致すべしと信ずる能はず。反つて從來に於ける彼の經歷及び性行に鑑みて或は埃及に對して非常なる危険の基なるべきを恐れ、且つ彼にして或はマード、ア、に聯合するか或は又マード、ア、と戦ひて彼を滅したる曉には、鉞先を轉じ埃及に向くべしとの憂慮を抱きしなり。固々教徒の熱狂心が横溢破裂するに至らんとは疑ふべからざる事なれども、マード、ア、は其熱狂心を利用して一大武力若しくは軍團組織に變ずべき伎倆に至りては未だ之を見ざりしも、ツビーア・パンヤの如き伎倆の點に於ても、野心満々たる點に於ても、毫も疑ふべき所なく、又非常に軍事的热誠を有し、且つ埃及政府に對して深く不平を包蔵せる固々教徒をメーゲンに往かしむるは、これ虎を山に放つが如くなるを以て、斯くの如く危険なる方針を許可するの責任は到底英國政府の甘んじて負ふ能はざる所なり。ゴルドン將軍は以前ツビーア・

に復讐するの願心を包蔵せざる事を論ずれど、英國政府は此點に關して決して安心する能はずして、初め將軍自身及びカイロ會議並に貴下が抱持したる前説を以て後説よりも一層道理に合へるが如く思惟するなり。ゴルドン將軍は自己の義侠的精神を基として、ツビーア・パンヤが其利益及び感情の點より自然に將軍に敵意を有すべきを恐れ、彼の忠誠に關して過度の信任をなすと雖、これ將軍の寛大より生ずる誤謬なりと云はざるべからざるなり。加之茲に埃及の利益並にゴルドン將軍の安全と云へる問題を離れて、別に又若しツビーアが一朝權力を有する位置に立たば如何なる程度まで其權力を得意なる奴隸賣出の復興に用ふるに至るべきやを考察するの要あり。勿論奴隸賣出の如きは金銀上非常に有利の業務たるを以て、ツビーア自身も其誘惑に堪ふる能はざるべきのみならず、彼は一方に於て奴隸賣出に従事する以前の知人並に配下等の力を借るの要あるを以て、他方に於ては彼等の従事する奴隸賣出と云へる惡業を默過して、以て彼等の助力に頼せんとするが如き危

除なしとも限らざるなり。英國政府はゴルドン將軍が事情已むを得ずしてムーゲン地方に於ては奴隸使用を禁ずる能はざるを認むるに至りたる理由を了解す。然れども此事は英國政府の權威に據り、有名なる奴隸買出者を以てムーゲン地方の支配者に任ずる事とは全く別種の問題なり。ゴルドン將軍は亦パール・エルガザル及び赤道地方をツヒーア・パンヤの支配外に置くべき事を建議すれども、英國政府は彼をして斯くの如き規約を遵守せしむべきの力を存せざるべし。

而して英國政府は以上に掲げたる考察を基とし、終に本月十三日の訓示を貴下に與ふるに至りたるものなり。

余は四月十四日を以て又左の如くクランヘル卿に答へたり。

余の意見に於ては、今回閣下の余に發したる急償中に包含せられたる回答は、余が今まで遭遇したる最も困難なる問題に對し、甚だ公平なる詳述をなしたるものにして、軍に議論として之を論ずれば、勿論一言の反駁を加ふべき餘地を存せざるなり。然れども此問題を處理するに當り、余は非常の困難を感せし

に依り、其困難は終に余をして余が進めたる意見よりも一層良好ならんと思はるゝ他の意見を提起せしむるに至りしなり。然れども結局他に更に一層良好なる解決法の存するありとせば、余は人に先んじて第一にツヒーア・パンヤをムーゲンに送るの非なることを認むべかりしなり。

今や本章を終らんとするに當り、余は英國政府がツヒーア・パンヤを用ひざるし是非を論ずべし、斯くの如く問題の解答は臆断的のものに過ぎざるは勿論なりと雖、已に幾多の長篇を経過したる今日に於ても、余は往年を追憶して此事件を全頭に浮ぶる度毎に、尚ツヒーア・パンヤを用ふべかりしと云へる説を棄つる能はざるなり。二月十八日に於てゴルドン將軍がこの問題に關する最初の電報をムーゲンより送りし時に當りて、英國政府がツヒーア・パンヤの任用に關して斷乎たる反対意見を表することをなさざりせば、ムーゲン事件の潮流は或は此方向を變じたるべしと思はるゝなり。余は當初ツヒーア・パンヤを直ちにハーシュームに送るべしとの建議に對しては、反對の意見を存せしも、若し一度ゴルドン將軍にし

てメアワート大佐の同意を得たらんか、余は直ちに彼等の意見に譲歩すべかりしなり。アビーアパレンは二月下旬或は三月早々カイローを出発することを得たるに依り、若し彼の出發にして一度發表せられんか、當時向書に述べたるハーン・ム附近の各種族がマーア、に投合することを防ぎ得たるべかりしと思はるも、好機の出るは速なるを以て、後日に起りたる事件より判断せば、此問題に對する討論は必要なることよりも二週間に亘りて徒に長引きしに依り、假令英國政府が交渉の締結したる頃即ち三月の中旬に至りて終に譲歩するに至りしとしても、其時は已に毫も公益あることなく、好機は徒に逸し去りしなり。

余一個人の意見としては英國政府がゴルドン將軍及び余に對して自由行動を許可せざりしは失策なりと思はるれども、この種の過失は公平なる批評家を以て之を論せしむれば、假令彼は吾人の意見に賛成する事ありとしても、餘り甚しく英國政府を非難する能はざるが如き性質を有する過失にして、アビーアパレンの任用を非としたるクランヘル卿の反對意見は、實際に於て甚だ有力なる道理を備へしなり。ノーエブルク卿其人の沈靜なる判断と獨立不羈の性質に對して

は、余は多大の尊敬を拂ふ所なれども、卿は此當時以後二年を経たる時に於て余に一書を送り、其中に於て、アビーアパレンをムーゲンに送る事は恰も博徒の投ずる骰子の如く其結果を豫測するに、恐らくはゴルドン將軍に危害を與へ、又ムーゲンに於て權力を掌握せしならん、而して其結果は今日に於けるよりも遙に埃及に對して危険なりし事と信せらるゝなり、故に余は努めて貴下の意見に従はんことを欲せしに拘らず、余の結論は沈思熟慮の結果、終にアビーアパレンの任用に反對するに至り、今日と雖、尙以前の説を固持するなりと云ひたりしが、アビーアパレンの任用に伴ふべき危険の大なりしは固より疑ふ能はざるなり、然れども余は其當時より今日に至るも、尙アビーアパレンの任用より生ずべきの利益は、其危険を償ふに十分餘ありと信じ、殊に余が主として英國政府の意見に反對したる理由は、英國政府は、埃及事件に關しては、始終吾人の建議に對して徒に批評の位置に立ち、決して自ら一層反對の少かるべき他の方法を案出する事をなさざりしと云へる事なり、然れども余は茲に又繰返して云はん、是等余の議論は固より嚴斷的にして、一方に於ける英國政府他方に於けるゴルドン將軍、メアワート大佐及び余の

孰れが一層多くの先見力を有せしかば何人と雖確然と之を決定する能はざる所にして唯事實なりしはツピリア、パレンの任用を拒絶せし後に於て、幾多不幸慘憺たる事情の續發せし事なり、唯是等の事情の生ぜし事を以てツピリア、パレンを任用せざりし結果なりと稱するは亦一の虚偽に屬するなり。

然るに茲に亦別に審議せざるべからざる一問題は英國政府は實際にツピリア、パレンの任用に對して反對の意見を有せしや、或は單に輿論の壓迫に因りて此に至りしやと云へる事なり、余は今此問題を解答せん事に努むべし、三月二十一日即ち英國政府が最後の決定を示したる後に、シランビル卿は余に私信を發し、此中に於て、ツピリアを送るの效果如何に關しては閣議に於ても種々意見の別る所ありしが、下院が反對の決議をなすべしと云ふ事に關しては、全然一致の意見を有し、内閣中下院に席を有する三人はツピリアの任用に賛成の意見を有する人々なりしが、其人々の意見に於ては、下院は彈劾案を通過せしむべきのみならず、最も迅速なる行動を取り、ツピリアのムーゲン行を不可能に終らしむべしとの意見を表白せり、然れども余にしてツピリアを送るの政略は、全く正當なり

との確信を有する事を得たらんか、余は敢て下院の決議を顧慮するにはあらず、りしも、貴下、ゴルドン將軍、及びムーバー、パレン三人の意見に重きを置くべしと云ふの外は、決して他に此政略に賛成を表すべきの理由を見ざりしなりと記載せしが、これ疑もなく其當時に於ける閣議の真相を示したるものにして、政府中或る人の如き、若しツピリアを用ふるの得策なるを信せしならば、輿論の攻撃を恐れずして、斷然其所信を執行するの勇氣を抱持せしならんも、彼等は中心其不得策なる事を信せしなり、而して又他の人々はゴルドン將軍及び余の意見を賛成するの意ありしも、自然に閣僚等の意見に反對してまでも、此疑はしき問題に對して己れの意見を主張せん事を躊躇し、同時に又議會及び新聞雜誌等に現れんとせる反對の聲は、終に大勢を定むる事に與りて力ありしなり、而して此反對の聲が實際に於て全く斯くの如く非常劇烈のものなりしや否やに關しては、議會の事に就き觀し、余の経験を有せざる余に取りては、敢て有力なる意見を立つる事能はざるも、ハルマールが紙に記して、ゴルドン將軍がツピリア、パレンを任用せん事を請願したる報知の体は、るや、反對の聲は、起り來り、政府に打撃を加へんと

するの希望も例の如く現はれ来り、ツビーア攻撃の聲は八方より呼應せらるゝに至れり、然れども斯くの如き時に於てこそ、苟くも強力なる一政府は其委任を托したる人に對し助力を與ふる事を得、亦與ふべき筈なる明白の場合にして、輿論は元來事實の眞想を審にせず、ゴルドン將軍及びチャー・エバソン・モーリソン等の意見を審にせず、唯ツビーア・パン・任用と云へる其考案に對し憤怒の聲を出せしものなれども、若し公衆にして人々が政府の前に開陳したる諸種の事實を審にするを得しならんには、ツビーア・パンの任用も一般の承認を受くるか、或は叔隸任用の宣言前にゴルドン將軍の發したるに對する程の甚しき反對の聲をも聞くに至らざりしなるべしと論じたるが、其内には傾聽すべき點多き事を信するなり、局外者の見る所に依れば、斯くの如き場合は單に議會でふ標榜より觀察するも、全く見込なきにはあらざるなり、而して余はツビーア・パンの任用を是とするの議論は敢て至れり盡せるなりと云ふにあらざるも、確に有力なる議論なりと信するを以て、如何に黨派的爭鬪心が非騰せるにせよ、院内の兩側中には幾多の種和中正なる意見を有する人あり、斯くの如き重要なる事件未だ十分

その眞相を熟知せざる重要事件に就き、現に此土地に居りて最も能く此事情に精通する當局者の意見を排斥する前に於て、十分慎重なる考察と態度とを取るべきを疑はざるなり、ゴルドン將軍の威名は公衆に對して非常に其眞目を感ぜしめたり、メアワット大佐及び余の名聲は固より未だゴルドン將軍に及ばずと雖、而も尙ゴルドン將軍の意見が已に述べたる如く、往々奇矯に奔るが故に若し安心して將軍の説を信する能はざる人あらば、此人に對しては吾人の意見は必ず幾分の感化を與へ得べきなり、而して一方に於けるゴルドン將軍及び他方に於けるメアワット大佐及び余の間に於ては、性質及び思考慣習の點に於て甚しき相違ありと雖、單に證據に訴ふると云ふ點より論ずれば、上に述べたるが如き相違のゐる事は、却つて一層事實の存在を強く認めしむべしと云ふの便宜を有するなり。

一八八五年二月二十三日、グランドストーン氏は下院に演説して、ツビーア・パンを返るべしとの建議に接したる時、若し吾人にして之に應せんか、議會は直ちに陛下に上奏して二十四時間以内に吾人の行動を阻止するに至りしなるべし、而し

て終にソビエト・パシヤを逐らざるに決定せしは内閣の判断に依りたるは勿論な
 るも議會及び人民の判断も等しく興りて力ありしなりと云ひたりしが、氏の議
 論は勿論多大の真理を有せりと雖、一方に於ける政府他方に於ける議會及び人
 民の間には顯著なる差異ありて前者は能く事實の真相に達し後者は殆ど事實
 を審みせざりしなり。若しソビエトにして任用せらるゝに至らんか、余はハーッ
 ームに於ける最後の災厄も、或は之を避くるを得たるべしと信ずるを以て、此懸
 断にして誤らざれば、主たる責任は自然に英國政府の上に来らざるべからず。然
 れども同時に亦議會及び一般人民、就中奴隸禁止會も其責任を分たざるべから
 ずと云ふを以て公平なる議論と稱すべし。想ふにソビエト・パシヤの任命に反對し
 たる大臣等は或は幾分か想像力及び臨機應變心を配股するの自由を缺き、ウ・ム
 ト・インスキーに居りても、心をハーツ・ム及びカイローに轉じ、一開一閉日々變
 遷せるスーダンの状態を察知する能はざりしなり。加之ゴルドン將軍及び余の
 意見に反對して、彼等大臣等の議論する所を見れば、恰も後に辯證的の技術を用
 ふる討論家の如くにして、到底彼我其事情を異にせるスーダン邊陲の地に於け

る時局の真相を看破すべき推測及び想像の二力を備へたる政治家の議論に類
 せざりしなり。然れども假令事實に對する余の認識は正當なりとするも、此事件
 の實に斯くの如く困難なりしを顧れば、之に對して其判断を誤る事は、少くとも
 之を許容すべしと云はざるべからざるなり。

第二十六章 バーバー地方に急進す

べきを建議す

(一八八四年三月十六日より四月二十一日に至る)

カーウラド・グレイムはレンカト方面に急進すべきを建議す——グレンセルは之を承認す——ソア、ハルファ方面急進の建議——英國陸軍をバーバー地方に送るの建議——同上建議は排斥せらる——レンカト方面急進の命令は取消さる——同上建議に對する評論——ソア、ハルファに一隊を急進すべきを建議す——グレンセル軍は土耳其兵を使用すべきを勸じ——英國政府は同上建議を斥く——陸軍の出發を準備すべきの必要に逼らる。

アビー・ア・パンを任用せざるに決したること並にバーツーム、バーバー間の各種族が蜂起するに至りしことは全くムーメンの局面を一變せしめ、外部より軍事上の助力を興ふるにあらざれば、ムーメン地方がマーグラーの手に歸するに至るべきは愈、此時より明白となりたれど、斯くの如き軍事上の助力も得て其功を期すべからざるなり、されど此事をなさずば、バーツームに於てマーグラーに對抗

する一政府を設立するの計畫も、實にノースブルック卿の言の如く、徒に幻影を追ふに止るべきなり、然るに局面の變化は軍に此一事に止らず、當時バーツームとの交通及び通信は共に遮断せられたるを以て、英國軍を使用すべしとの問題は、今日までと異なる状態の下に於て再び討論解決せられざるべからざるに至り、ゴルドン將軍及びヌアット大佐の兩人は敵の營帳等の爲めに包圍せられしに因り、今回の問題は再びムーメンの秩序を恢復せんが爲めにもあらず、敵軍に圍れし埃及の守備隊を救助せんが爲めにもあらずして、唯英國政府がバーツームに派遣したる將校等を救出せんが爲めに遠征軍を出さしむるべからざるや否やを考察せんとせるなり、然れどもバーツームに遠征軍を送るの必要に逼られずして成るべく之を避けん事は固より願はしき事なれども、最良法としては直ちにバーバー、ヌアヤン間の道路を開通せしめ、斯くの如くしてマーグラー軍が來襲して道を塞ぐに先だちゴルドン將軍の退却を容易ならしむるの一法あるのみなり、當時に遡りては最早外交手段も政治上の謀略も或は個人的勢力も對庶ストマンに於ける英國の政略を實行せしむるの力を有せず、外交家及び政治

家等は以爲らく彼等の盡力は其巧拙を問はず實効なきものなりと、ゴルドン將軍がハーシュームに到着後直ちに政治上の讓與を爲せし事も唯一時の効果を奏したるに過ぎず、而して將軍の勢力は親しく彼に接したる人に對しては偉大なる感化を興へたりと雖、其事は單にハーシュームの城壁内に限られ附近の各種族には何等の影響なく、彼等のマーグラーに投ずることを阻止する能はざりしは怪しむに足らず、故にゴルドン將軍を助くべき有効なる方法は、唯武力を用ふるの一事に在り、右は日を追ふて倍明白なるに至れり。

而して一八八四年三月中旬に至るまで東スーメンに起りたる事件の進行に關しては已に記載せる所なり、オスマン、グナはサー、ワラルド、グレームの爲めに二月二十九日はエル・アッラに三月十三日はママイに於て離散せらる、是より先きママイに於ける戰勝の結果としてスマヤン、バーバー間の道路は更に劇しき戰争を爲さずとも閉塞せらるべしとの希望も幾分存せしが、此二回に於ける戰勝の結果は案外に其効を奏せずして、マーグラー軍は雖に其意氣を落したるに相違なきも、英國軍は此上は何事をもなす能はずして、終に地方を去るに至るべしと

思へり、此故に對此上に戰勝を繼續し、少くともバーバー方面に進發して示威運動をなすの必要を生せしを以て、三月十五日サー、ワラルド、グレームはヒュームト提督と熱議の結果をハーナングトン卿に打電し、兩人の意見として、此時レンカトに進發せば非常なる影響を地方に及ぼし、以前に於ける勝利の効果を收むるを得べき事を報告したりしが、グレーム將軍は此電報の旨意を余に通知し來りしに依り、余も亦グレーム將軍の意見に助力を興へん事を決心し、三月十六日、グランビル卿に打電して、グレーム將軍が陸軍大臣に申告し、レンカトに進發せん事を請ひたるの件に關し、余が當時の形勢より判斷する限り、於ては、余は其軍事行動を以て甚だ得策なりと信じ、且つチャー、マヤード少佐及び各種族間の交渉に對し、頗る少佐に便宜を興ふべきを併するなり、目下の形勢に於ては、バーバー、スマヤン間の道路を開通せしめ、且つバーバー、ハーシューム間の各種族と和好を修むるは絶対的必要なり、若し後者に於て失敗せば、ゴルドン將軍を救はんが爲めに遠征軍をハーシュームに出すべしとの問題は自然に起り來るに至るべきなり、然れどもゴルトン將軍は六ヶ月を支ふべき兵糧軍需品を所貯せるを以て、

當分危険なる事おらざるべきを信するなりと報告したりしが翌日に至りグラ
ンビル卿の返電は到着し、其中に於ては、グレーム將軍がレンカト方面に進軍せ
んとするの件は許可せられたり、然れどもバーバー方面に兵を進むるの件に關
しては、吾人は軍事上の状態を詳にし、ゴルドン將軍の安全に必要にして且つ其
目的に限ることを十分了解するに至るまでは之を許可する能はざるなり、而し
て吾人現時の報知は建議に繋れるが如き少數の騎兵を送るは安全ならざるべ
く又大兵を送るは不可能なるべしと云ふに存するなりと記載せられたり。
此問題に關し三月二十一日に至るまでは、他に何等重要の通信交渉等をなさ
りしが、當日即ち三月二十一日に於てグランビル卿は余に電報を發し、英國政府
はオスマン・アフメット征討軍の出發を止めて、若し能ふべくんば彼れを降服せしめ、
以てバーバー道路の安全及び商人、旅行者等の保護に對して責任を負はしむる
の談判を試みん事を欲する由を通知し來り、且つサー・ロナルド・グレームに與ふ
べき訓示の細目に關しては一切の自由を余に任せしに依り、余はグレーム將軍
にグランビル卿の訓示を傳へ、且つ之れに加へてグレーム將軍が力を盡して此

地方の状態を考察して土着の種族等を遇する最良の方法を案出し、オスマン・ア
フメットを征討すべきか、或は英國政府の希望する條件の下に彼を降服せしむるを
得べきや否やを判断すべしと通知せしが、三月二十二日グレーム將軍は返電を
余に送りてオスマン・アフメットと交渉するも到底其効なかるべしと云へり、而して
此事は余が初めより豫期せし所なるを以て、余は直ちに此電報をグランビル卿
に報告し、且つグレーム將軍の建議を容れ、オスマン・アフメットを攻撃せしむべしと
の意見を加へしが、三月二十三日に到着したるグランビル卿の返電は、英國政府
はグレーム將軍が豫乎たる一の目的を抱持するにあらざんば、此上敢て軍事行
動を取らん事には反對の意見を有すれども、若し將軍にして之が爲めにバーバ
ー道路を安全ならしむるを得べしとの意見を有するならんには、此建議を容れ
、アフメットに向つて進軍する事を許可すべしと記載せられしに依り、余は亦此事
をグレーム將軍に達せしに、ヒュー・エドワード提督はグレーム將軍に代り、余に返電を
送り、グレーム將軍及び余はオスマン・アフメットが武器を棄てざる間は、到底バーバ
ー道路を安全ならしむる能はざるを信するに依り、アフメットに進軍するの第一の

目的は、彼を追拂ひて其軍を散せしめんと欲するが故なり。而して其他には別に戦争を豫期せざるなりと答へ來れり。而して上に掲げたる電報の往復に於ても明白なるが如く、余は追々にゴルドン將軍を助けんが爲め英國兵を用ふるは已むを得ずとの説に傾きしに英國政府は之に反し、日に倍兵力を用ふる事を思ひに至りしが、其理由は英國政府は僅々數週間の以前に於て、トーカー教授の處置を選購せし事に對し、甚しく非難を蒙りたるに拘らず、今に至りて更に又ゲー、レ、艦隊及び幾多の人を無益に殺戮したる事に就き攻撃せらるゝに至りしを以て、カイロー及びブスファン方面より建議し來れる進軍の方針をば容易く之を許容せんと欲せざるなり。されど之と同時に英國政府はゴルドン將軍を助けんが爲めに何事をかなさんと欲し、三月二十二日に於てグランビル卿は余に打電して、第一にはハリントンに在るゴルドン將軍に對し無形の助力を與へんが爲めに埃及兵の一部を送りてワザ、ハルツを守備せしむることの願はしき事なるや否や、第二には多少亞利比亞語に達し、又土人を遇するの經驗ある二三の將校をハリバーに送り、ゴルドン將軍の訓示を受けしむる事をなせば或は便宜なるに

至らざるべきや否やの二點に關し余の意見を陳し來りしに依り、余はチャーレン、グランド、スチ、フ、ジョン、サー、ム、ハリントン、ワード及びワラン大佐の三氏と熟議を盡らせしが、結局吾人の意見は第一の點に關しては何等の利益をも見る能はざるべしと云ふに一致せしを以て、直ちに此事をグランビル卿に打電し、第二の點に關しては幾分の希望を蒙らざるにはあらざりしも、問題は其將校等が安全にハリバーに到着するを得べきや否やに存したり。然れども、チャーナー及びランドルの兩少佐は終にハリバーに向つて出發するに至りしが、彼等がマソニーに到着せる時に於ては彼等をして更に前に進ましむるは危険の恐ありしを以て、終に彼等を同所より召還するに至りしが、此事をなせしは全く幸福にして若し彼等をしてハリバーに向つて進ましめんか、彼等は必ずしも敵の手中に落つべかりしなり。

而して此當時、余は全體の時局を考察すれば考察する程、ブスファン、ハリバー間及びハリバー、ハリントン間の道路は雙方共に閉塞せざるべからざる必要を認め、たれども、此事を成就せんと欲せば、是非英國兵をハリバーに送りざるべからざるなり。

る次第なるを以て、余はカーンレンアッ、クスマンソン及びカーンバリー、ワードの二氏と協議を遂げしに二氏の意見としては、氣候及び其他の事情に因り、スマンよりバーバーに英國兵を送る事は非常に危険なるに相違なきも決して能はざるにあらずとの説なりしを以て、三月二十四日余は直ちに左の長電をシレンビル卿に送りたり。

閣下がゴルドン將軍に與へたる訓示は、青流ナイル沿岸の地方に於てはセナ一の守備兵並に白流ナイル沿岸に於てはバーハ、エル、ガヤル及びゴンドコロ兩地の守備兵引揚を断念して退却せよとの意を含有すと雖、余はゴルドン將軍が此訓示の旨意を實行する能はざるべきを恐るゝなり、目下の問題は如何にしてゴルドン將軍及びスマナワート大佐の兩人をバーンツームより救出すべしやに在れども、此問題を考察するに當りてはゴルドン將軍等は流石に守備兵を棄て、退却するを好まざるべしと云へる事を記憶せざるべからざるなり、余はスマン附近に於けるクレーム將軍の勝利が遂にバーバーに逼する道路を開くに要るべきを信ずれども、將軍がスマン附近に於て如何なる行

動に出づとも、バーバー及びバーンツーム間に介在せる土着の種族等に対しては多くの影響を興ふる能はざるべきを信じ、且つ目下の形勢に於ては、不測の事情發生して時局を變ずるにわらずんば、目下の問題を解決せんが爲めには唯二つの方法あるのみなるを信するなり、而して其内の第一は、ゴルドン將軍が此秋河流増水してバーバー、スマン道路に關する行動の容易なるに望むまでは、バーンツームを維持し得べしと信する事にして、多大の危険あるに關せず、ゴルドン將軍は遂に此方法に訴ふるやも計られざるなり、而して第二の方法は、クレーム將軍の指揮せる軍隊の一部を割き、バーンツームとの聯絡を開くべしとの命を與へて、之をバーバーに渡遣する事なり、ゴルドン將軍はスマン方面より救の來るべきを信するが如く、沿道に人を派して英國軍の來れるや否やを偵察せしむるなり、故に目今斯くの如き事情の下に於ては、若し此軍事行動にして敢て不可能なるにあらずんば、スマン方面よりゴルドン將軍を救ふ手段を廻らざるべからざるなり、スマンソン及びワードの兩將軍は此事に關し、軍隊の健康及び其他軍事行動に關しても非常の危険あるべきを

豫期すれども、此事は敢て不可能なるにあらざるを信じ、英國政府が此事に關し、別にクレーム將軍の說を徵せざるべからずと思惟せるなり、吾人の意見に於て、スアマンより援軍を送る事は如何に困難なるにもせよ、コロスコより成はナイル河に沿うて行動を起すに比すれば、稍實行し易かるべきを信じ、且つ氣候に關する困難は日を迫うて困難なるに至れるを以て、何事をかなさんと欲せば、一刻も時を失ふべからざるを信するなり。

然るにグランビル卿は三月二十五日、余に返電を送り來りしが、其電報には、目下スーダンの氣候の險惡なる事と軍事上非常の冒險なる事とを顧み、英國政府はバーバーに英國軍を送ることを適當と認むる能はざるを以て、貴下は此旨をゴルドン將軍に通知し、彼をして自ら適當の方法を講せしむべし、英國政府はゴルドン將軍が必要と認むる以上、ハーツームに留まるとも、或は南方の道路及び他の便宜なる道路を経て歸來するとも、唯將軍の意見次第自由なる行動を取らん事を希冀するなり」と記載せられ、亦翌日グランビル卿は再び余に打電し、左の訓示を「ハーゼラルド・グレレイ」に傳ふべきを命じたり。

英國政府は毫もバーバーに軍隊を出す事を希圖せざるを以て、現在貴下の從事せらるゝ軍事行動は、スアマン地方の靜定及び又若し他の方法或は機密なる土着種族等の力に依りて之をなす事を得べくんば、バーバーとの聯絡を斷絶せしむる事に制限せらるべきなり、而して又此地の熱熱が軍隊の上に及ぼすべき影響に關する報告は頻々として至りしを以て、英國政府は一層貴下が速に軍事行動を終了して、直ちに其兵員全體を乗船せしむべきことを必要と認むるに至れるなり、故に貴下は何時印度聯隊の使用を要せざるに至るべきかを報告せらるべし。

ゴルドン將軍は往々外交的沈靜なる一語を用ひて世を諷諭せしが、余は上に掲げたる電報を二回グランビル卿より受けし時に當りて、此外交的沈靜を守る能はざるが如く感せしなり、英國政府がバーバーに兵を送らずと決心せる事は、其軍事上の理由に基く限りは、余は敢て甚しく此決心を心に掛くべきにあらざし、軍事上此問題は甚しく解決に備み、軍事當局者間にもバーバー道路を閉鎖するを得るや否やは頗る議論の種となりし程なるを以て、英國政府が此議に賛成

せざるに傾きしは敢て保むに足らざれども、グランビル卿の電報の語調が甚だ冷淡に過ぎしことは、余をして頗る不快に感せしめたり。當時の問題は如何にせばゴールドン將軍及びビスマツト大佐の二人を救出すを得べきやと云ふに在り。余は此事を善くグランビル卿に説明し、且つ事情の變遷は急激にして猶豫を許すべきにあらざるに依り、此問題は目下に於て最も重要な者なるを以て、余は三月二十五日、グランビル卿に對して、バーバーの指揮官ハッサイン・バレンジャー、よるハーシュームが重圍の内に陥り、且つ叛徒は續々援軍を受くとの報告來りし事を打電せしに、此電報に對してグランビル卿は單に英國政府はゴールドン將軍に對して、ハーシュームに留まるとも、或は他に如何なる便宜なる道を取りて退却するとも、一切その自由に任せたりと答へ來りたるのみにして、英國政府は即ち此焦眉の問題を徒に假定觀せしに過ぎざるなり、而して余は英國政府が斯くの如く、ハーシュームに於ける實際の事情を了解せず、又間もなくハーシュームより退却すべき道路は盡く閉鎖せらるべき事をも知らざるを惜りしに依り、三月二十六日に於て、左の長電をグランビル卿に發したり。

余はゴールドン將軍に閣下の電報を傳ふべき事は敢て不可能なりと云ふにあらざるも、再應閣下に鄙見を上申せざる内は、甘んじて斯くの如き使命を將軍に傳ふる能はざるを感ずるなり、故に余をして熱心に本國政府がゴールドン將軍及びビスマツト大佐等の境遇を諒察せん事を請願せしめよ、ゴールドン將軍及びビスマツト大佐二氏は素と非常に困難にして又危険なる使命を帯びてスイダンに派遣せられ、殊に彼等はツヒーアマンに關して請願をなせしが、若し此事にして數週間以前に本國政府の許容を得しならば、明かに時局を一變せしむるを得たるべきも、不幸にして本國政府は之を斥けしを以て、其結果は悉く彼等の豫測せしが如くなれり、而して又彼等に對し、閣下本月二十五日の電報中に包含せる訓示を傳へんか、彼等は其訓示を以て、本國政府はゴールドン將軍以下の人々を見棄て、如何なる救助をも與ふるの意なしと解釋すべきなり、ゴートロゴン大佐は現在此處に在り、余に保證してナイル河流第六橋より上の兩岸が叛徒の手に在る間は、到底船を運じ難きことを語り、且つゴールドン將軍が陸上に於ては活路を開く能はざる事、及び將軍が守備兵を率ゐて

赤道地方に退かんとするは計略に過ぎざる事をも論説したり、然れどもゴルドン將軍及びスアワット大佐等は守備兵を棄て、單獨に退却せん事は斷じてなすべからざるなり、余一個人の意見としては若し本國政府にして印度兵を出し、又相應の軍費を給せば、夏期の間と雖、或はゴルドン將軍等を救ふを得べしとは信せざるも、若し本國政府にして目下直ちに此種類の救助を與ふべからずと決心せば、余は政府が別にゴルドン將軍に訓示を與へ、將軍が夏期の間ハーツームを維持なさば、初秋早々援軍を送り將軍にして尙包圍の内に在らば直ちに其圍を解きて將軍を救ふべしとの意を通知せられん事を希望するなり、斯くの如くせば少くとも將軍に希望を與ふるのみならず、軍に英國政府が斯くの如き企圖を有する事を發表せるだけにて、方今猶忠誠とは云へ或は其志を變ずるやも計られざる土着の種族等を引留めゴルドン將軍の安全に對して甚だ効益あるべきを以てなり、英國兵或は印度兵をムーメンに送るに就ては、余の遺憾とする所決して何人にも劣らざれど、已にゴルドン將軍をハーツームに送りたる以上は、決して彼を棄つる事をなさざるは人情の點

より之を論ずるも、政略の上より之を論ずるも、吾人の避け難き義務なりと信ずるなり。

然るに三月二十八日、グランビル卿は余に返電を送り、吾人は貴下が今回の電報中に記載せられたる建議に對しては、斷然同意を表する能はざるなり、吾人は世下の建議に對して非常に精察を施し、ゴルドン將軍を助くる事も亦固より熱心に希望して已まざる所なれども、吾人は本月二十五日の訓示を變せざるべからざるの理由を發見する能はざるなり、故に貴下は直ちに本月二十五日の訓示をゴルドンに運達せらるべし、吾人はゴルドン將軍が現時實際如何なる境遇に在るや、又將軍の安全に關する前途の様子、並に若し能ふべくんば處置に對する將軍の計畫と、目下の事情の下に將軍の希望する所とを詳にするにあらざんば、決して本月二十五日の訓示の外如何なる訓示をも加ふる能はざるなりと答へ來りしに依り、此上に交渉を繼續するは明かに無益なるを以て、余は遂に已むを得ず、グランビル卿が三月二十五日及び二十八日の電報中に説明せられたる英國の意見をゴルドン將軍に運達せしが、將軍は終に之を接手せざりし事と思はる

るなり。然るに三月二十七日、グレイム將軍も亦スアキーンより余に打電して、余の軍事行動も最早完了せるを以て余は直ちに印度より來れる聯隊を歸還せしむるを得べしと思ふなりと報知し來りしが、三月二十九日に於ては、グレイム將軍は本國陸軍省より、レンカト遠征を企てずして埃及軍のカイロより到着するや否やスアキーンを去るべしとの命に接せしを以て、其後間もなくスアキーンに在る英國守備兵の大部分は同所を引揚ぐるに至りたり。

此に至りて英國政府がグレイム軍の一部を削き、之をバーバーに送らざりしは其當を得たるや否やと云へる問題は、自然に生じ來れども、今回も亦以前に於けるソビーアパレ、任用の問題に於けるが如く、之に對しては唯徳測の答を與へ得るに過ぎざるなり。されど若し軍事上の觀察點より、余はバーバーに英國軍の一部を送るを得べしとすれば、英國政府が非常の失策を演じたるは殆ど疑なきが如く、且つ其當時に於ても、一八八四年の春期中に少數の遠征隊をバーバーに送らずんば、却つて後日に及び大兵を送らざるを得ざるに至るべしと思はれしが、

此豫想は全く適中せり。然るに其當時英國政府がゴルドン將軍實際の境遇及び其軍備と要求とを尙一層精細に知るの要ありと主張せしが、これ殆ど取るに足らざる議論なるが如く思はれしが、既に幾年の年月を経過したる今日、余はその當時に於ける交渉往復の電報等を再讀するに當り、余は尙往年の意見を捨つる能はざるなり。然りと雖も、之のみを以て英國政府の處置は愚策なりと斷ずる能はずして、當時の問題は全然軍事に屬し、軍事當局者間にも其意見を異にし、カイロに在るサーフレデリック・スチュアソン及びサーエドワード等は、假令幾多の危険に遭遇するも、グレイム將軍の軍隊の一部を削き、之をバーバーに送るべしと主張せしが、スアキーンに在るグレイム將軍等は幾分反對の說に傾き、氣候の險惡が英國軍の健康に及ぼすべき影響を恐れしのみならず、遠征事業の困難なる點より觀察して、バーバーの遠征には反對の意見を有するに至りしや明かなるが如し、而して假令グレイム將軍等は餘り用心に傾きて誤謬に陥りたりとするも、スアワット大佐の意見を參照せば、彼等の誤謬を十分辨解するに足るべきなり。スアワット大佐は三月十一日を以て、ハーシュームより最終の書信を余

に宛て、發したるが、其内に於ては氣候、道路及び飲用水缺乏等の理由に依り、ス
 アマンよりバーバリーに兵を送るの極めて困難なるを述べ、土耳其兵印度兵等は
 或は此困難に堪ふるを得べきも、英國兵は到底此困難に勝つ能はざるべきこと
 を記載したり。而して獨りメナワート大佐のみならず、ゴルドン將軍も亦明かに
 夏期の間は於て英國兵を用ふるの困難を認め、一月以後に於て英國兵をムーメ
 ンの地に止むるは不可能なるを以て、假令英國兵がバーバリーに来るとするも、一
 月以前に彼等を送還せざるべからざる所以を日誌中に記述せしが、其當時に於
 て余は輕装せる一千より一千五百の兵は駱駝の力を假り、スアマンよりバーバ
 ーに送らるゝを得べきを以て、非常なる困難と危險とは豫め之を覺悟して必ず
 此事を企てざるべからずとの意見を持せしが、今日に至りても余は尙此意見を
 是とするなり。而して一方に於ける英國政府に就きて之を論ずれば、軍事情局者
 等の意見が斯くの如く分離して一定せざるに依り、英國政府が終にチャーレンダリ、
 クスマフ、ソクソン、チャーエバリー、ソクウッド及び余の意見を排斥するに至りし亦
 決して無理にあらざれど、その兎に角此少數の軍隊を以てバーバリーに突進すべ

しと云へる建議が實行し難きものなりとして排斥せしに、其利那より後日に及
 び大兵を出さざるべからざるは殆ど避くべからざりしなり。然れども英國政府
 が十分事實の真相を認めんまでは、尙未だ多少の日月を要せしなり。

四月八日に至り、グランビル卿は余に打電して、ゴルドン將軍が幾回となく英國
 政府に建議して、ソクウッドに兵を送り、ドンゴックに下るの形勢を示さば、ゴルド
 ン將軍の爲めに便宜を興ふること少からずとの意見を述べたる由を報じ、又卿
 の意見としても、目下バーバリーに於ける状態より顧るも、この事の甚だ有利なる
 べきを述べ、メナフ、ソクソン及びウッドの二將軍と協議すべしとの意を述べ來れり。
 而して此點に關しては已に以前に於ても十分討論を盡したる後なれども、余は
 グランビル卿の命に従ひ再び會議を開き、バーバリー、チャーレンダリ、クスマフ、
 ソクソン及びチャーエバリー、ソクウッドの三氏と協議を遂ぐるに至りしが、メナフ、ソク
 ン將軍は夏期に於ける氣候の關係より此計畫に對して甚しく反對すべき理由
 あるを認め、亦北極地より非常に遠隔せる土地に斯くの如き小隊を留むるは

甚だ拙策なりとの意見を表せしに依り、余はグランビル卿に返電を送り、全體の上より此計畫を考察すれば不利なる點は利なる點より遙に多きのみならず、且つ利なりと信せらるゝ點も甚だ疑はしき性質を帯ぶるなりと答へしが、余は後日に至り、此建議に對して斯くの如く反對せしと悔ゆるの感なく、然れども余が之を悔ゆると云へるは、唯ゴルドン將軍が當時斯くの如き境遇に在りし爲め、將軍の考より出で、而も將軍が反覆して希望を違へたるものなる以上、若し其事が實行し得べきものならば、之に賛同すべかりしと云へる感情に基けるのみにして、實際に於てはコロスコ或はワグ、バルフより一小隊を送りたりとも、決してハーツームに於けるゴルドン將軍に影響を與ふべしとは、その當時に於ても今日に於ても決して信ずる能はざるなり、而して此事はゴルドン將軍も後日に於て明かに悟る所ありしが如く、その後英國軍がドンゴラに來り、將にハーツームに向つて下らんとするの準備をなせし時、ゴルドン將軍は其日誌中「一八八四年十一月八日に於て、ドンゴラに於て斯くの如き莫大の準備をなせるに拘らず、時局の進行に對してその効果を及ぼすの甚だ小なるは奇とするに堪へたり、今日ま

での形勢に於ては、其効果は極めて小なるものと云ふて可なり」と記載せり。四月九日に於て、余はゴルドン將軍より殆ど三十通の電報を受けたり、此等は皆一時途中に停滯して漸く此日に到着したるものなれども、余は此等の電報に依りて四月一日までのハーツームの状態を詳にするを得たり、而してゴルドン將軍は其中の一に於て、マリアーの謀叛は甚しく誇張して傳へられたれども、其實は甚だ微細なるものにして、五百人の決死隊あらば、直ちに之を鎮壓し得べきを述べ、人々の無氣力なるを憤慨し、又今にして叛徒を根絶せずんば、將來は此勢力蔓延して、終に同々敎國全體に困難を與ふるに至るべきを論じ、更に又英國政府が遠慮懸念して終に時機を失ふべき事、及び若し英國政府にして一時其體面を損する事を忍び、十分軍費を出し、三千の土耳其歩兵と一千の土耳其騎兵とを用ふれば、四ヶ月以内にマリアーを殲滅して全局を定むるを得べき事を論じしが、將軍は此建議を非常に重要視せし如く、其日誌中にも斷えず此事を記載し、其中に言へるに、縱令埃及にしてスーダンを恢復したりとするも、一兩年の内には更に他のマリアーを出すに至るべきを以て、同地方をば土耳其カッピリアかの執

れにか興へざるべからざれども、現時に及びてはアヒーア一人にては其功を奏する能はざるに依り、英國政府は幾何の補助金を附してムーメンをサルマンに興ふるを以て最上の策となすべきなりと論じたるを見たり、而してゴルドン將軍が如何にして終に斯くの如き意見を懐くに至りしやは、之を其電報及び日誌中より抽出するを得べく、第一に將軍は如何なる解決も、之をマーマーをしてムーメンを占領せしむる事に比較せば遙に優る所あるを認め、且つ論じて、既に文明の崩壊を發するに至り、將來に於ても有礙なるムーメンを放棄し、土耳其若くはアヒーアに此國を興へ、再び奴隸賣買を盛ならしむるは、固より拙策に相違なきも、英國は此國を支配せしむべき人を有せず、又その費用の負擔にも堪ふること能はざるを以て、已むを得ずして此拙策を取らざるべからずと論斷したるものにして、其後九月頃カイローに到着したる將軍の電報に於ては、熱心に此事を土廷に交渉せん事の希望を表し來りたり、加之ゴルドン將軍は深くムーメン人等が謀叛の行動を繼續せるを憤慨し、一八八四年四月十二日を以て、余に發したる電報に於ては、年額十五萬磅の補助金と共にムーメンをサルマンに興ふるは

難事にあらざるに、之をなさざるは如何にぞや、サルマンは三ヶ月以内にマーマーを初めとし、叛徒全體を鎮定し得べし、余は當地の人民が余の申出でたる條件を斥けし以來は、頻にサルマンをして此地を蹂躪せしむべきを欲するなり、而してサルマンは唯三下の兵を用ふれば足れるなりと記述せり、以上ゴルドン將軍の論ずる所を考察すれば、將軍は十分にマーマーの謀叛の性質が甚だ危険なることを了解せず、徒に之を輕視したれども、實際此謀叛は到底五百人の決死隊を以て鎮定し得べきが如き容易なるものにはあらず、軍に地方に於ける標準より之を観察すれば、最も重大危険なる性質を帯ぶるの謀叛にして、之を征定せんと欲せば、ゴルドン將軍が必要と認めたる兵數よりも更に遙に大なる兵數を要すべきは勿論なれども、又一方より之を論ずれば、ゴルドン將軍はマーマー軍がムーメンに成功したる曉に於て、其埃及に及ぼすべき結果を推測すること重きに過ぎ、マーマー軍は先づメカを取り、尋いで土耳其を震動せしめ、且つそのハーツームを取りたる結果、謀叛は必ず埃及中にも起るべしと論じたるが、今日より之を顧れば、將軍は徒に過大なる杞憂を懐きたりしなり、勿論マ

イブリーはムーゲンに於て最上の勢力を有するも、此謀反の結果は全く一地方に限り、他の同々救國にては如何なる困難をも及ぼさず、假令及ぼしたりとしても、若しイブリー軍が埃及の攻撃を企てなば英國兵の爲めに撃退せられて、埃及に進入するを得ざるべきなり、而してクワンピル卿は五月一日に於てユガートン氏に訓示を興へて、ゴルドン將軍の建議に對する英國政府の回答を傳へしめしが、其公文は左記の如くなりしなり。

ムーゲンに於て土耳其兵を用ふべしとの事は、ゴルドン將軍が從來屢主張したる意見とは相反せる者にして、將軍が嘗つてバーバー及びハーシュームに於て發表したる宣言には、將軍は土耳其兵の派遣を阻止したる事、及び此上に流血の慘狀を來さざらしめんが爲めに、將軍自らムーゲンを來るに至りし事を告げしは人々の善く記憶する所にして、今新に之を言ふを要せざるなり、且つ將軍の建議せし方針は、ムーゲンを埃及より分離せしめ、此地の住民をして以前の獨立を恢復せしむべしと云へる英國政府根本の政略に反せるなり、……ゴルドン將軍が斯くの如く土耳其兵を用ひん事を建議せしは、軍事行動に

願りてムーゲン守備兵の引揚を了し、イブリーの衰滅を來さしめん事を希冀せるに因るや明かなり、……然れどもゴルドン將軍が斯くの如き建議をなすに至りしは、結局將軍が斯くの如き軍事行動は、英國政府の允可を得る能はざる事、及び將軍の使命の範圍外に出づる事も十分明かに了解せざるに坐するなり。

ゴルドン將軍にして、假令多少の附附を加ふるとなすも、果して其受けたる使命に關する大體の方針と一致せる建議をなせしならば、英國政府は之に應ずべき義務を有すれども、ムーゲンを擧げて之をサルマンの手中に歸せしめ、イブリーの謀反を殲滅せんが爲めに土耳其兵を利用すべしと云へるが如き建議は、將軍の受けたる訓示の精神にも、將軍が現に今日まで主張し來りたる意見にも反するものなるを以て、如何なる點より此問題を考察するも、今回ゴルドンが勸誘し來りたるが如き絶對的なる政略の變更に對し、英國政府が其果して能ふべき事なるや、又は願はしき事なるやを判断せんが爲めに、其力を用ひたる事は十分正當なる事なり、且つ政府が遂にゴルドンの意見を斥くるに至りしは、全く賢明な

る處置たるを失はず、余はゴルドン將軍の推薦に頼れる政略の實行が果して能ふべきものなるや否やを疑ひ、又假令實行し得べしと假定するも決して願はしきことにあらざるを信するなり、而して余が何の故に其政略の實行せらるべきやを疑ふやと云はれ、余は以前アラビヤ叛亂を鎮定せんとせし際、土耳其兵を出す事に就き土廷と交渉せし時の事例に順みて今回も亦斯くの如き事件に關して土廷と交渉するの困難なる點より之を疑ふなり、又土廷をして此大事の場合に當り成功を期し得べきが如き敏活強力なる行動に出でしむるの困難なる點より之を疑ふなり、加之土耳其政府の財政も埃及政府の財政も窮乏に瀕し、且つマードラーの謀叛は頗る重大事件にして、之を鎮定せんが爲めには大兵を要すべしと云へる諸點より之を疑ふなり、而して其次に余が敢てゴルドン將軍の推薦し來りたる方針の採用を願はしからずと云へる理由は、二個の事實に基けるものにして、第一には、土耳其兵が一度ムーメンを占領するに至らんか、其占領は永續せらるべきのみならず、或は謀叛の第一の原因たる悪政をして更に甚しからしむべしと云ふに在り、第二には、土耳其の占領はムーメン問題に對して最後の

解決を與へざるべしと云ふにあり、勿論土耳其若くはマードラーをしてムーメンを占領せしむるは等しく害毒を來すべきに相違なきも、英國、埃及、文明世界全體若くはムーメンの人民の利害の上より之を判断すれば、マードラーの占領は之を土耳其の占領に比して優れる所あり、マードラーの族の支配は勿論害毒を有すべしとしても、その害毒は十中の八九まで一時の現象たるべきは敢て之を豫言するに難からざるも、土耳其の占領は多少永久なる性質の害毒を含めるなり、加之土耳其のムーメン占領は將來に於ける埃及のムーメン恢復の方針とは殆ど兩立せざるのみならず、終には政治上、財政上、際限なき紛争を生ずるに至るべきを以て、英國政府が此問題に對してゴルドン將軍の意見を採用せざることに決せしは嘉すべき事なりとす。

然るに之と同時にハリッシームの形勢は日々危急に瀕し、三月二十九日に瀕着したる十七日發のゴルドン將軍の電報に依れば、十六日、ハリッシーム附近に戦事起りしが、二人のハン等其後死罪に處せられたるが故に内應したるが爲めに、埃及軍は大敗を蒙りたりとの情報に接せしが、其後間もなくハリッシームに大恐慌を生

と述べ得る者は皆悉く其所を去るに至りしを以て、バーバー指揮官、ハヤイン、マ、ケリー、ラフは打電して、政府は吾人を棄てたるを以て、今は唯神に依頼するのみなりとの報知を送りたり、而してゴルドン將軍はカイローより送りたる電報をば一も受領せざりしが、英國政府がアビー、ア、パレン、任用の建議を容れず、且つ又、フキンよりバーバーに兵を送るの意を有せざる事をも、丁知して深く憤然し、四月七日、余に電報を送りしが、此電報はエグモン、ト、ヘーグ氏が所謂歴史的电報にして、其内には、余の了解する限り、に於ては、當時の境遇は左の如きなり、貴下等は常所或はバーバーに如何なる援軍をも送らざるの意見を表明し、又アビー、ンをも余に送らざるなり、故に余は臨機應變、自由の行動を取り、能ふ限り長く常所に留まり、叛徒を鎮定するを得ば之をなすべく、若しなし得ずんば、亦道地方に退却し、セナー、カ、カラ、バーバー、及び、イン、ゴフ各地の守備兵を見捨てたりと云ふ、不朽の汚名を貴下等に負はしむべく、貴下等は埃及の平和を維持せんが爲めに、絶に非常なる困難を嘗めて、マ、ア、ア、を撲滅せざるべからざるに至ることを保證するなり」と記載したり、然るに此電報中に用ひられたる強烈なる語調は、忽ちに驚

派政事家等の捕捉する所となり、彼等は、不朽の汚名なる一語の意味を強め、之を利用して政府を攻撃するに至りしが、余の信ずる所に依れば、苟くも公平なる意見を有する人にして、英國政府が、其當時に於ける、ムーゲン守備隊の困難に對して責任を有すべしと信ずる者は一人もあらざるべしと思惟すれど、若し論者に受けざるべからずと主張する人あらば、其人は喜んで其説を主張して可なり、彼等は彼等が悲みて已まざる其結果を防止するを得べき唯一の救済策を主張するも可なれども、其救済策は即ち強力なる英國遠征隊の急遣、或は寧ろ守備隊を救はんが爲めに、數度の遠征隊を出す事にして、此點に對しては、十中の八九までは政府の處置を批評する人と雖、道に自己の批評の論理的結論を採用せん事を避けしなり。

英國政府はムーゲンに在る埃及の守備兵を救ふ事に就ては、固より如何なる徳義上の義務を有せざるも、ゴルドン將軍及び、ヌ、ア、ワ、ト、大佐等を、マ、ア、ア、の手より救ふ事に就ては、速るべからざる義務の下に在り、且つ彼等を救はんが爲め

にハーシュームに遠征軍を出さざるべからざるは日々明瞭なるに至りし故余は殊に其時機を失はざる中に其準備をなすの必要を感じ、四月十四日に於て左記の公文をクランヒル卿に發したり。

余は再びハーシュームに在るゴルドンの境遇に關し、敢て再び閣下の注意を請はんと欲するものなれども、十分の考察を遂げたる後他に取るべきの方策なきに定まらざる以上、余は敢て遠征軍を送りてゴルドン將軍を救ふべき事を主張せんとするにあらざるを諒察せられん事を望むなり。ハーシュームに遠征軍を送る事に就ては、余は何人にも劣らず反對の意見を有するものなれども、ハーチングトン卿は已に下院に於て英國政府はゴルドン將軍の安全に關しては、大に責任を感ずる事を言明し、又卿が假令斯くの如く言明せざりしとしても、現に事實は此事を證明して餘あるなり。

故に余は此事に關して敢て確乎たる意見を建議すと云はんよりは、寧ろ余の知れる限り實際の状況を報せんとする目的を以て、閣下の前に左の意見を開陳するの義務を感ず、且つ又其境遇は非常に困難を極め、余は敢て之に對して

斷乎たる意見を吐かん事を躊躇するを告白せざるべからざるなり。

中に收めたるが、その内に於てこの後二ヶ月間即ち五月末に至るまでは將軍はハーシュームに居るも猶カイローに在るが如く安全なりと通知し來りたるは閣下の丁知せらるゝ所に於て、ゴルドン將軍が單に二ヶ月間を維持し得べきも、その後は能はずと云へる事を明白に發明したるものなるや否やは全く詳ならずと雖、遠征軍が五月下旬までにハーシュームに到着するの不可能なるを思へば、余は將軍が單に二ヶ月間を維持し得べしと云ひたるにあらざるべきを信するなり。以前に於けるゴルドン將軍の電報は、余をして將軍が六ヶ月間の兵糧軍需品を貯ふることを信せしめたり、而して又マーナイにして使費をなさんと欲せば、彼は九月或は十月以前に之をなすべしと思はるゝを以て、余はゴルドン將軍に對し、十分此點を説明せられん事を求めたれども、當時ハーシュームとの通信往復の困難は非常にして、如何なる場合に於ても余が將軍の回答を得る以前に於て多くの日數を要すべきなり。

同時に吾人は進退兩難の間に在るが如く思はるれども、結局本國政府は終に
 コルマン將軍を救はざるべからざるに至るべし、而して余は總ての軍事當局
 者の意見を徴したれども、彼等は悉く最良の道路なりと稱せらるゝ、ナイルの
 賭谷に沿うて軍事行動を取らんとせば、一刻も猶豫せずして準備に着手し、河
 水の増流を見るや否や、直ちに前進し得るが如くなし、置かざるべからずと云
 ふに一致せり、余は固よりコルマン將軍が遠征軍の力を假らずして退却し得
 る事を希望し、果して斯くの如くならば遠征準備は無益に歸するやも測られ
 ざれども、又他の方面より顧れば、現時に於て準備を調ふるにわらずんば、一朝
 進軍の必要に逼らるゝ時、遅延遲滞して遠征の目的を果す能はざるの憂なき
 にわらざれば、此等の事情の下に於ては、必要に應じ直ちに進發し得んが爲め
 に、陸海軍の當局者等が豫め船艇その他に關し多少の準備を整へ置くの要なき
 や否やを考察するは必要の事なるべしと思惟せらるゝなり、而して余の意
 見としては、一朝好機會の測着せし時、直ちに進發し得べき機を逸せんより、假
 令終に無益に終るの恐あるも、今日に於て相當の準備を整へ置かん事の遂に

優る所あるを信するなり。

而して余はグラントンヒル卿に宛て右の公文を發したる後、將に倫敦に開會せられ
 んとする埃及國大藏省の財政状態を考察すべき會議に列せんが爲め、四月二十
 一日、カイローを出發するに至りしにより、余の不在中はエガートン氏(後のサ！
 エドソン・エガートン)は總領事代理を命せられ、事務を代理するに至れり。

第二十七章 救援軍

二八八四年四月二十一日—十月五日

ゴルドン將軍建議の動機—同上問題を論ずるに當りて此心を有せざるべからず—ゴルドン將軍は英國政府の方針を實行せんと欲せしや—ハーバーの狀態—ゴルドン將軍に送られたる使節及び將軍の訓告—サーリンデナリ、スアケフ、ソンは遠征軍に關する條件をなすべしことを命ぜらる—スアケフ、ハーバー間の鐵道—ハーバーの陥落—軍事費を可快す—ワイルスレー、補給はナイル遠征軍總指揮官に任ぜらる—ワイルスレー補給はワケ、ハルツに到着す—同上事件に對する評論。

今や本章に入らんとするに當り、多少重複の嫌なるにあらざるも、この當時に於けるゴルドン將軍の行動を指導したる動機に關し判断し能ふ限り、之が記述をなすは必ずしも無用にあらざるべし、而して第一に、ゴルドン將軍はムーメンに於て英國及び埃及兩政府の方針を實行せんが爲めに緊切の盡力をなせしや否や、第二には、其方針は實行し得べきものなりしや、及び第三には、ゴルドン將軍は救援軍の助を受けずしてハーシュームより退却するを得べかりしやと云へる諸

問題は自然に生じ來れども、此等の問題を論ずるに先ち、豫め觀察せざるべからざる他の要件あり。

而して其要件とは、第一に、極めて寛大なる解釋を以て、ゴルドン將軍の行動を判断せざるべからずと云ふ事なれども、史實を明かにすべしと云へる標準を離れ、明白なる證據をも顧みずして、妄に寛大なる解釋を試みて將軍の行動を辯護すべしと云ふの意味にあらざして、唯その當時に於ける將軍の位置の非常に困難なりし事、及び將軍がハーシュームに到着せし以來、倫敦及びカイロに居れる時に至も豫期せざりし幾多の事情を新に發見したる事、並にゴルドン將軍及びピスマット大佐は今已に世に在らずして如何なる批評非難に對しても辨解或は説明をなす能はざる事等の事情を顧み、假令ゴルドン將軍の行動にして非難するに足るものありとも、最も裨益ある論法を用ふるは死せる將軍の名に對して尊嚴を表する所以なりと云ふに外ならざるなり、加之ゴルドン將軍の性情は一時に激激し易く、一度觀念の其心の中に動くあれば、直ちに之を筆にして報告或は建議をなせしに依り、將軍が偶然筆舌に表はしたる事は決して不相應に

重要視すべきにあらず、故に余は將軍がハーツ・ム・籠城中に懐きたる意見並に其動機に就ては、將軍が自ら首説したる事よりは、寧ろ其日誌、書信及び電報中に於ける大體の傾向に重きを置き、之を基礎として一の意見を構成せんと力めたるなり。而して英國政府の行動に關しても、亦ゴルドン將軍の行動に對するが如く、等しく寛大なる精神を以て判断せざるべからざるは勿論なり。當時ゴルドン將軍が其術に當りたる事業は非常に困難にして、英國政府が斯くの如き場合に當りて細目に涉れる點までも之に訓示を與へんとするは到底能ふべき事にあらず、又願はしき事にもあらざるを以て、英國政府のなすべき所は唯大體の方針を示し、之を實行すべき方法如何に關しては十分なる自由行動を其人に許すの一事にわれども、今や英國政府及びゴルドンの行動を論ずるに當りては、等しく其訓示の首辭に對するよりは、寧ろ其精神に對して注意を拂はざるべからざるなり。

而してゴルドン將軍はムーメンに於て英國及び埃及兩政府の方針を實行せんが爲めに緊切なる盡力をなせしや否やと問はば、將軍がカイローを去りし時に

常り、この方針に賛成の意を表せしは殆ど疑ふべからず、將軍は屢、眞實なる首辭を以て賛成の意を表し、又實際に於ては自己の受くべき訓示の原文を、倫敦に於ても、カイローに於ても、自ら之を起草せしのみならず、此方針は將軍がムーメン事件に關係せし以來、唇口にしたる意見と一致し、殊に將軍は口を極めてムーメンに於ける埃及の政治或は將軍の意見に依れば、寧ろ土耳其の政治の不正不法なるを論じ、ムーメンを以て無用の長物なりと認め、英國政府に對し、ムーメンに關しては他より敢て干渉を加へず、その國人をして自由に内政を處理せしむべきことを勧告せしなり。然れどもゴルドン將軍は自ら評して、世界中に余の如く或は余以上に心を變ずる者はあらずと云ひし如く、將軍がハーツ・ムに到着せし以來、全然ムーメンに關する意見を變更するに至りしは、毫も疑ふべからざる事にして、ムーメンの爲めに幾分安固なる一政府を設けずべしとの希望は、無論最初より之を懐きたるも、其實行は到底之を望むべからざるに至りし後も、將軍は長く此方針に固着せしなり。ゴルドン將軍の最初の計畫に於ては、以前に於ける地方國主等の權利を恢復し、以てムーメン地方を統治せしめんを欲したるが、